

いくのこうざんおよ こうざんまち ぶんかてきけいかん
生野鉦山及び鉦山町の文化的景観

保存計画書

平成 23 年 3 月 31 日策定

平成 25 年 3 月 31 日改定

朝来市教育委員会



生野鉾山及び鉾山町の文化的景観 保存計画書 目次

第1章 文化的景観の保存に向けて

- 1-1 現状
- 1-2 文化的景観を保存活用していく意義
- 1-3 生野鉾山及び鉾山町の文化的景観のとらえ方とその価値
- 1-4 保存計画の目的
- 1-5 保存計画策定に至る経緯
- 1-6 文化的景観を保護するための課題

第2章 文化的景観の位置及び範囲

- 2-1 位置
- 2-2 範囲

第3章 文化的景観の保存に関する基本方針

- 3-1 保存管理の基本方針
- 3-2 整備活用の基本方針
- 3-3 管理運営の基本方針

第4章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

- 4-1 関連計画
- 4-2 土地利用の方針
- 4-3 行為規制の方針

第5章 文化的景観の整備活用に関する事項

- 5-1 建造物等の修復修理及び修景
- 5-2 鉾工業技術の発展・継承
- 5-3 鉾山文化の継承
- 5-4 その他文化的景観の保護活用に資する事業

第6章 文化的景観を保存活用するために必要な体制に関する事項

- 6-1 行政
- 6-2 自治会及び地域自治協議会などとの連携
- 6-3 市民・まちづくり団体
- 6-4 企業との連携
- 6-5 広域的な鉾山町ネットワークの形成
- 6-6 文化的景観の保存活用に向けた組織の連携

第1章 文化的景観の保存に向けて

1-1 現状

(1) 継続されてきた鉱工業

鉱山業は、採掘という採取産業と、製錬という装置産業が結びついたものであり、これに鉄道や道路といったネットワークとしての運輸業や、水力や電力といったエネルギー産業が付随することによって形成されている。さらに、鉱山の機械修理・製作部門から機械工業や製作所が、鉱山の土木部門から建設業が、さらには鉱山の木炭・坑木部門から林業がそれぞれ派生し成長していった。このように鉱山業は一体性を持った総合製造業としての特徴を持っている。

「生野鉱山及び鉱山町」は、天文11年(1542)の蛇間歩における銀鉱発見を端緒として石見銀山の技術者によって伝えられた鉱山技術による本格的な銀山開発が始まり、織豊時代の隆盛期を経て近世に鉱山町としての形態がほぼ完成した。明治に入ると近代化モデル鉱山として劇的な変化を遂げ、昭和の閉山後も引き続き鉱工業が継続され、さらに現在でも錫精錬や半導体製造、レアメタルリサイクルなどの鉱工業が営まれている。

こうして、生野では日本で唯一、中世から近現代までの鉱工業技術史及び鉱山生活史の変遷を証明することができる「今も生きている鉱山町」としての景観が維持されており、これらは現在の生活や鉱工業と相まって独特の雰囲気を生み出している。

(2) 鉱山文化と人々の暮らし

流通・往来が頻繁な鉱山町としての長い歴史は、生野に衣食住や言語など様々な分野において鉱山町独特の文化を形成するとともに、各地の多様な文化が混合することによって山神祭りや生野踊りなど生野独特の伝統文化を形成した。

生野銀山絵巻には、鉱山での過酷な労働以外にも、女性たちのどかな休息や子育てなどの様子が描かれており、質素ながらも豊かな暮らしを伺うことができる。

近代に入ると、西洋文化を積極的に取り入れた暮らしが急速に浸透し、衣食住全般について都会と同様のハイカラ文化が取り入れられ、都市的な暮らしは人々に進取の気性をもたらした。



閉山後の現在も、鉱工業と鉱山町独特の生活文化とが緊密なつながりを保ちながら生野とその周辺地域の経済や暮らしを支え続けており、生野に暮らす人々が日常生活において繰り返す行為が空間に深く刻み込まれることによって、独特の鉱山景観として映し出され、鉱山町独特の営みがさらに今後も継続していく可能性を保持している。

1-2 文化的景観を保存活用していく意義

全国の多くの鉱山町で、閉山と同時に産業や人々の暮らしに終止符が打たれ、廃墟への道をたどっていったなか、生野では企業や人々などの懸命の努力によって「今も生きている鉱山町」として営みが続いており、貴重な意義を有している。

長い生野鉱山の歴史には幾多もの栄枯盛衰があり、繰り返して押し寄せる操業危機や閉山危機

の中で多くの人々が鉱山維持のためにたゆまぬ努力を続け、或いは鉱山盛況の栄華を誇示する豪華絢爛な文化や嗜好なども、その再来を願って私たちに引き継がれてきた。

このように、400年以上にわたって日本及び世界経済を支えてきた鉱山業や生活文化が映し出された景観と、その場所性に依拠した関係施設などを産業とともに後世に継承することは、我々に課せられた大きな課題であり、将来にわたって産業や暮らしを維持し発展し続けることに大きな意義がある。

鉱山町として、合理化や効率化のための絶えざる変貌を受け入れつつ、優れた伝統性や歴史性を引き継ぎながら、それを巧みに調和させ得たときに、真に文化的景観が保護されていると言える。景観は重層的であり、今後も続くであろう変貌の過程そのものが文化的景観である。

文化庁の調査報告にもあるように、採掘・製造等に関連する文化的景観を形作る要素は、我々が生きてきた痕跡であるにもかかわらず、今まで丁寧な分析や正当な評価が行われなままに産業構造の劇的な変化や都市開発などの中で消え去っていくことが多かった。しかしその重要性に立ち返り、広く一般の人々が持つ個人的な記憶や体験に基づいて個々の景観を掘り下げ保護の対象としていくことは、文化的景観保護制度が果たすべき重要な役割のひとつである。

鉱石の採掘は終わったが、日本の産業革命と技術革新を成し遂げた遺伝子が、未来へと続く鉱脈となって脈々と受け継がれていることは、私たち朝来市民の誇りである。文化的景観をはじめとして「鉱山町」に関係するあらゆるものが貴重な財産であり、誇りに満ちたまちづくりにもつながる意義を持つものである。

1-3 生野鉱山及び鉱山町の文化的景観のとらえ方とその価値

すでに保存調査報告書で述べたように、鉱業は有限の地下資源である鉱物の採掘を基本とした産業であり、資源の循環性や可逆性に乏しいため、採掘による地下資源の減少に伴い産業そのものが衰退することが一般的である。したがって鉱山と共に発展したまちは鉱山の終焉と共に鉱山街としての生活や文化が凍結されることが多い。

このような産業的特質から鉱山町としての生野の歴史をみるならば、中世から明治期の近代化を経て昭和の閉山の後もその形態を変えつつも現代に至るまで鉱工業として連綿として続いていることは、希有な存在である。

生野は、400年以上にわたり採掘や製錬、加工、運輸といった鉱業に加え、代官所や番所といった統治機能、行政機能、商業や流通といった消費的機能、労働者をはじめとする居住機能のほか、教育や医療、福祉的な機能などが同一地域内で持続してきた。

それぞれの時代の生産様式や生活様式に応じた地域の産業や人々の暮らし、文化がもたらす景観が重層的に表れていることが生野の文化的景観の最大の特徴であり、それらが今なお生きていることが最大の価値であるといえる。

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観は、鉱工業関連施設や生活関連施設といった有形の要素と、生活の中で育まれてきた鉱山技術や文化など無形の要素により構成されている。これらの有形・無形の要素が景観的關係文脈により記述されることによって生野鉱山及び鉱山町の文化的景観が説明される。

生野鉱山及び鉱山町は、鉱山の盛衰や業態の変化など産業（生産・流通を含む）の歴史的な文脈と、生産現場や人々の生活の場や生活様式の変化等の文脈により文化的景観を象徴的にあらわ

すことのできる地域を浮かび上がらせることができる。

このように生野鉦山及び鉦山町の文化的景観は、全体的な範囲としての認識の中にいくつかの景観的特徴をもった地域が設定できることに大きな特徴があるといえ、今後生野鉦山及び鉦山町の文化的景観を保存活用していく上で重要なポイントなる。

1-4 保存計画の目的

平成 17 年に合併した朝来市は、「人と緑 心ふれあう交流のまち 朝来市」を将来像とした『第 1 次朝来市総合計画』を平成 19 年に策定し、平成 24 年からの後期基本計画では、良好な景観を活かしたまちづくりを進めていくこととし、重要文化的景観の選定推進、生野鉦山及び鉦山町の文化的景観や近代化産業遺産の積極的な保存活用が盛り込まれた。

また、平成 19 年度に策定した『生野鉦山群近代化遺産 保存活用基本方針』には、「生野鉦山とともに歩み続け、未来に継ぐ協働のまちづくり」を将来像として、国県重要文化財の指定や重要文化的景観の選定を視野に入れた取り組みなどにより、近代化遺産や周辺環境、鉦山町独特の歴史文化などを総合的に保存し、魅力的な鉦山景観を持続していくこととしている。

朝来市生野町において組織されているいくの地域自治協議会においても、「ロマンあふれ かがやくまち いくの」をキャッチフレーズとした『いくの地域まちづくり計画』が策定されており、「鉦山町」をひとつのテーマとした市民主体のまちづくりが進められており、奥銀谷地域自治協議会においても伝統行事や歴史文化の保存、うるおいのある景観づくりの取り組みを通じ、後世につなぐふるさとづくりが進められている。さらに、同じ鉦山町の景観を有する養父市大屋町の明延鉦山においても、兵庫県県土整備部による景観形成地区指定調査や、養父市による重要文化的景観の選定に向けた調査研究などが進められている。

本保存計画は、これら既存計画や関連する調査・計画などのもと、隣接地域と連携しながら生野鉦山及び鉦山町の貴重な文化的景観を保存活用していくために策定するものである。

1-5 保存計画策定に至る経緯

朝来市では、「朝来市生野鉦山の文化的景観調査委員会」を設置し、平成 20 年から平成 21 年度にかけて文化庁及び兵庫県の補助金交付を受けて文化的景観保存調査事業を実施するとともに、これと並行して生野鉦山の文化的景観パンフレットの作成や文化的景観説明会の開催などを繰り返し、鉦山町の文化的景観の価値について周知を図ってきた。

一方、文化庁において、平成 17 年度から平成 19 年度にかけて「採掘・製造、流通・往来、及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」が実施され、平成 22 年 3 月に同調査研究の報告がまとめられた。この調査研究事業（1 次調査件数 2,032 件）において「生野鉦山」が、鉦業・エネルギー産業集積地域としての産業景観、主に生活にかかわる街区・界限・場としての市街地景観、馬車道や鉦石の道などによって形成さ



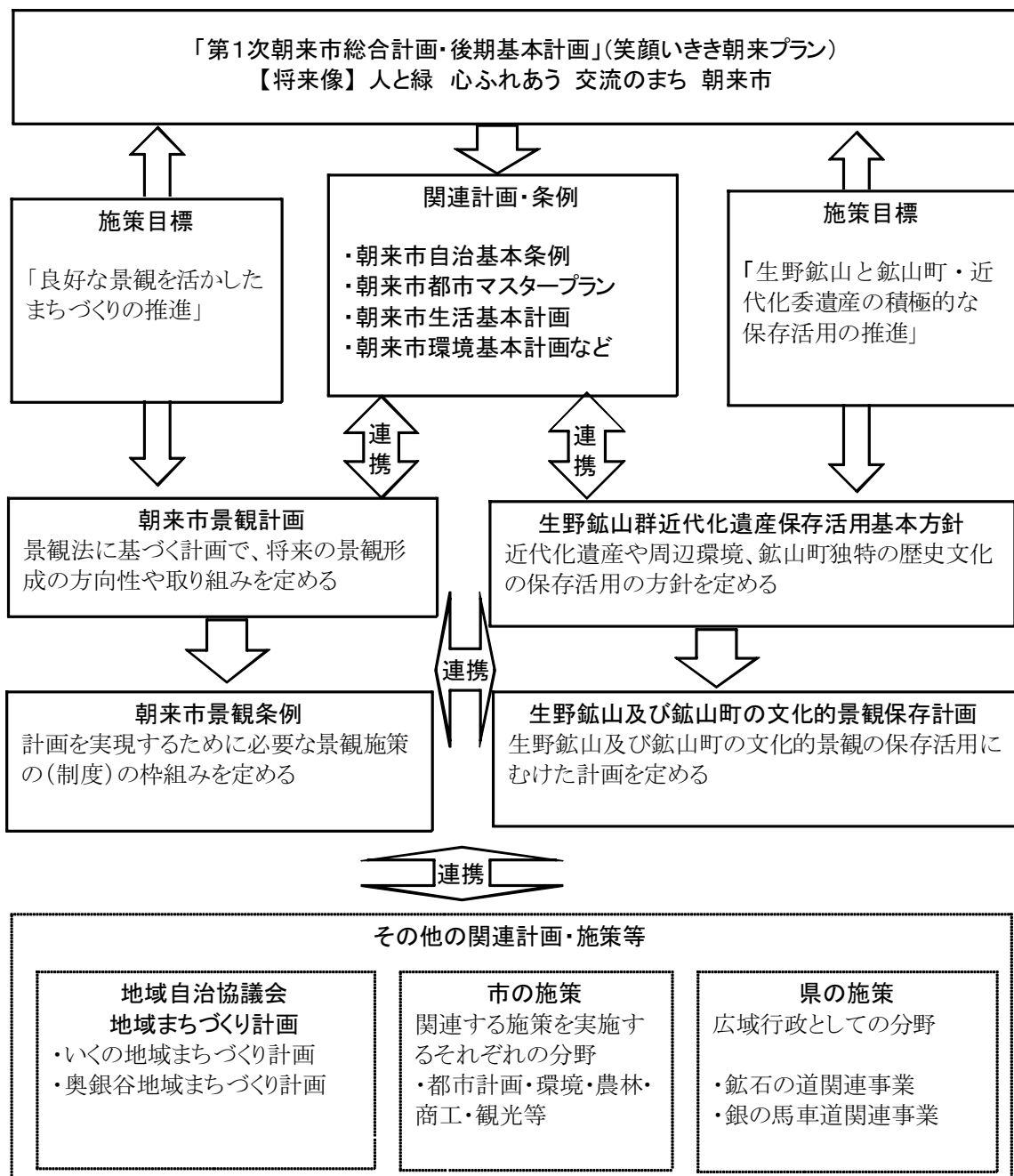


図 1-1 保存計画の位置づけと他の計画との関係

れたネットワーク景観などが組み合わされた鉱工業・産業系の”複合景観”における「重要地域」6件の一つとして選択された。

さらに、平成 22 年度に朝来市において、生野鉱山の文化的景観保存調査を行った調査委員会を発展継承させた「朝来市生野鉱山の文化的景観保存計画策定委員会」を設置し、文化庁及び兵庫県からの補助金交付を受けて、計 3 回の委員会を開催するとともに、住民説明会、現地説明会、区長説明会、シンポジウムなどの開催や広報紙への情報掲載、パンフレットの発行、説明パネルの作成など積極的な周知啓発を行いながら文化的景観保存計画を策定した。

また、平成 23 年度からは市民まちづくりフォーラムを開催し、市民への周知や理解を得なが

ら景観法に基づく景観計画の策定、条例の制定に向けた取り組みを進め、平成 24 年 2 月に景観行政団体に移行し、景観計画策定委員会を開催しながら平成 24 年 11 月に景観計画案及び景観条例案の策定に至った。

このようなことから既に策定した文化的景観保存計画についても、平成 24 年度に再度、文化的景観保存計画策定委員会（第 2 期）を設置し、見直しを行うこととした。

第 1 期、2 期の委員会の構成員は次のとおりであり、このほか企画部、都市整備部、産業振興部、生野支所等の市関係部局の協力を得ながら策定を行った。

1-6 文化的景観を保護するための課題

生野鉦山及び鉦山町の文化的景観は、鉦工業施設に代表される有形の要素と、人々の暮らしや生活文化、産業に見られるような無形の要素とが一体となって浮かび上がっているものであり、それぞれが有機的な関係性を維持することによって「鉦山町」というまとまりを持った総体として捉えられている。それは歴史的な建造物や構造物などが個々に明確に存在することだけではなく、長い時間をかけて徐々に形成されてきた風景の解読によって浮かび上がってくる面的なまとまりというべきものである。

「今も生きている鉦山町」の文化的景観を保護していくためには、鉦工業の継続がどうしても欠かせない。錫精錬といった従来からの鉦業のほか、半導体産業や都市鉦山のレアメタルリサイクル産業など、科学自術の発展に伴って様々な鉦工業分野への柔軟な対応が求められている。

さらに、近年の我が国を取りまく鉦工業の動向は非常に厳しいところがあり、現状としての活動については流動的、不透明である。

生野鉦山及び鉦山町の文化的景観は、都市と鉦工業の景観に分類されるものの、一般的な都市に見られるような大規模開発に対抗する伝統的な景観保全のためのコントロールという意味以上に、産業の減退、恒常的な人口減少や高齢化、高学歴化などによる若者流出などの厳しい課題を克服し、地域の活力減退に対抗しながら地域再生を進め、誇りを持って暮らすための有効な手段としても、文化的景観制度の積極的な活用が求められているところであり、一般的な都市部の状況とは大きく異なっている。

また、歴史や伝統文化を維持するために、市民との協働によって歴史文化に根ざしたまちづくりの展開が必要であり、鉦山町をキーワードとした文化交流や観光産業などを展開しながら持続的な発展に結び付けていくためには、伝える方法や続ける方法自体をデザインしていく必要がある。

朝来市生野鉱山の文化的景観保存計画策定委員会（平成22年8月27日～平成23年3月31日）

委員：

足立 裕司（神戸大学大学院建築史研究室教授） 委員長
三輪 康一（神戸大学大学院建築史研究室准教授） 副委員長
八木 雅夫（国立明石工業高等専門学校教授）
藤田 裕嗣（神戸大学文学部教授）
山田 定信（朝来市文化財保護審議会副会長）
山道 哲雄（三菱マテリアル(株)生野事業所長）
鈴木 勇（株SUMCO関西事業所長）
栗屋 勝之（株シルバー生野取締役社長）
柴田 一明（生野町区長会長）
杉本 英治（いくの地域自治協議会会長）
渡辺 一雄（奥銀谷地域自治協議会会長）
今井 常雄（口銀谷の町並みをつくる会会長）
佐藤千栄子（朝来市教育委員）
木原 真一（NPO 法人いくのライブミュージアム理事長）

指導・助言

鈴木 地平（文化庁文化財部記念物課文化的景観担当技官）
村上 裕道（兵庫県教育委員会社会教育課文化財室室長）
柏原 正民（兵庫県教育委員会社会教育課文化財室主査）
小南 正雄（兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり担当参事）
濱西 喜生（兵庫県但馬県民局県民室参事）

保存計画策定までの委員会の経過

第1回保存計画策定委員会	平成22年8月27日	朝来市農業研修センター	会議室
第2回保存計画策定委員会	平成22年12月3日	朝来市生野メインホール	会議室
第3回保存計画策定委員会	平成23年3月15日	朝来市生野メインホール	会議室

関連事業の経過

住民説明会	平成22年6月18日	朝来市生野メインホール	会議室
住民説明会	平成22年6月25日	朝来市奥銀谷地域自治協議会	会議室
現地説明会	平成22年9月26日	三菱マテリアル(株)生野事業所	
区長説明会	平成22年11月5日	朝来市生野就業改善センター	会議室
区長説明会	平成23年2月7日	朝来市生野就業改善センター	会議室
シンポジウム	平成23年3月5日	朝来市生野メインホール	

朝来市生野鉱山の文化的景観保存計画策定委員会(第2期)(平成24年11月28日～平成25年3月31日)

足立 裕司(神戸大学大学院建築史研究室教授)
八木 雅夫(国立明石工業高等専門学校教授)
小浦 久子(大阪大学大学院准教授)
山田 定信(朝来市文化財保護審議会副会長)
山道 哲雄(三菱マテリアル(株)生野事業所長)
鈴木 勇(株SUMCO生野工場長)
天野 裕昭(株シルバー生野取締役社長)
坂本 薫(生野町区長会長)
杉本 英治(いくの地域自治協議会会長)
柴田 一明(奥銀谷地域自治協議会会長)
今井 常雄(口銀谷の町並みをつくる会会長)
松本みゆき(朝来市教育委員)
木原 真一(NPO 法人いくのライブミュージアム理事長)

指導・助言

鈴木 地平(文化庁文化財部記念物課文化的景観担当技官)
村上 裕道(兵庫県教育委員会文化財課長)
柏原 正民(兵庫県教育委員会文化財課主査)
村上 和幸(兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり担当参事)
森垣 雅則(兵庫県但馬県地域振興課主幹兼課長)

保存計画見直し策定までの委員会の経過

第1回保存計画策定委員会 平成24年11月28日 朝来市生野マインホール 会議室
第2回保存計画策定委員会 平成25年1月28日 朝来市生野保健センター 会議室

第2章 文化的景観の位置及び範囲

2-1 位置

生野鉱山は、近畿地方北西部で兵庫県のほぼ中央、播磨地方と但馬地方の境界にある朝来市生野町に位置し、姫路の北方約40kmで但馬地方の玄関口となっているほか、東部は丹波市や多可町、西部は宍粟市、南部は神河町に隣接している。

2-2 範囲

朝来市では、平成20年度から21年度に実施された「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観保存調査」において、近世の「生野銀山廻り」などをもとに設定した「鉱山ゾーン」の区域の中から、口銀谷地域、太盛地域、奥銀谷地域、金香瀬地域の4地域、並びに水路や堰堤などの構成要素を含む南北約4km、東西約5kmの範囲について「重要文化的景観区域」として設定した。



図2-1 朝来市位置図

設定にあたっては、下記の歴史の変遷や地理的な考え方などを基に整理した。

- ・近世以降の古絵図や明治初期の生野町絵図などで「生野銀山」として描かれてきた範囲
- ・近世において8ヶ所の口番所で囲まれた「生野銀山廻り」の範囲
- ・近世において御林として設定された古城山および絶峯
- ・鉱山町（消費都市、住宅地など）として位置付けられる口銀谷地域と奥銀谷地域
- ・鉱工業地域としての太盛地域
- ・鉱山観光地域としての金香瀬地域
- ・旧社宅群などが存在する緑ヶ丘地区
- ・住宅地などから概ね見渡すことができる周囲の山林
- ・6区（旧森垣村）など宿場町として密接な関係のある範囲
- ・口銀谷地域における、既存の兵庫県景観形成条例にかかる景観形成地区の範囲
- ・鷹の巣堰堤と送水路跡、馬淵ダムにかかる送水路

なお、鉱山町としてのまとまりを考慮した結果、下記の範囲は対象外とする。ただし、竹原野地区については、鷹の巣堰堤と送水路跡の水利用において、土地利用上歴史的関係も認められるが、今後の調査検討地域とする。

- ・口番所から離れた位置にあり、近世の「生野銀山廻り」の範囲の外側にある典型的な農村集落としての小田和、円山、真弓、川尻の各地区。
- ・通常望見しにくい場所にある残滓堆積場宮ノ谷ダムのある範囲

図2-2に示す範囲を、「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」の重要文化的景観の選定申出予定範囲として定めることとする。また、竹原野地区については保存調査を行い、今後地域住民の意識向上や理解促進を深めた上で、対象地域として検討を進めていくこととする。以下、重要文化的景観の選定申出を行う予定区域について、保存調査の段階で把握してきた景観構成要素を整理分析し、明らかにした景観的關係文脈である全体的な区域としての認識を踏まえた上で、便宜上大まかに4地域に区分して現状を示すこととする。

なお、この4地域は、従来住民のあいだで使用されてきた行政区などの範囲とは異なるものである。

図 2-2 生野鉦山及び鉦山町の文化的景観 重要文化的景観選定申出予定区域 範囲図

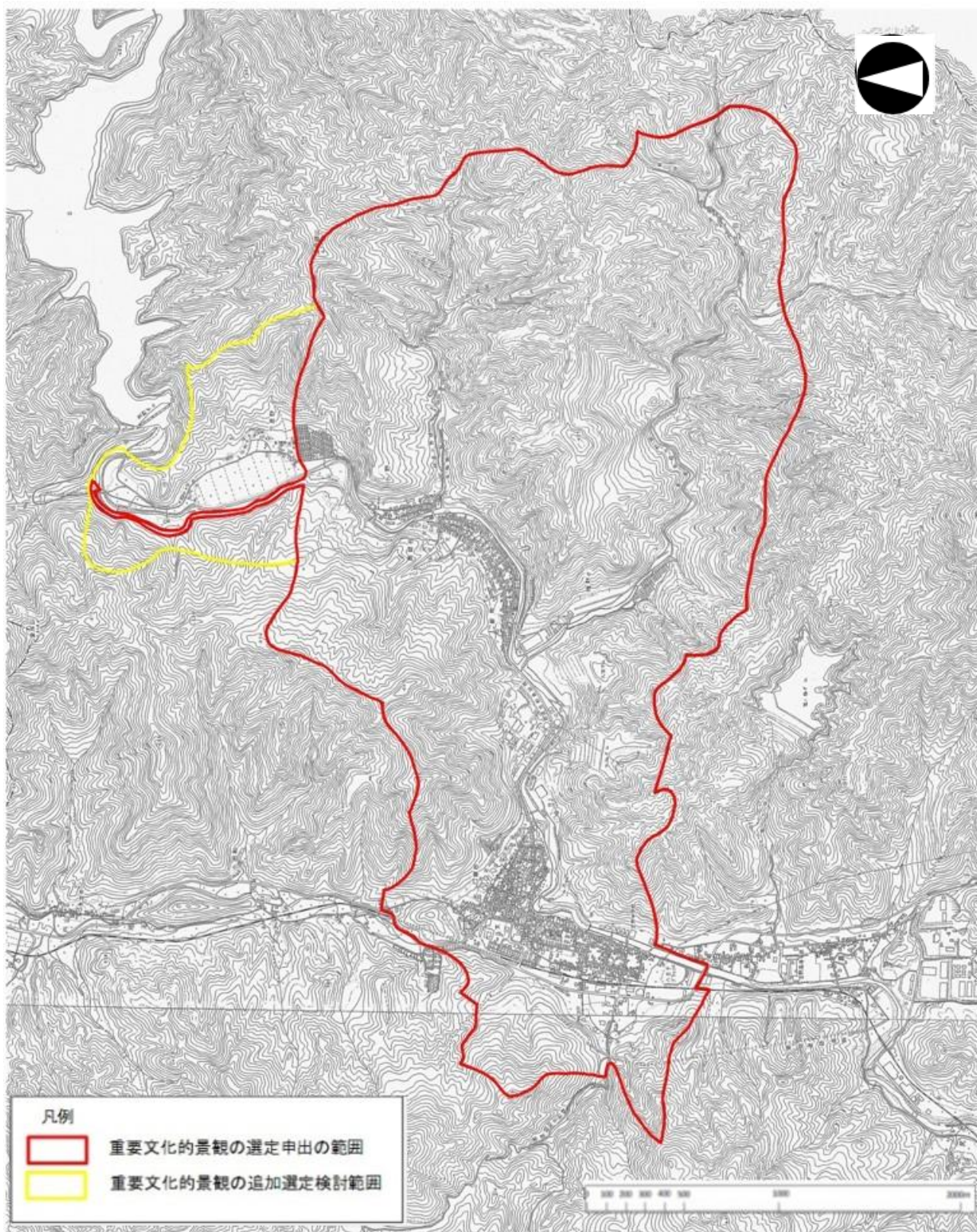


図 2-3 生野鉾山及び鉾山町の文化的景観 重要文化的景観選定申出予定区域 範囲図（航空写真）



(1) 口銀谷地域

口銀谷地域は、古代より播磨と但馬を結ぶ交通の要衝であり、15世紀には古城山に生野城（山城）が築城された。

中世・織豊期に、現在の生野小学校周辺に造られた城郭施設を土台として近世の生野奉行所・代官所が整備され、これを取り囲むように地役人屋敷、掛屋、寺院や住宅地などが集まることによって、生野銀山町の核として形成されていった。生野銀山は、その時々々の支配者の財源を支えるために厳しく管理され、代官所や口番所が置かれたほか、周囲を柵や堀、竹藪などで囲まれた。



300年近く続いた口銀谷地域のこのような鉱山都市形態は、明治期の鉱山近代化による住宅移転や馬車道整備などによって部分的な再編が進められたものの、基本的には中・近世からの歴史的鉱山都市を踏襲するかたちで発展し、鉱山閉山後も居住及び消費都市としての形態を維持している。口銀谷地域は、銀山の谷である「銀谷」（かなや）の入口部分にあたる地域であり、中世から現代に至るまで生野の統治・消費・流通及び居住の中心的地域である。江戸期において口番所に囲まれた封鎖的な特殊地域である「生野銀山廻り」の主要部分を形成するなど鉱山集落景観の象徴的な地域であり、資本主義体制化においても厳然と踏襲され、家屋など景観構成要素に近代的な素材が混入されるなどの変化はあるものの、現代においても人々が居住地や消費地としての機能を維持しており、基本的な景観構造は変わらない。

険しい山と溪谷に挟まれた谷あいであり、山は御林や備林としてアカマツのほかスギやヒノキなどの植林地として利用され、生野城（山城）のある古城山の山腹には多くの間歩が鉱脈などに沿って分布している。集落にあたる山裾には神社や寺町、送水路などが連なり、平坦部には「生野銀山廻り」として形成された代官所跡や役人屋敷の町割、明治以降の社宅群、街道町としての旅館などが密集した住宅地が広がり、市川沿いにはトロッコ道や馬車道などが通った。

住宅には、赤みがかかった生野瓦が葺かれ厨子二階に漆喰の虫籠窓、繊細な格子窓、焼杉板の下見板壁がみられ、土塀やカラミ石塀などで囲まれている。製錬滓である鍍みをブロック状に固めたカラミ石は民家の土台や塀、水路など至るところで使用されており、いぶし銀の輝きを持つ鉱山町ならではの景観資源である。

口銀谷地域は専用住宅を中心に、商業施設や店舗併用住宅、飲食サービス施設、医療施設などが立地し、消費地としての性格が強い地域である。

また、朝来市役所生野支所（旧生野町役場）や朝来警察署生野警部派出所、朝来市消防署生野出張所などの官公庁施設や、生野マインホールや学校をはじめとした文教施設も立地し、きわめて都市的性格の強い地域となっている。

(2) 太盛地域

居住地域である口銀谷地域と奥銀谷地域との間にある山間部の谷あいには、近世鉱山集落の強制的移転によって新たに形成された近現代の鉱工業地域である。

明治以降に行われた明治近代化の象徴的な工場地域で、選鉱・製錬・加工などの中核的工場群の景観と共に、鉱山管理



及び従業員の福利厚生などの中心的ゾーンでもあり、現代もなお鉱工業地域として機能している。太盛地域は、明治期の歴史的な工場建物が三菱マテリアル(株)生野事業所の総合事務所（本部）や錫精錬工場などとして現在も利用されているほか、(株)SUMCO関西事業所のシリコンウェハー製造工場が立地して操業を続けている。

また、かつての鉱山町における精神的な拠りどころであり、繁栄と賑わいの象徴であった「山神社」が現存している。

(3) 奥銀谷地域

奥銀谷地域では、江戸時代には吹屋など手工業による生産現場でもあり、女性や子供などによって選鉱や製錬などが行われてきた。

山腹や川沿いに多くの間歩が見え、山裾には寺町や神社、送水路などが連なり、平地には江戸期からの「生野銀山廻り」のうち、主として坑内労働者の小規模住宅や飯場、旧扇山区や緑ヶ丘区、猪野々区などに大規模な住宅群や独身寮などが密集してきた鉱山労働者の居住地域である。閉山後は、社宅が民間に譲渡されたほか市営住宅として再整備されるなど、現代においても居住地域としての基本的な景観が引き継がれている。



市川沿いには道やトロッコ道などが通るほか、川床には生野銀山絵巻に描かれていたものと同様の汰り池跡や柱穴など、近世における選鉱施設跡が見られる。また、市川と白口川の合流付近には、水流を調整するために設置された護岸の「亀石」や河床の石張などが見られるほか、下等修道碑や供養塔などがある。

断面構造を見てみると、背景となる山は御林や備林等の植林地としてアカマツのほかスギやヒノキが植林され、集落の周囲にある山腹には 100 を越える間歩があり、山裾には神社、稲荷社、水路が連なり、歴史的に形成された山裾の寺町は今も残り、寺と共に墓地も分布している。

狭い平地に住居が密集する住宅地が存在し、町家には生野瓦、厨子二階に漆喰の虫籠窓、繊細な格子窓、下見板壁、土塀やカラミ石塀などが見られる。

(4) 金香瀬地域

市川の支流大谷川及び白口川流域にあたり、生野鉱山で本格的な採掘が始まった中世から現代に至るまで、採掘現場の中核的機能を担ってきた地域である。

坑道機能の変化による廃村などを含めて、中世から続く生野鉱山の中核的採掘現場としての景観が広がり、鉱山の歴史的変遷を総合的に見ることのできる景観が残されている。



金香瀬地域には、慶寿ひなどの掘り切りをはじめとして、中近世からのひ追い掘り跡や間歩が密集し、生野銀山最盛期から閉山まで続いた採掘現場であり、かつて鉱山の中心地であった。現在では観光坑道や鉱山資料館、生野鉱物館などが整備され、鉱山観光施設として往時の姿を見ることが出来る地域である。

白口周辺では、慶長年間から若林山や蟹谷をはじめとして多くの間歩が存在して活況を呈し、「白口千軒」といわれるような職住近接の鉱山集落が形成された。近代化以前の採掘現場と居住の関係を示す地域である。また、隣接する神崎郡越知谷の大畑や作畑などは、生野鉱山に通う通勤経路として多くの労働者に利用された。

鉱脈が金香瀬・白口間でつながっていることから、鉱山技術の近代化によって地下坑道で白口と金香瀬が結ばれるとともに坑口が金香瀬に集約された。これにより、物流や人々の流れも金香瀬に集約されることになり、白口には時代の変遷の中で急激に衰退していった鉱山村落景観が残されている。

金香瀬地域の断面構造を見てみると、周辺の山にはアカマツの二次自然林があり、岩肌にはヒカゲツツジ群落やヘビノネゴザが見られ、春を彩る。山裾には、掘り切り、ひ追い掘り跡、間歩や通洞坑口のほか坑夫の鑿跡などがみられ、足元にはハクサンハタザオの花が咲き、川沿いには送水管や沈殿池などが見られるといった景観構造となっている。

図 2-3 各地域の位置図



第3章 文化的景観の保存に関する基本方針

重要文化的景観の選定申出を行っていくにあたり、以下の通り保存管理、整備活用、管理運営の基本方針を定め、文化的景観の価値を顕在化することにより、継承、発展に努めるものとする。

平成24年に策定した『第1次朝来市総合計画後期基本計画』において、良好な景観を活かしたまちづくりを進めることとし、重要文化的景観の選定推進、生野鉱山及び鉱山町の文化的景観や近代化産業遺産の積極的な保存活用を推進していくこととしている。

保存活用にあたっては、平成19年度に定めた『生野鉱山群近代化遺産 保存活用基本方針』における基本方針などを踏まえ、生活生業を示す景観としての保存活用を基本に、下記のとおり目指すべき方向性及び将来像などを尊重しながら進めていくこととする。

【目指すべき方向性】

- ① 歴史的な鉱山町の景観と文化の継承
- ② 変化発展し続ける鉱工業や住民生活の継続
- ③ 鉱山遺産群の総合的な保存と活用による地域再生

【地域の将来像】

「生野鉱山とともに歩み続け、未来に継ぐ協働のまちづくり」

【基本的な考え方】

鉱工業の持続性にもとづく鉱山技術、鉱山の生活（空間を含む）、生活文化、鉱山の自然などが時間軸の中で折り重なり、それらが4次元的な重層的景観を構成している「生きて続けている景観（動的景観）」として、これを未来へと引き継いでいくことを目指す。

3-1 保存管理の基本方針

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観の保存管理にあたっては、この地で生活し産業である鉱工業を支える地域の人々の存在が重要であり、可視的な景観構造だけでなく、地域形成の歴史や社会・経済システムなどの表象として理解する必要がある。また、文化的景観は、生活・生業の変化とともに変化していくため、ゆるやかな動態保存を基本としており、人々による「地域の持続可能な発展」が不可欠で、将来の世代が彼ら自身の生業・就業需要や生活需要に見合う可能性を損なわない発展が必要である。

文化庁の報告にもあるように、生きられた空間として活力あるままの状態でのどのように将来に継続させることができるかという課題に集約される。豊かな生活や産業が生まれ、これに基づく文化の多様性が生野地域において維持・継承されることこそ、文化的景観の価値を保護するうえで最も重要な部分である。

こうした観点から、生野鉱山及び鉱山町の文化的景観区域において、生活・消費都市としての口銀谷地域、工業地としての太盛地域、生活地としての奥銀谷地域、鉱山資源活用地としての金香瀬地域それぞれにおいて、生活・生業の継続と文化的景観の保存活用の両立を視野に入れながら、鉱山町の歴史的な重層性について保存に努めることとする。

現在受け継がれている伝統的な景観の維持・継承を基本としつつ、さらに今後展開されていく

鉱工業の維持・継承を進めていくなかで進展していく動的な景観形成を目指す。

具体的には鉱山町としての都市構造をあらわす特徴的な要素である鉱工業地などの代表性や象徴性の核となる変化しない鉱工業都市景観と時代と共に表層としては変容する消費地景観、居住地景観の双方の景観について、鉱山及び鉱山町の形成に関する特徴的な要素の保存を図るとともに、各地域、各時代の状況を示す歴史的建造物や、特徴的な有形、無形の要素の保存に努めることとする。さらに、新たな建築行為などが景観特性を損なうことがないように十分配慮する。

「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」の保存管理にあたっては、文化的景観の保存に有効な既存の法令等や景観計画の行為規制によることを基本とし、文化的景観の本質的価値を十分に認識した上で、その価値を保護する観点から、文化的景観区域の既存の法令等による行為規制について整理するとともに、特に行為規制が必要とされる現状変更とその取り扱いについて定める。

(1) 歴史的な鉱工業都市の構造

生野の鉱山町は、我が国の代表的な鉱山地質である熱水鉱脈鉱床において、銀や銅をはじめとする鉱物採掘のために山間部にできた職住近接の都市である。太盛地域を中心に鉱山機能が集約された鉱工業都市景観があり、猪野々や緑ヶ丘などに残る社宅群などの居住地景観、さらに口銀谷地域や奥銀谷地域など商業的・文教的機能地域を共有する消費地景観、サービス機能地域を結節点として次元の高い都市機能が形成された。

これらが、市川上流から金香瀬、奥銀谷、太盛、そして口銀谷へとリニアに結ばれながら発展することによって、全体として歴史的な重層性を有する「鉱山町」独特の複合景観を有している。

このため、鉱山町としての都市構造をあらわす特徴的な要素である鉱工業地を基軸として、鉱山集落の特徴を有する街区、社宅などの住居・商店等、寺院などの信仰施設について、文化的景観の重要な構成要素とし、適切な維持管理に努めるものとする。

また、河川や道路などの公共施設については、管理者の理解協力を得ながら保存管理を進めることを基本とし、景観計画に基づいた公共施設の整備がなされることが望ましい。

(2) 代表性及び象徴性

優れた貴金属鉱山として、中世以降、織田・豊臣・徳川などの国家財政を支え世界経済に大きな影響を与えてきたことは石見銀山や佐渡金山などと同様であり、間歩や堀り切りなどをはじめとする歴史的な鉱山景観は象徴性を示す優れた価値を有していることから、適切に維持管理を進める必要がある。また、明治期には我が国初の近代化模範鉱山「マザーマイン」として国策による欧



米技術の積極的な導入と公的資本での設備拡充が図られており、このようにフランスやドイツなどの技術によって作られた近代化産業遺産が現役工場として数多く現存する景観は、文化的景観の保存上非常に重要な意味を持つ。さらにこれらは、経済産業省が地域活性化に役立てることを目的として平成 19 年に選定した『近代化産業遺産群 33』において、「我が国工業近代化のモデルとなった生野鉱山などにおける鉱業の歩みを物語る近代化産業遺産群」としても認定されている。

また、現在も国内唯一の錫精錬工場として稼働するとともに、シリコンウェハー製造工場、都市鉱山としてのレアメタルリサイクル事業などの鉱工業技術が展開されている。こうした重層性のある鉱工業景観を代表する太盛地域の工場景観を将来的に維持していく必要がある。

このため、太盛地域を中心として、旧混こう所（現総合事務所）をはじめとする代表的な鉱工業関係の様々な建造物や構造物を文化的景観の重要な構成要素として保護の対象を特定し、適切な維持管理に努めるものとする。

(3) 鉱山を支えてきた自然

生野鉱山には、熱水が岩石中の割れ目に入ることによって様々な鉱石鉱物を生み出した多金属熱水鉱脈鉱床を表現する自然景観として、荒々しい岩肌に露出する鉱脈や掘り割り、間歩などが見られる。また、金香瀬地域などにみられるヘビノネゴザやハクサンハタザオなど独特の鉱山指標植物やヒカゲツツジ群落など鉱山独特の自然が広がり、御林あるいは備林として製錬等に使用する木炭や鉱山用資材などを供給した周辺の山林や、鉱工業用水や生活用水として利用されてきた市川など、鉱山とそこに暮らす人々を支えてきた周辺の自然景観は貴重である。



製錬の近代化は、大量の排煙を生じることとなり煙害によって鉱山周辺の山々はハゲ山となった。また、鉱石の大規模処理に伴う鉱滓は、周辺の谷を埋めて巨大なズリ山となった。しかし、積極的な公害対策や計画的な植林など企業の努力によって、周辺にはかつての美しい緑が甦ってきている。

さらに、鉱山廃水などでほとんど魚が生息せず濁っていた市川にも清流が甦り、国特別天然記念物オオサンショウウオの生息をはじめとする豊かな自然の生態系が回復している。

今後も、企業や市民などと協力しながら、こうした美しい自然を積極的に保全していくこととする。

3-2 整備活用の基本方針

鉱山町を基盤とした個性と魅力を向上させるため、関連計画や各種事業に基づき積極的に整備・活用を図るものとする。

歴史的建造物の修復などの整備事業については、土地利用の歴史的変遷を十分踏まえ、関係機関と連携しながら歴史的な景観文脈に沿った景観形成を図っていく。

特に、市川に沿って金香瀬、奥銀谷、太盛、口銀谷と結ばれたリニアなつながりを積極的に維持しながら、それぞれの地域住民や関連企業などとともに整備活用を進めていくこととする。

鉱工業技術や伝統文化の継承については、後継者の育成や伝統技術を発揮するための機会の提供、歴史ある鉱工業を継承するための施設の整備、振興発展のための支援などを行い、維持継承に資する施策を積極的に展開する。

文化的景観の整備において難しいのは、景観が生み出す一体性の価値と個別建造物における真実性の価値との調整である。建造物の修理事業が一定の時代に比重を置きすぎると、「景観の重層性」や「景観の一体性」を損なう可能性がある。このため、生野鉱山の文化的景観が400年以

上にわたって常に変化し続けてきた歴史的な重層性を重視するとともに文化的景観の概念に鑑み、時代性に基づく整備方針を設けないこととし、特定の時代要素に限定して凍結的に維持することなく、周囲の景観と調和させながら緩やかな発展が継続できるように事業を展開する。

また、修理・修景が必要な場合においても、文化的景観の価値に基づく景観改善を目的とし、あくまで景観阻害要因の除去を含めた最小限の整備にとどめるとともに、その根拠となる十分な詳細調査を実施し、極端な景観の改変を避けるために、口銀谷、太盛、奥銀谷、金香瀬それぞれの地域的・景観的文脈に配慮し、地域の個性や地域相互の関係性などに合った技術や素材などを用いることによって、生きた景観の向上を目指すこととする。

さらには、鉾山の歴史や文化的景観に関する勉強会、意見交換会や伝統文化を学ぶ講座の開催など、市民がその価値について学習・体験する機会を幅広く提供し、地域の歴史、風土に根ざして持続的に発展するまちづくりが展開できるよう努めるとともに、積極的に観光交流に活用していくこととする。

3-3 管理運営の基本方針

文化的景観としての価値を守り、鉾山町の歴史と伝統文化を継承していくためには、朝来市における運営体制が重要であり、文化財を所管する教育委員会と、景観法を所管することとなる都市整備部のほか、観光交流や産業振興、地域活性化などを所管する各部署が、相互に連携協力しながら事業を推進していく必要がある。類似の都市的景観を有し、すでに重要文化的景観の選定を受けている京都府宇治市や石川県金沢市などの組織体制のように、関連部署が横断的連携を強化し、文化財を含む歴史的資産全般の保全、整備、活用などの業務を一元的に行っていきたい。



次に重要なのが生業である鉾工業の継続であるが、近年の我が国を取りまく半導体産業をはじめとする鉾工業の現状は厳しいものがあり、現在の景観を維持発展させ、人々の豊かな暮らしが継続できるようにしていくためには、国・県・市一体となった活動が必要である。

さらに、文化的景観の価値に基づき、地域住民の意見を聞きながら文化的景観の整備活用を進めていくため、整備検討委員会の組織設置も行う必要がある。

また、文化的景観を地域住民自らの手でその個性と魅力を磨き高めていくことが重要であり、地域住民やNPO、まちづくり団体などの自主的な活動を尊重しながら、管理運営体制の充実に努めていくことが望まれる。このため、文化的景観の管理運営については、行政における施策面の充実と同時に、行政、市民、民間企業、さらには自治会や地域自治協議会等が積極的に連携・協働することによって、文化的景観を活かしたまちづくりや地域活性化を推進していけるよう、体制の整備を図るものとする。

特に、平成7年頃から総合計画の策定や地域づくり生野塾の活動に代表されるように積極的に展開されてきた住民と行政による参画と協働のまちづくりの仕組みや、平成14年の生野町まちづくり基本条例の制定及びそれを発展継承させた朝来市合併後の朝来市自治基本条例の制定（平成21年）などの住民自治を支える先進的な制度的枠組みについて、生野鉾山及び鉾山町の文化的景観の継承にも活かしていくものとする。

第4章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

4-1 関連計画

(1) 『朝来市総合計画』

平成24年4月に策定した『第1次朝来市総合計画後期基本計画』では、秩序ある計画的な土地利用や、地域性を踏まえた有機的な土地利用などの基本方針のもと、地域ごとにゾーン形成の方向を示しながら土地利用を進めていくこととしている。

総合計画の中で、生野鉦山及び鉦山町の文化的景観の対象範囲において、太盛地域を「工業ゾーン」、口銀谷・奥銀谷地域を「市街地住宅ゾーン」などとして設定し、「工業ゾーン」では、既存の工業団地の立地環境の向上のほか、恵まれた交通立地条件を活かし、新たに企業誘致に対応する団地の整備を進め、優良企業の誘致と既存立地企業への支援の充実に努めることとしている。また、「市街地住宅ゾーン」では、複合都市ゾーンと連携・補完する地区拠点機能の整備を進めるとともに、暮らしに身近な商業などの業務機能、快適な居住機能の配置を誘導していくこととしている。

(2) 『生野鉦山群近代化遺産 保存活用基本方針』

一方、平成19年度に策定した『生野鉦山群近代化遺産 保存活用基本方針』では、生野鉦山の歴史的な重要性に鑑み「具体的な地区イメージ」として、口銀谷地区を「鉦山町景観地区」、太盛地区を「鉦工業再生地区」、金香瀬地区を「鉦山観光交流地区」としてそれぞれ設定し、地区の特徴に応じた保存活用の方針を定めている。

4-2 土地利用の方針

文化的景観の保存に配慮した土地利用については、それぞれの地域が重層的に重なり、作り出している全体的な景観文脈を踏まえた上で、文化的景観の地域特性を基に分類した4つの地域ごとに異なる保存活用のあり方が必要になる。

以下、全体における考え方と、地域ごとに特徴的な土地利用や構成要素に基づく土地利用の方向性を示す。

(1) 全体の土地利用の考え方

生野鉦山及び鉦山町の文化的景観の対象範囲においては、それぞれの地域が重層的に重なり、関連し、鉦山町としての都市構造を形成している。そのため今後も各地域が持つ特長的な土地利用、街区割り、建物の用途等については、維持すべき要素として、保全、活用を進めていく。

土地利用方針

■ゾーン形成の方向



複合都市ゾーン	●行政機能及び商業・工業などの業務機能、居住機能などが複合するゾーンとして整備、誘導していきます。
市街地住宅ゾーン	●複合都市ゾーンと連携・補完する地区拠点機能の整備を進めます。暮らしに身近な商業などの業務機能、快適な居住機能の配置を誘導していきます。
工業ゾーン	●恵まれた交通立地条件を活かし、新たな企業誘致に対応する団地の整備を進め、優良企業の誘致と既存立地企業への支援の充実に努めます。
自然レクリエーションゾーン	●恵まれた自然を有効に活用したレクリエーションの環境整備を進め、観光・交流を促していきます。
農業・農村定住／緑林ゾーン(全域)	●中山間地域の農地や森林の荒廃化を防止し、農林業生産基盤の整備と国土保全などの公益的機能の維持・向上を図るとともに、農村集落の環境保全や多自然型の居住空間、自然・農林業の体験、余暇などの場としての有効な活用を図ります。

(2) 口銀谷地域

鉾山町の景観を保存活用していく住宅地域及び行政機能が集まる複合拠点地域として設定し、中世から続く歴史的な鉾山都市として伝統的町家や地役人住宅、山裾に並ぶ寺町や神社、細い路地、旧鉾山社宅やトロッコ道といった近代化遺産群などについて、鉾山町独特の町並み景観を構成する要素として活用し、落ち着いたまちの暮らしに潤いを与えていくために必要な修景を進めていく。

特に、中世から続き近世に生野鉾山町として発展してきた伝統的な鉾山住宅地及び消費地として、落ち着いた町並みの基礎となっている町割や街区を継承する。

さらに、御林や備林として利用された山林などの資源管理を継承し、周辺の美しい自然や市川の清流についても保全していく。

また、地域イベントの継続的な展開や観光交流のまちづくりを進めていくことにより、鉾山が栄えていた頃の活気を取り戻していく。

(3) 太盛地域

企業による鉾工業を推進し、明治期に我が国のモデル鉾山として開発が進められた近代化遺産群と共存した産業振興と経済再生を目指す地域として設定する。

保存管理の基本方針で述べたように、生野鉾山の文化的景観において代表性や象徴性を示すものは、近代鉾工業発祥の地と言うべき太盛地区にある三菱マテリアル(株)所有の歴史的な鉾工業施設が主体を占めている。これらの近代化模範鉾山「マザーマイン」であったことを示す鉾工業関係の様々な建造物や構造物については、生野鉾山の文化的景観の中核として、表層も含め、維持すべき要素として保全、活用を進めていく。

一方で、川向地区では(株)SUMCOの現代的な半導体工場群において積極的な生産が行われており、これらの鉾工業景観や近代化遺産の魅力などを積極的に評価し全体的に調和させながら、鉾工業やその他関連産業などに積極的に利活用していく。

(4) 奥銀谷地域

鉾山町の景観を保存活用していく居住地域として設定し、間歩やトロッコ道、住宅地の旧社宅や鉾山遺産群などを、近世から続く鉾山町独特の町並み景観を構成する要素として活用し、過疎化や高齢化に歯止めをかけるとともに観光交流によるまちづくりを進める。

また、地域イベントの継続的な展開により、鉾山が栄えていた頃の活気を取り戻していく。

(5) 金香瀬地域

中近世から続く様々な鉾山資源を積極的に活用しながら大鉾山としての息吹を伝え、生野鉾山のシンボルとして観光交流を推進するとともに、全国に向けた積極的な情報発信を進める。

特に、慶寿ひや金盛ひをはじめとする中近世の記念物や、近代に開発された金香瀬坑口などの鉾山遺産や資料が豊富にあり、鉾山の歴史的変遷過程を明確に示しながら鉾山の特徴や意義などについて訪れる人々に訴えかけていく。

4-3 行為規制の方針

(1) 土地利用等の規制に関する法令等

「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」の保存管理にあたっては、文化的景観の保存に有効な既存の法令等や景観計画で定める行為規制によることを基本とする。したがって、本保存計画においては、文化的景観としての価値を保護する観点から、文化的景観区域の既存の法令等による行為規制について整理するとともに、特に行為規制が必要とされる現状変更とその取り扱いについて定める。

表4-1 土地利用規制等による行為規制の一覧

このほか、既存の土地利用に関する法規制として、文化財保護法、河川法、森林法、農地法、建築基準法、道路法などのほか、兵庫県屋外広告物条例、兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づき、一定規模の開発行為や建築物・工作物の行為規制が定められている。

文化財保護法に定める周知の埋蔵文化財包蔵地においては、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官への届出を行う必要がある。

また、兵庫県文化財保護条例や朝来市文化財保護条例に基づき、指定された土地や個別の要素に対しては、現状変更等の行為について県や市の許可等による行為規制が定められている。さらに、鉱業法における鉱業権が三菱マテリアル㈱によって設定されている。

このように、選定申出予定範囲を含む文化的景観区域の土地利用や文化的景観の重要な構成要素は、文化的景観の保存に有効な既往の法令等の行為規制によって、その保護が図られている。

表 4-1 既存の土地利用規制

根拠法	対象範囲	許可・届出	行為規制の内容	罰則規定
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘しようとする行為	
文化財保護条例	県指定重要文化財	許可	現状を変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	
	市指定重要文化財	許可	現状を変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	
河川法	河川区域	許可	河川区域内で土地の形状を変更する行為	懲役又は罰金
森林法	地域森林計画の対象となっている民有林	許可	1ha を超える開発行為	罰金
		届出	立木の伐採	罰金
	保安林	許可	①立木の伐採 ②立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為	罰金
砂防法	砂防指定地	許可	①建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除却 ②切土、掘削、盛土その他土地の形状変更 ③木竹の伐採など	懲役又は罰金
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜崩壊危険地域	許可	水の放流、切土、掘削、排水阻害行為、立木竹の伐採、土砂の採取集積、崩壊を助長する行為、崩壊防止施設以外の工作物の新設、改良など	懲役又は罰金
道路法	道路	許可	道路占用の許可	
農地法	農地	許可	農地の権利の移動、農地の転用及び農地転用のための権利の移動	懲役又は罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為	懲役又は罰金
兵庫県屋外広告物条例	第1種禁止地域	禁止	屋外広告物の掲出	
	第2種禁止地域	禁止	屋外広告物の掲出	
	第3種禁止地域	許可		
兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例	1号区域	許可	500㎡以上の開発行為	罰金
	2号区域 3号区域 2項区域	協議協定	1000㎡以上の開発行為	
景観法・朝来市景観条例	口銀谷景観形成地区 奥銀谷景観形成地区 太盛景観形成地区	届出	①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	

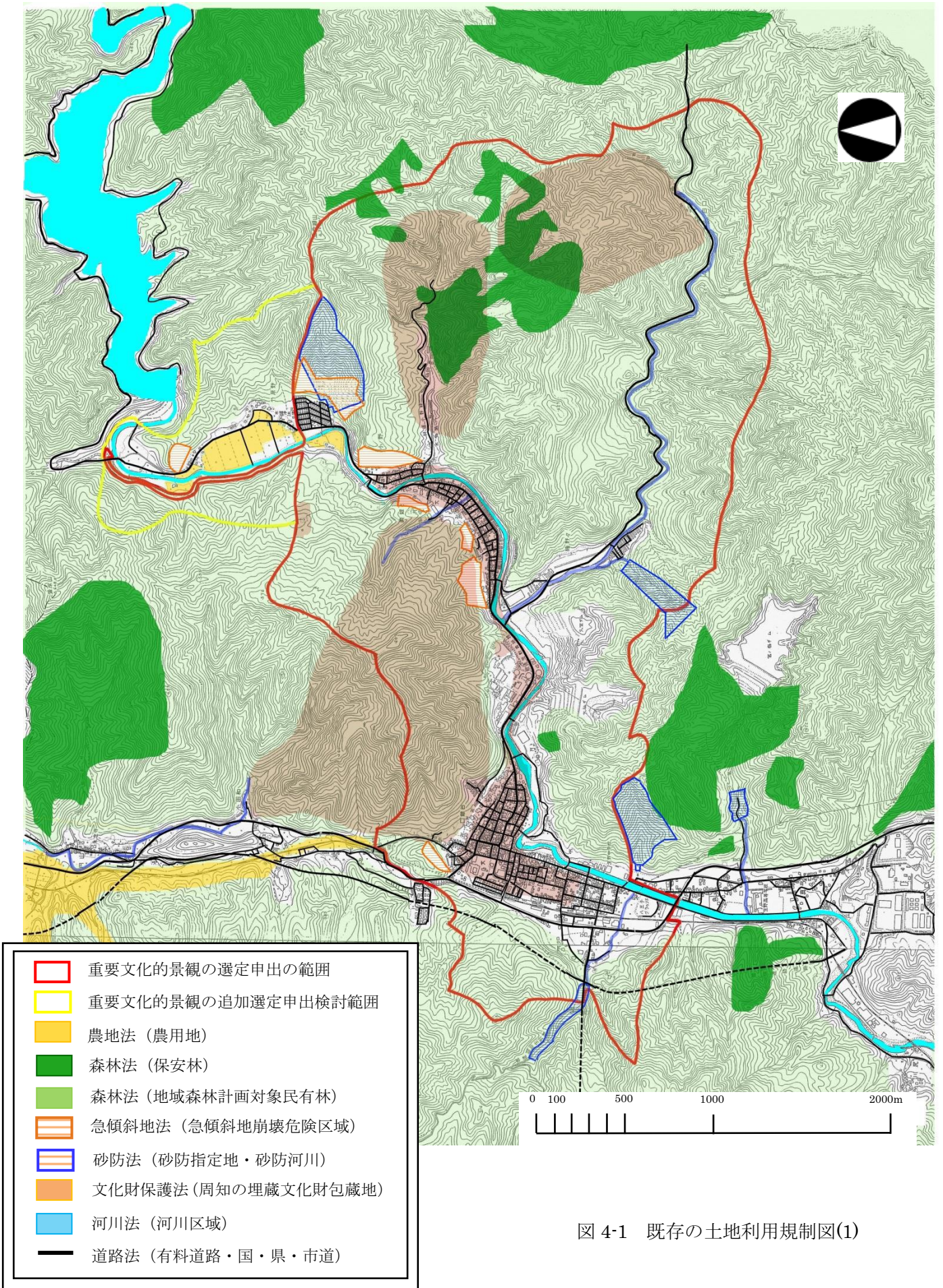
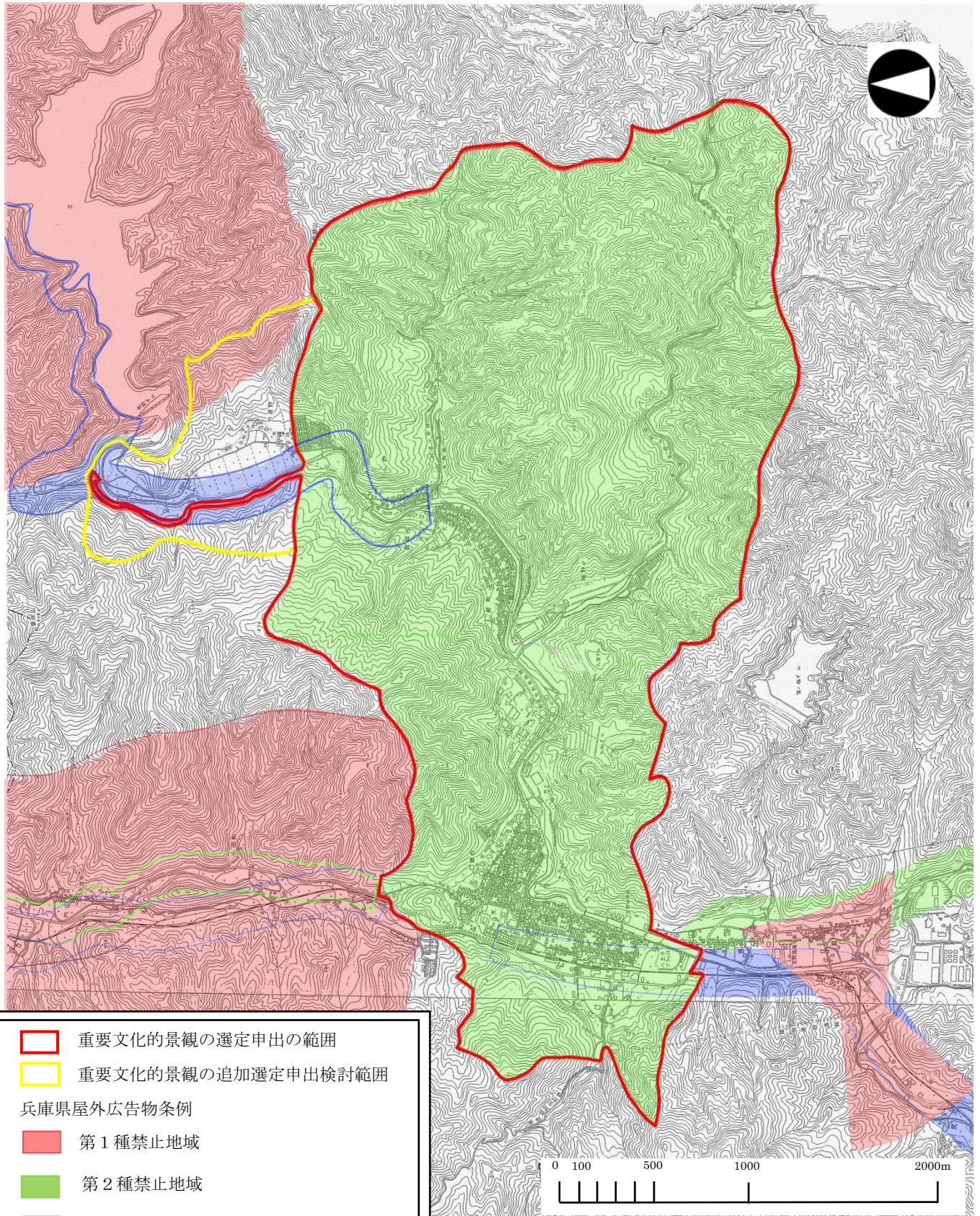


図 4-1 既存の土地利用規制図(1)








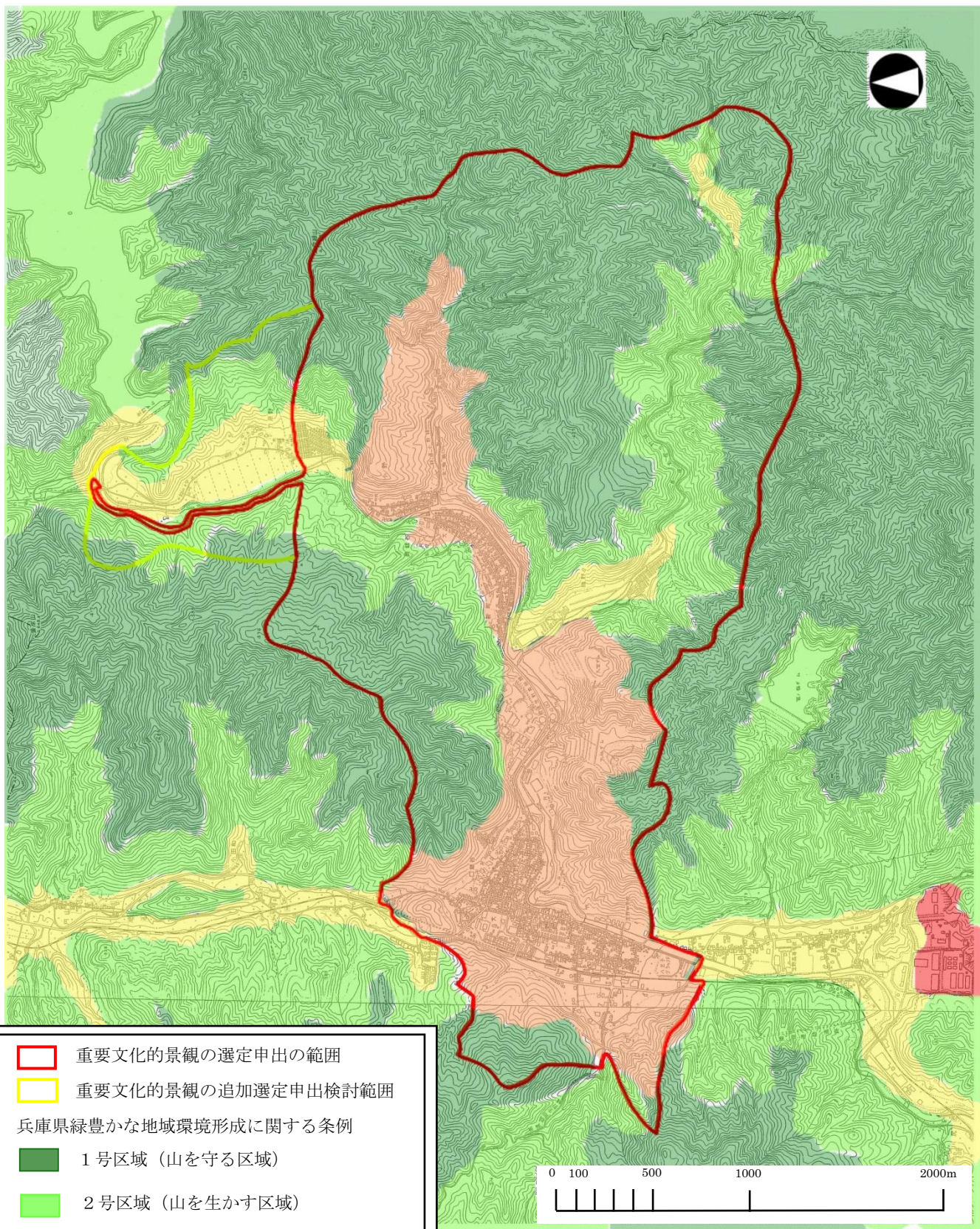
	重要文化的景観の選定申出の範囲
	重要文化的景観の追加選定申出検討範囲
兵庫県屋外広告物条例	
	第1種禁止地域
	第2種禁止地域
	第3種禁止地域

図 4-2 既存の土地利用規制図(2)



- 重要文化的景観の選定申出の範囲
 - 重要文化的景観の追加選定申出検討範囲
- 兵庫県緑豊かな地域環境形成に関する条例
- 1号区域（山を守る区域）
 - 2号区域（山を生かす区域）
 - 3号区域（里の区域）
 - 4号区域（まちの区域）
 - 2項区域（歴史的景観区域）

図 4-3 既存の土地利用規制図(3)

(2) 景観計画における行為規制

文化的景観保護制度を活用して生野鉱山及び鉱山町の文化的景観の保存活用を進めていくにあたって、文化的景観を構成する建造物や構造物、景観要素の修理・修景・復旧等や公共空間等の整備をコントロールする法的根拠となるのが、景観法に基づいて景観行政団体が定める景観計画や関連条例であり、重要文化的景観の選定申出を行う前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要となる。

朝来市では、平成 24 年 2 月に景観行政団体となり、平成 25 年 3 月に「朝来市景観条例」を制定し、同時に朝来市全域を対象とした景観計画を策定する予定である。

朝来市景観計画では、朝来市の魅力ある景観を市民が活かしながら、喜びと・誇り・豊かさを実感できる景観まちづくりを理念に、景観を守り育て、次世代に引き継いでいくこととし、市全域を景観区域としている。このうち、特徴的な景観を有し、特に景観まちづくりを推進していく必要がある地区を「景観形成地区」として指定している。今回の文化的景観選定申出予定範囲は、この生野における「口銀谷景観形成地区」、「奥銀谷景観形成地区」、「太盛景観形成地区」を基本として、文化的景観として特に保存が必要な重要構成要素を含む範囲としている。「景観形成地区」においては、他の地区より厳しい景観形成基準を設定し、さらに景観形成地区ごとにゾーンを区分し、文化的景観の保存にとって有益な規制・誘導をきめ細やかに行うことになっている。

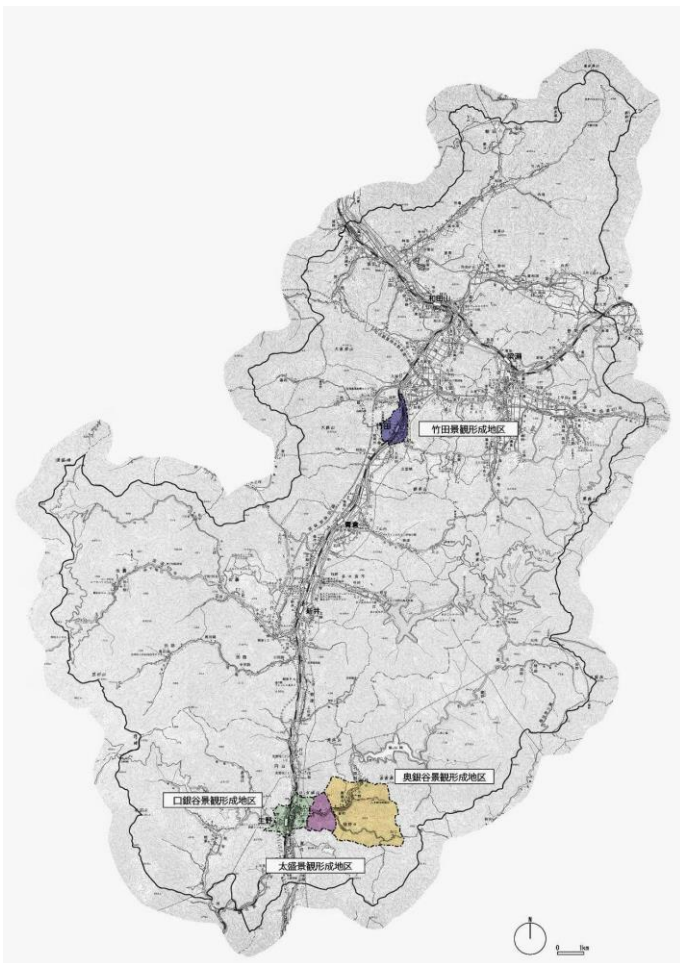


図 4-4 朝来市の景観計画区域と景観形成地区

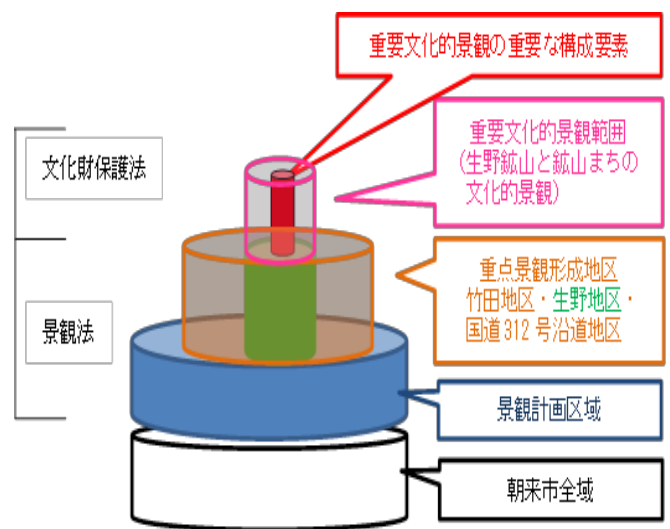


図 4-5 景観計画区域と文化的景観関係図

生野地区（口銀谷景観形成地区、奥銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区）

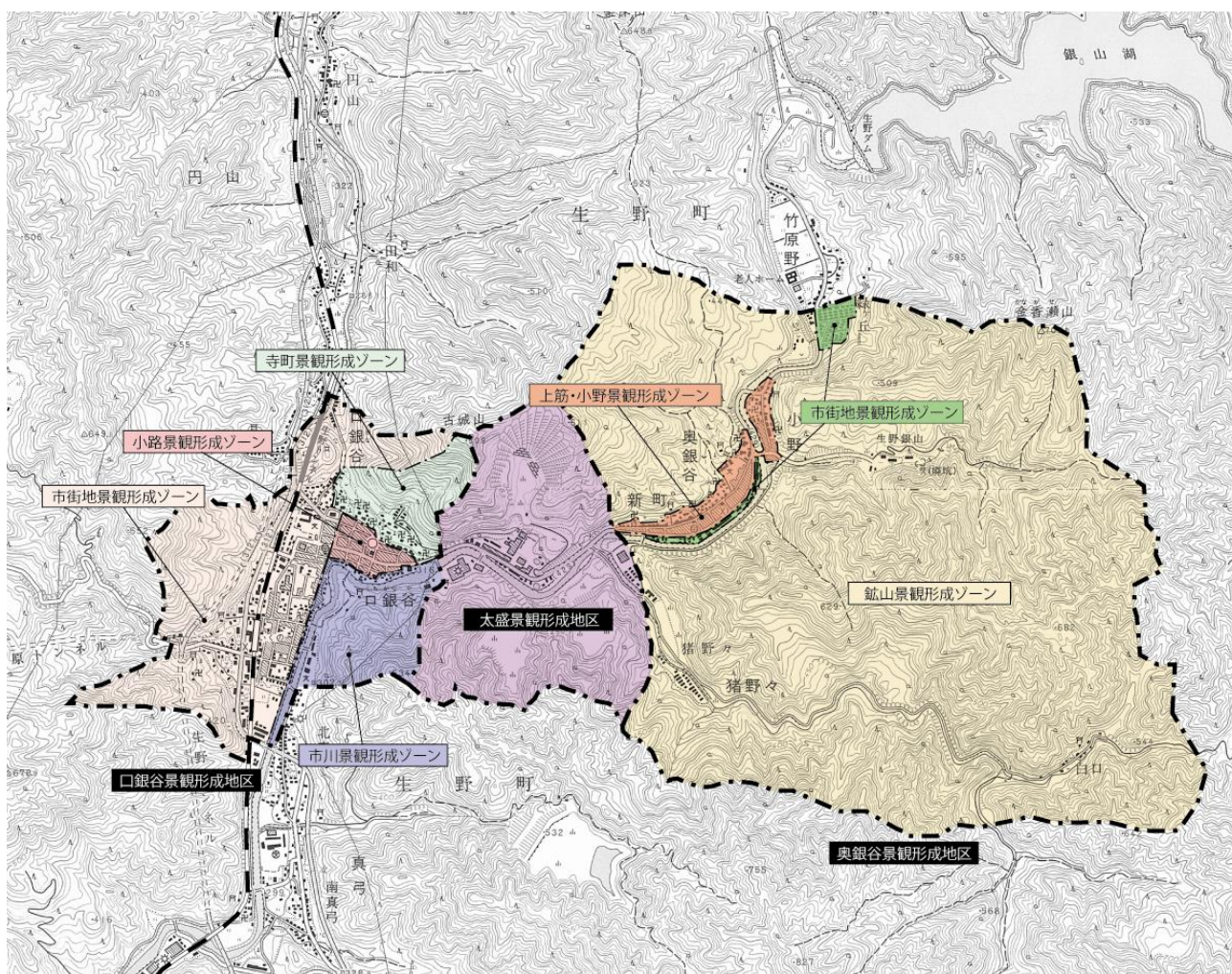


図 4-6 口銀谷、奥銀谷、太盛の各景観形成地区の区域

口銀谷景観形成地区の届出対象規模

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積が 3,000 m ² を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外。

口銀谷景観形成地区の景観形成基準

項目	寺町景観形成ゾーン	小路景観形成ゾーン	市川景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン	
建築物	高さ	階数は原則として2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させるなど、通りから見えない工夫をする。			
	屋根	・屋根は瓦葺きとする。			
		・勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。 ①全色相(無彩色も含む)、明度2以上5以下、彩度0.5以下 ②色相5R~5YR、明度2以上4以下、彩度4以下			
	外壁及び建具	寺町景観形成ゾーン	小路景観形成ゾーン	市川景観形成ゾーン	基調となる色は、周囲も建築物と調和したければばしくなく落ち着いたものとする。
		・通りに面する壁面は、伝統的な材料、形態とする。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど、伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下 ②色相、2.5YR~2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。	・通りに面する壁面は、漆喰や羽目板張り、下見板張りなどの伝統的な材料、形態とする。 ・それ以外の壁面についても、伝統的な様式を基調とした意匠に配慮する。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下 ②色相2.5YR~2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。	・通りに面する壁面は、伝統的な材料、形態とする。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど、伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下 ②色相、2.5YR~2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。	
	(建具)・格子や駒寄せを設置するよう努める。 ※駒寄せとは、建物と道路際の溝石までの軒下に設ける柵をいう。 ・周囲の町なみと調和した材料を使用し、基調となる色は、黒若しくは灰色又は茶色とする。				
	建築設備等	・通りから直接見えないように工夫する。やむを得ず通りから見える場所に設置する場合は格子等を設置し見えないようにする			
付属施設	・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。			・テラスを市川に面して設置する場合は、支柱などによる張出しは行わない。	
門、塀	・既存のカラミ石積塀の保全に努める。 ・塀を設置する場合は、漆喰などを使用し、周囲の塀と調和した伝統的なものとする。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。			・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	
その他	・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。				

項目	寺町景観形成ゾーン	小路景観形成ゾーン	市川景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン	
工作物	配置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。			
	高さ	・高さは15m以下とし、山及び森のスカイラインを切らないよう努める。			
	意匠	・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の景観と調和したければばしくなく落ち着いたものとする。			
	擁壁	寺町景観形成ゾーン	小路景観形成ゾーン	市川景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン
自動販売機	・既存の石積及びカラミ石積擁壁の保全に努める。 ・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする。				
自動販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。				

開発行為	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周辺の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。

奥銀谷景観形成地区の届出対象規模

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積が3,000㎡を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外。

奥銀谷景観形成地区の景観形成基準

項目	奥銀谷景観形成地区			
	上筋・小野景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン	鉱山景観形成ゾーン	
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 階数は原則として2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させるなど、通りから見えない工夫をする。 		
	外壁及び建具	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する壁面は漆喰や羽目板張り、下見板張りなどの伝統的な材料、形態とする。 それ以外の壁面についても、伝統的な様式を基調とした意匠に配慮する。 基調となる色は、土壁又は板張りなど伝統的素材による落ちついたものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度2以下 ②色相2.5YR~2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰を用いる場合はこの限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色は、周囲の建築物と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。 	
		(建具)	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の町なみと調和した材料を使用し、基調となる色は、黒若しくは灰色又は茶色とする。 	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。 勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①全色相(無彩色も含む)、明度2以上5以下、彩度1以下 ②色相5R~5YR、明度2以上5以下、彩度3以下 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①全色相、明度2以上5以下、彩度1以下 ②色相5R~5YR、明度2以上5以下、彩度3以下 	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 通りから直接見えないように工夫する。やむを得ず通りから見える場所に設置する場合は格子等を設置し見えないようにする 		
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。 テラスを市川に面して設置する場合は、支柱などによる張出しは行わない。 		
	門、塀	<ul style="list-style-type: none"> 既存のカラミ石積塀の保全に努める。 塀を設置する場合は、漆喰などを使用し、周囲の塀と調和した伝統的なものとする。 門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 現存の樹木の保存に努める。 山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。 		

工作物	配置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。		
	高さ	・高さは15m以下とし、山及び森のスカイラインを切らないよう努める。		
	意匠	・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の景観と調和したければけしなく落ち着いたものとする。		
	擁壁	・既存の石積及びカラミ石積擁壁の保全に努める。 ・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする。	・既存の石積擁壁の保全に努める。	
自動販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けしなく落ち着いたものとし、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。			

開発行為	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周囲の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	緑化	・周囲の植生にあわせて緑化を行う。

太盛景観形成地区の届出対象規模

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積が3,000㎡を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外。

太盛景観形成地区の景観形成基準

項目	太盛景観形成地区	
建築物	高さ	・道路から見た背後のズリ山や山並みへの視線を妨げないような高さとする。
	屋根	・屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の建築物の屋根と調和したければけしなく落ち着いたものとする。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
	外壁及び建具	・基調となる色は、周囲の建築物と調和したければけしなく落ち着いたものとする。その範囲は、屋根色に準ずるものとする。
	付属施設	・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。
	門、塀	・既存のカラミ石積塀の保全に努める。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。
	その他	・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。

工 作 物	配 置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。
	高 さ	・高さは山及び森のスカイラインを切らないよう努める。
	意 匠	・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の景観と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。
	擁 壁	・既存の石積及びカラミ石積擁壁の保全に努める。
	自動販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。

開 発 行 為	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周辺の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。

(2)-1 特色ある景観形成への誘導

「保存調査報告書」P61に示すように生野瓦やカラミ石は、生野鉦山及び鉦山町の文化的景観の特色を示す建築用材であり、上記に掲げる景観形成基準及び今後作成される景観形成ガイドラインにおいて、保全あるいは修景が進められるものである。

なお、これらについては、都市整備部景観部局が所管する「朝来市景観形成補助金交付要綱」による200万円を限度に2/3の助成事業や公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターによる1/3の補助制度がある。



生野瓦



カラミ石

(3) 文化的景観の構成要素の分類

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観における構成要素として、表 4-2 のとおり産業に密接に関係する景観「1. 鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観」と、生活に密接に関係する景観「2. 鉱山町の生活、文化、信仰等に関する景観」の2つに分類した。

表 4-2 文化的景観の構成要素の分類

文化的景観の構成要素	産業	1. 鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観		
		鉱工業用地	鉱山及び鉱工業が営まれている土地	
		鉱山遺産活用地	鉱山遺産を活用した事業が営まれている土地	
		建造物	鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造等に関連する建造物	
		記念物	近世までの鉱山に関連する遺跡、間歩、植物、地質鉱物など	
		道路・鉄道	鉱山物資等の輸送に関連する道路・鉄道	
		その他	その他、鉱山町に関する景観	
		生活文化	2. 鉱山町の生活、文化、信仰等に関する景観	
		街区	鉱山町として形成されてきた特徴的な街区	
		河川	鉱山町の暮らしを支えてきた河川	
		鉱山関連居住施設	鉱山町を構成する特徴的又は典型的な社宅、官舎、寮、郷宿、地役人宅等	
		その他の居住施設	鉱山町に密接に関連する生業のあり方を示したと考えられる特徴的又は典型的な住居等	
		商店等	鉱山町を構成する特徴的な商店等	
		信仰施設	鉱山町の世界文化を支えてきた信仰施設	
	橋梁	市川の右岸と左岸を結ぶ橋梁		
	建造物	鉱山町の暮らしを支えるために造られた建造物		
	記念物	記念碑として造られた石造物、象徴的な樹木等		
	その他	その他、鉱山町に関する景観		

※このほかに「保存調査報告書」P85～P88 伝統行事に示すような祭り、踊り、行事、風習、習慣など文化的景観を構成する無形の要素も認められる。

(4) 文化的景観の重要な構成要素の特定

前述のとおり分類したうえで、個別要素の抽出を行った。

抽出にあたって、特性をもとに分類したうえで項目ごとに整理を行った結果、文化的景観の構成要素は表 4-4 及び 4-5 のとおり整理され、具体的に特定した構成要素は合計 13 種類 180 件となった。

さらに、文部科学省令第 24 号により国が定める「文化的景観における重要な構成要素」（以下、

「重要な構成要素」という。)として、文化的景観において特定した構成要素のうち、形態・意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素 68 件を抽出し、所有者等の同意を得た。(表 4-5「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観 重要な構成要素の一覧」)

なお、特定した要素以外についても、無形の要素を含めて生野鉱山の文化的景観を物語る要素であることから、一般的な構成要素として掲載し、今後市民への文化的景観の意識付けや啓発において活用しながら、所有者の理解や認識が深まる中で保存継承されることが望ましい。また、地域における文化的景観への理解及び同意集約の状況を判断しながら、追加申し出も行うものとする。

(5) 現状変更等の取扱基準

重要文化的景観の選定申出範囲における現状変更等の対象行為は、基本的には当該地域に設定される土地利用等の規制に関する法令等の許可・届出の手続きや景観法に基づく届出の対象とする予定である。

文化的景観を構成する要素について、文化財保護法第136条(滅失又はき損)及び第139条(現状変更等の届出等)に基づき、滅失又はき損、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合に文化庁長官に対して届出を要する重要な構成要素と、届出等を必要としない一般的な構成要素とに区分するとともに、重要な構成要素における現状変更等の取り扱いについて、以下のように対応するものとする。

①文化庁への届出が必要な行為

重要な構成要素として、文化庁長官に対して届出を要するものについて、滅失又はき損、現状変更等がある場合、事前に朝来市教育委員会と協議を行い文化財保護法第136条及び第139条に基づき所有者等は文化庁長官に対して届出を行うものである。

なお、建造物等はその構造上或いは使用上その維持管理に関してより留意が必要なものとし、家屋については「重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋」(地方税法施行令第52条の3の3)と同じものとして税制優遇措置を受けることができるものとする。また、国、兵庫県、朝来市の法律・条例に基づく有形文化財あるいは記念物等の文化財指定を受けているものについては、既指定の文化財価値に基づく行政手続きを尊重し、あわせて当該文化的景観の保護に即した手続きを行うものとする。

所有者等が文化庁長官への届出が必要な行為とは、概ね以下のとおりの状況を示す。

表 4-3 文化庁への届出が必要な行為

根拠法令	届出の種類	届出が必要な場合	届出日
文化財保護法 第136条関係	滅失・き損	①焼失、流失等により滅失した場合 ②災害等により大きく破損した場合 ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令(第4条)で定める場合は、この限りではない。	滅失・き損を知った日から10日以内。
文化財保護法	現状変更等	①移転、除去等	現状変更しようとする

第139 条関係	②重要文化的景観に関し、その現状を変更し、 又はその保存に影響を及ぼす行為 ③鉱工業用地内、鉱山遺産活用用地内及び街区内 で行われる大規模な建造物の新築・増改築 （建築面積1000㎡以上又は高さ15mを超える もの）、3,000㎡以上の開発行為等	る日の30日前まで。
----------	--	------------

なお、重要な構成要素として設定したもののうち、文化的景観の価値との関係が認められない建造物等（構成要素と付属するガレージや車庫等など）については、行為規制や修理修景補助の対象としないものとする。

②文化庁への届出を要しない場合

所有者等が文化庁長官への届出を要しない行為とは、概ね以下のとおりの状況を示す。

表 4 - 4 文化庁への届出を要しない場合

届出の種類	届出を要しない場合
滅失・き損	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画事業の施行として行う行為 ・国、県、市等が行う行為 ・道路、水道、下水道、電気工作物等の設置又は管理に係る行為 ・鉱物の採掘に係る行為 等
現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・維持の措置 ※ ・非常災害のために必要な応急措置 ・他の法令の規定による命令に基づく行為 ・鉱工業用地内において、鉱工業を営むために通常必要となる行為（土地の形質変更、倉庫、作業場の設置等） ・公共施設の管理行為全般 等

※ 維持の措置の範囲（省令で定めるもの）

1. 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の現状）に復するとき。
2. 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
3. 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(6) 届出の対象としない重要な構成要素

重要な構成要素のうち、現状変更等に関する届出の対象としないものに関する保護措置としては、すべての重要な構成要素同様、文化財保護法第 140 条による現状等の報告を求めることができる案件としての適応がされるが、当該重要な構成要素の所有者等は、**現状変更等がある場合は朝来市教育委員会に対して事前の協議あるいは通知等を行うものとする。**文化財保護法第 136 条ただし書による行為についても、**朝来市教育委員会に対して事前の調整等が行われることが望ま**

しい。また、国、兵庫県、朝来市の法律・条例に基づく有形文化財あるいは記念物等の文化財指定を受けているものについては、既指定の文化財価値に基づく行政手続きを尊重し、あわせて当該文化的景観の保護に即した手続きを行うものとする。

なお、文化的景観を構成する要素のうち、届出等を必要としない一般的な構成要素(表 4-6 「生野鉦山及び鉦山町の文化的景観 一般的な構成要素の一覧」)については、重要文化的景観の現状又は管理もしくは復旧の状況を把握し、文化財保護法第 140 条による現状等の報告を求めることができる対象とする。

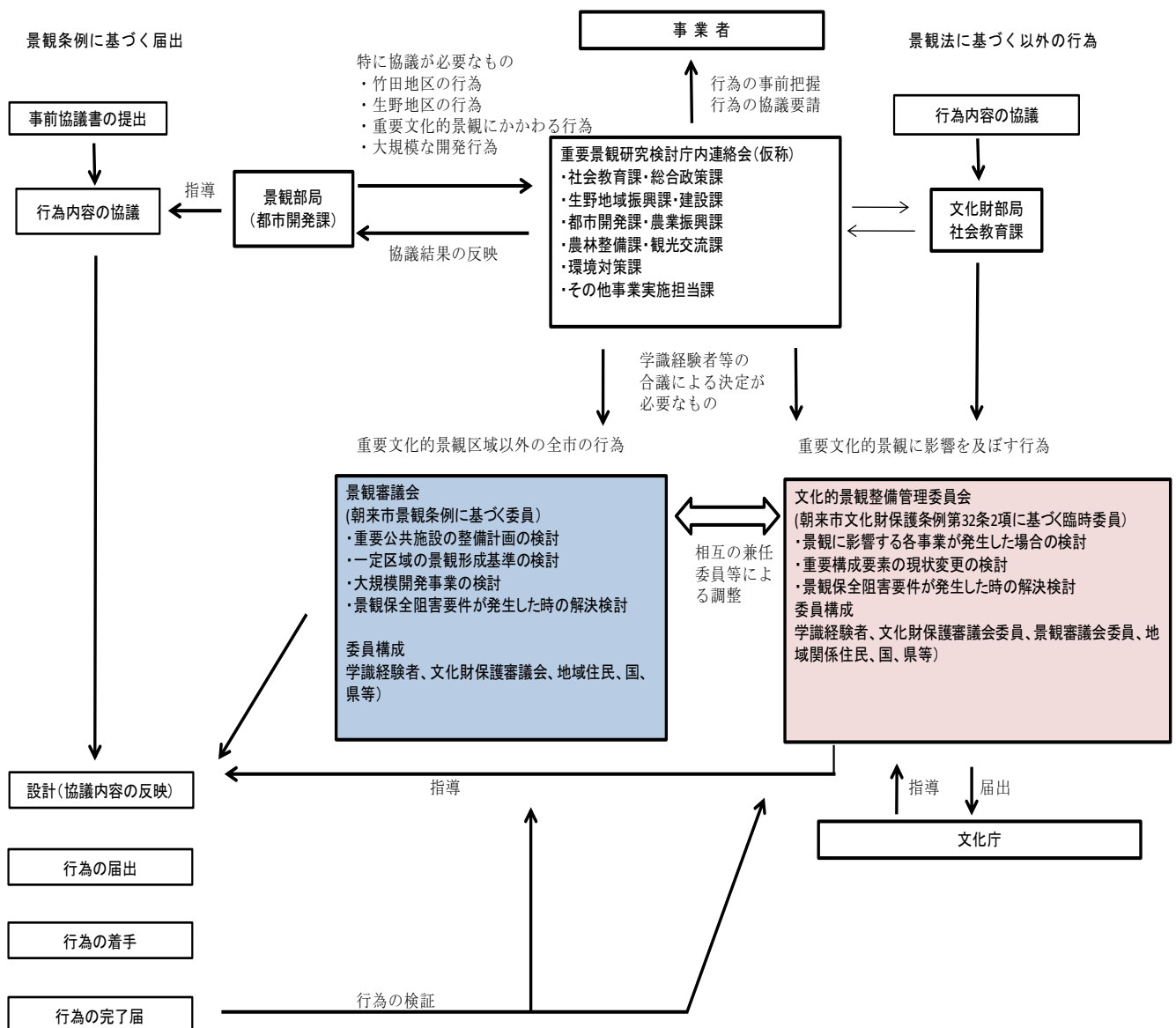


図 4-7 生野鉦山及び鉦山町の文化的景観管理システム

表4-5 生野鉱山及び鉱山町の文化的景観 重要な構成要素の一覧

1 鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観

番号	分類	名称	所在	所有者等	重要な構成要素	現状変更届出を要するもの	1/2減免対象	現状等の報告案件	備考
A1	鉱工業用地	川向地区	口銀谷	法人	●	○			
A2	鉱工業用地	太盛地区	口銀谷	法人	●	○			
A3	鉱工業用地	口猪野々地区	猪野々	法人	●	○			
A4	鉱山遺産活用地区	金香瀬地区	小野	法人	●	○			
A5	建造物 (選鉱製錬施設)	旧混こう所 (総合事務所)	口銀谷 985-1	法人	●	○	○		
A6	建造物 (選鉱製錬施設)	旧搗鉱所(電気炉)	口銀谷 985-1	法人	●	○	○		
A7	建造物 (選鉱製錬施設)	旧オリバーフィルター室	口銀谷 985-1	法人	●	○	○		
A8	建造物 (選鉱製錬施設)	旧バキュームポンプ室	口銀谷 985-1	法人	●	○	○		
A9	建造物 (その他の 鉱山関連施設)	旧中門休憩所	口銀谷 985-1	法人	●	○	○		
A16	建造物 (その他の 鉱山関連施設)	太盛本部カラミ石積 み	口銀谷 985-1	法人	●	○			
A12	建造物 (その他の 鉱山関連施設)	購買会・鉱山食堂・倉庫	口銀谷 985-4	法人	●	○	○		
A18	建造物 (その他の 鉱山関連施設)	生野鉱山正門門柱	小野 33-5	法人	●	○			市指定
A15	建造物 (その他の 鉱山関連施設)	太盛カラミ石擁壁	口銀谷 985-1	法人	●	○			
A13	建造物 (その他の 鉱山関連施設)	鷹ノ巣堰堤及び送水路 跡	竹原野他	法人	●	○			
A14	建造物 (その他の 鉱山関連施設)	送水路	竹原野他	法人	●	○			
A10	建造物 (選鉱製錬施設)	太盛山頂煙突	口銀谷 985-1	法人	●	○			
A11	建造物 (採掘施設)	太盛通洞坑口	口銀谷 985-1	法人	●	○			
A17	建造物 (採掘施設)	金香瀬坑口	小野 33-5	法人	●	○			市指定

番号	分類	名称	所在	所有者等	重要な構成要素	現状変更届出を要するもの	1/2減免対象	現状等の報告案件	備考
A19	記念物	慶寿ひ	小野 33-5	法人	●	○			市指定
A20	記念物	緑珠ひ	新町	法人	●	○			
A21	鉄道・道路	本部支庫間電車軌道 (トロッコ道)	口銀谷	朝来市他	●			○	
A22	鉄道・道路	金香瀬本部間電車軌道 (トロッコ道)	新町	朝来市他	●			○	
A23	鉄道・道路	国道 429 号(旧生野鉦山寮馬車道、鉦石運搬道)	口銀谷	兵庫県	●			○	
A24	鉄道・道路	市道鍛冶屋町真弓線 (旧生野鉦山寮馬車道)	口銀谷	朝来市	●			○	
A25	鉄道・道路	国道 312 号(旧鉦石運搬専用道路)	口銀谷	兵庫県	●			○	
A26	その他	久宝残滓堆積場	口銀谷	法人	●	○			
A27	その他	大仙谷残滓堆積場	口銀谷	法人	●	○			

2 鉦山町の生活、文化、信仰等に関する景観




番号	分類	名称	所在	所有者等	重要な構成要素	現状変更届出を要するもの	1/2減免対象	現状等の報告案件	備考
B1	街区	生野 1 区	口銀谷	自治会	●	○			
B2	街区	生野 2 区	口銀谷	自治会	●	○			
B3	街区	生野 3 区	口銀谷	自治会	●	○			
B4	街区	生野 4 区	口銀谷	自治会	●	○			
B5	街区	生野 5 区	口銀谷	自治会	●	○			
B6	街区	生野 6 区	口銀谷	自治会	●	○			
B7	街区	生野新町区	新町	自治会	●	○			
B8	街区	奥銀谷区	奥銀谷	自治会	●	○			
B9	街区	小野区	小野	自治会	●	○			
B10	街区	生野緑ヶ丘区	竹原野	自治会	●	○			
B11	街区	猪野々区	猪野々	自治会	●	○			

番号	分類	名称	所在	所有者等	重要な構成要素	現状変更届出を要するもの	1/2減免対象	現状等の報告案件	備考
B12	河川	市川	口銀谷他	兵庫県	●			○	
B13	鉱山関連居住施設	甲 7,8,9,19 号社宅及び土堀、カラミ土堀	口銀谷 697-1	朝来市	●	○			市指定
B15	鉱山関連居住施設	甲 5,6 号社宅	口銀谷 696	法人	●	○	○		
B16	鉱山関連居住施設	寺の上社宅群	口銀谷 929	法人	●	○	○		
B20	鉱山関連居住施設	旧生野鉱山長官舎門	口銀谷 356	朝来市	●	○			
B14	鉱山関連居住施設	旧松本林右衛門邸(SUMCOクラブ)	口銀谷 668-2	法人	●	○	○		
B17	鉱山関連居住施設	旧吉川家住宅(生野まちづくり工房井筒屋)	口銀谷 640	朝来市	●	○			国登録
B18	鉱山関連居住施設	旧浅田家住宅	口銀谷 618-1	朝来市	●	○			
B19	鉱山関連居住施設	旧吉川家住宅	口銀谷 618-1	朝来市	●	○			
B21	その他の居住施設	今井家住宅	口銀谷 534	個人	●	○	○		国登録
B22	鉱山関連居住施設	佐藤家住宅別邸	口銀谷 751	個人	●	○	○		国登録
B23	鉱山関連居住施設	桑田家住宅	口銀谷 800	個人	●	○	○		国登録
B24	その他の居住施設	松本家住宅	口銀谷 477	個人	●	○	○		国登録
B25	鉱山関連居住施設	綾部家住宅	口銀谷 2120	個人	●	○	○		国登録
B26	鉱山関連居住施設	桑田家住宅	口銀谷 780	個人	●	○	○		
B28	その他の居住施設	白瀧家住宅	奥銀谷 1419	個人	●	○	○		
B29	その他の居住施設	大西家・川崎家住宅	新町 1106	個人	●	○	○		
B30	鉱山関連居住施設	太田家住宅	小野 1595	個人	●	○	○		
B31	建造物	旧生野警察署(1区公民館)	口銀谷 523-1	朝来市	●	○			市指定
B32	商店等	旧海崎医院	口銀谷 455	個人	●	○	○		国登録
B33	商店等	日下旅館	口銀谷 1958	個人	●	○	○		国登録
B34	商店等	石川醤油店、醤油蔵	口銀谷 1940	個人	●	○	○		
B35	信仰施設	山神社及び境内	口銀谷 980	宗教法人	●	○			
B36	信仰施設	姫宮神社及び境内	口銀谷 617	宗教法人	●	○			
B37	信仰施設	大歳神社及び境内	口銀谷 2298	宗教法人	●	○			県登録
B38	信仰施設	東西寺及び境内	口銀谷 510	宗教法人	●	○			県登録
B39	信仰施設	天理教生野分教会及び境内	口銀谷 488	宗教法人	●	○			
B40	信仰施設	延応寺及び境内	口銀谷 83-1	宗教法人	●	○			市指定




番号	分類	名称	所在	所有者等	重要な構成要素	現状変更届出を要するもの	1/2減免対象	現状等の報告案件	備考
B41	記念物	生野義挙碑	口銀谷 546	朝来市	●	○			市指定
B42	記念物	ヒカゲツツジ群落	小野 33-5	自治会	●	○			
B43	記念物	延応寺の大ケヤキ	口銀谷 83-1	宗教法人	●	○			県指定

表 4-5 生野鉱山及び鉱山町の文化的景観 重要な構成要素の一覧

1 鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観

番号	A1	分類	鉱工業用地	番号	A2	分類	鉱工業用地	番号	A3	分類	鉱工業用地
名称	川向地区			名称	太盛地区			名称	口猪野々地区		
所有者	法人			所有者	法人			所有者	法人		
特徴	明治以降、鉱山社宅や病院、協和会館などの鉱山関係施設が整備され、現在も半導体製造工場用地として利用している。			特徴	明治以降に、集落移転によって鉱工業施設を集約して鉱山本部を設置し、現在も本部及び精錬等の工業用地として利用している。			特徴	明治以降、異人館や社宅などの鉱山関係施設が整備され、現在も半導体製造工場用地として利用している。		
											

番号	A4	分類	鉱山遺産活用	番号	A5	分類	建造物 (選鉱製錬施設)	番号	A6	分類	建造物 (選鉱製錬施設)
名称	金香瀬地区			名称	旧混こう所(現総合事務所)			名称	旧搗鉱所(現電気炉)		
所有者	法人			所有者	法人			所有者	法人		
特徴	鉱山遺産を活用した観光や地域活性化などの事業が展開されている。			特徴	明治8年(1875)混こう所としてフランス人技師らによる建築。フランス積煉瓦造で、窓はセグメンタルアーチ。現在、総合事務所として利用。			特徴	コワニエらによる近代化として明治7年(1874)竣工で、煉瓦造平屋建、窓部はセグメンタルアーチ。刻印瓦が確認できる。		
											

番号	A7	分類	建造物 (選鉱製錬施設)	番号	A8	分類	建造物 (選鉱製錬施設)	番号	A9	分類	建造物(その他の 鉱山関連施設)
名称	旧オリバーフィルター室			名称	旧バキュームポンプ室			名称	旧中門休憩所		
所有者	法人			所有者	法人			所有者	法人		
特徴	大島道太郎の改革により、明治23年頃に建築された煉瓦造建物。イギリス積、窓部はセグメンタルアーチ。			特徴	大島道太郎の改革により、明治23年頃に建築された煉瓦造建物。イギリス積、窓部はセグメンタルアーチ。			特徴	大島道太郎の改革により、明治23年頃に建築された煉瓦造建物。イギリス積、窓部はセグメンタルアーチ。		
											

番号	A 16	分類	建造物 (その他の 鉱山関連施設)	番号	A 12	分類	建造物 (その他の 鉱山関連施設)	番号	A 18	分類	建造物 (その他の 鉱山関連施設)
名称	太盛本部カラミ石積み			名称	購買会・鉱山食堂・倉庫			名称	生野鉱山正門門柱		
所有者	法人			所有者	法人			所有者	法人		
特徴	太盛本部構内にあるパキウムポンプ室周辺のカラミ石の石積み			特徴	大正7年(1918)に開設され、購買会や鉱山食堂、倉庫などとして利用された木造瓦葺2階建ての建物			特徴	明治近代化の際に建てられたメートル法による正門門柱		
											

番号	A 15	分類	建造物 (その他の 鉱山関連施設)	番号	A 13	分類	建造物 (その他の 鉱山関連施設)	番号	A 14	分類	建造物 (その他の 鉱山関連施設)
名称	太盛カラミ石擁壁			名称	鷹ノ巣堰堤及び送水路跡			名称	送水路		
所有者	法人			所有者	法人			所有者	法人		
特徴	国道429号沿いに見られる生野鉱山において最長のカラミ石擁壁。			特徴	明治7年に、市川上流の水を工業用水として利用するために整備された堰堤及び送水路跡			特徴	明治28年頃に、市川上流の水を工業用水として利用するために整備・更新された送水路		
											

番号	A 10	分類	建造物 (選鉱製錬施設)	番号	A 11	分類	建造物 (採掘施設)	番号	A 17	分類	建造物 (採掘施設)
名称	太盛山頂煙突			名称	太盛通洞坑口			名称	金香瀬坑口		
所有者	法人			所有者	法人			所有者	法人		
特徴	煙害軽減のために、明治32年(1899)に築造されたカラミ石による太盛山頂の煙突。			特徴	大正7年(1918)に、物資の搬出入のために造られた通洞坑口。			特徴	明治近代化の際に、フランス人技術者によって造られた大型坑口。		
											




番号	A 19	分類	記念物	番号	A 20	分類	記念物	番号	A 21	分類	鉄道・道路
名称	慶寿ひ			名称	緑珠ひ			名称	トロッコ道（本部支庫間電車軌道）		
所有者	法人			所有者	法人			所有者	朝来市他		
特徴	戦国時代に開鑿され、観光施設として公開されている掘り切り			特徴	住宅地の市川対岸に見ることができる近世に開鑿された間歩			特徴	大正9年に、生野鉱山の鉱石を直島精錬所に運搬するために設置された電気軌道で、トロッコ道の愛称で親しまれている		
											

番号	A 22	分類	鉄道・道路	番号	A 23	分類	鉄道・道路	番号	A 24	分類	鉄道・道路
名称	トロッコ道（金香瀬本部間電車軌道）			名称	国道429号（旧生野鉱山寮馬車道）			名称	市道鍛冶屋町真弓線（旧生野鉱山寮馬車道）		
所有者	法人			所有者	兵庫県			所有者	朝来市		
特徴	明治5年に金香瀬の鉱石を太盛本部に搬出するために設置された輸送路で、明治23年に馬車鉄道が敷設された。			特徴	フランス人技師らによって明治9年に開設された、鉱山物資輸送のための近代産業道路			特徴	フランス人技師らによって明治9年に開設された近代産業道路		
											

番号	A 25	分類	鉄道・道路	番号	A 26	分類	その他	番号	A 27	分類	その他
名称	国道312号（旧鉱石運搬専用道路）			名称	久宝残滓堆積場			名称	大仙谷残滓堆積場		
所有者	兵庫県			所有者	法人			所有者	法人		
特徴	明治中期に開設した生野神子畑間の鉱山物資の運搬専用道路			特徴	戦前につくられた、手選廃石と機械選鉱後の廃泥の堆積場と運搬鉄索鉄塔など。			特徴	戦前に、手選廃石と機械選鉱後の廃泥の堆積場。		
											

2 鉱山町の生活、文化、信仰等に関する景観

番号	B1	分類	街区	番号	B2	分類	街区	番号	B3	分類	街区
名称	生野1区			名称	生野2区			名称	生野3区		
所有者	自治会			所有者	自治会			所有者	自治会		
特徴	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地			特徴	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地			特徴	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地		
											

番号	B4	分類	街区	番号	B5	分類	街区	番号	B6	分類	街区
名称	生野4区			名称	生野5区			名称	生野6区		
所有者	自治会			所有者	自治会			所有者	自治会		
特徴	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地			特徴	中世から続き、近代に再編された鉱山従業者専用住宅地、社宅街			特徴	鉱山集落に隣接した近世から続く伝統的な宿場町		
											

番号	B7	分類	街区	番号	B8	分類	街区	番号	B9	分類	街区
名称	生野新町区			名称	奥銀谷区			名称	小野区		
所有者	自治会			所有者	自治会			所有者	自治会		
特徴	近世から続く生野銀山廻りの伝統的な鉱山住宅地及び消費地			特徴	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地			特徴	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地		
											

番号	B10	分類	街区	番号	B11	分類	街区	番号	B12	分類	河川
名称	生野緑ヶ丘区			名称	猪野々区			名称	市川		
所有者	自治会			所有者	自治会			所有者	兵庫県		
特徴	戦後に形成された鉱山従業者専用住宅地、旧社宅街			特徴	近代に再編された鉱山従業者専用住宅地、旧社宅街			特徴	鉱山町の生活生業を支えてきた河川であり、代表的な自然景観		
											

番号	B13	分類	鉱山関連 居住施設	番号	B15	分類	鉱山関連 居住施設	番号	B16	分類	鉱山関連 居住施設
名称	甲 7, 8, 9, 19 号社宅及び土塀、カラミ土塀			名称	甲 5, 6 号社宅			名称	寺の上社宅群		
所有者	朝来市			所有者	法人			所有者	法人		
特徴	明治期に生野鉱山の官吏及び技術者用の官舎等として建てられた住宅。			特徴	大正期に三菱の生野鉱山職員用社宅として建てられた。カラミ瓦葺き。			特徴	明治後半から昭和 30 年代にかけて、鉱山の職員社宅として建設され現存する社宅 4 棟。		
											

番号	B20	分類	鉱山関連 居住施設	番号	B14	分類	鉱山関連 居住施設	番号	B17	分類	鉱山関連 居住施設
名称	旧生野鉱山長官舎門			名称	SUMCOクラブ（旧松本林右衛門邸）			名称	旧吉川家住宅（生野まちづくり工房井筒屋）		
所有者	朝来市			所有者	法人			所有者	朝来市		
特徴	明治 9 年に鉱山長官舎の門として建築され、平成 4 年に現在地に移築された。			特徴	大山師の松本林右衛門が明治 19 年に建てた邸宅で、鉱山の迎賓館として利用された。明治 21 年に有栖川宮熾仁親王が滞在した。			特徴	天保 3 年（1832）に建てられた郷宿（公事宿）井筒屋で、白口などの銀山経営を行った吉川勘助の邸宅。		
											

番号	B18	分類	鉱山関連 居住施設	番号	B19	分類	鉱山関連 居住施設	番号	B21	分類	その他の 居住施設
名称	旧浅田家住宅			名称	旧吉川家住宅			名称	今井家住宅		
所有者	朝来市			所有者	朝来市			所有者	個人		
特徴	昭和7年築の浅田養蔵の邸宅で、戦後カトリック教会として利用された。地役人邸宅の系譜を引き継ぐ式台や、三角屋根の洋館が特徴。			特徴	明治期に鉱山関係事業や煙草元売捌業を営み、県議会議員なども勤めた吉川増太郎の邸宅。			特徴	明治後期に建てられた、生野代官所のあった御料所町通りの風情を感じさせる邸宅		
											

番号	B22	分類	鉱山関連 居住施設	番号	B23	分類	鉱山関連 居住施設	番号	B24	分類	その他の 居住施設
名称	佐藤家住宅別邸			名称	桑田家住宅、門、塀、土蔵			名称	松本家住宅		
所有者	個人			所有者	個人			所有者	個人		
特徴	江戸後期に建てられた蔵造りの邸宅。江戸期には掛屋が営まれるなど、本町通りの象徴的な邸宅。			特徴	生野銀山で地役人を勤めた旧浅田家の邸宅として建てられ、門や漆喰土塀、式台など風格がみられる。			特徴	生野鉱山に供給する醤油を供給してきた醤油店で、生野鉱山の洋風建築にある軒蛇腹がみられる。		
											



番号	B25	分類	鉱山関連 居住施設	番号	B26	分類	鉱山関連 居住施設	番号	B28	分類	その他の 居住施設
名称	綾部家住宅			名称	桑田家住宅			名称	白瀧家住宅		
所有者	個人			所有者	個人			所有者	個人		
特徴	フランス人技術者セヴォズの子ルイ(加藤静太郎)が育った、鉱山技術吏官の加藤正矩の邸宅。明治9年の鉱山寮馬車道修築後の建築。			特徴	江戸期に建てられた地役人住宅の様式を残す建物。つし2階で幕板を持つ大壁造りの邸宅。			特徴	酒の醸造もとして鉱山町の繁栄を支えた町家。生野には珍しいうだつが備えられている。		
											

番号	B29	分類	その他の 居住施設	番号	B30	分類	鉱山関連 居住施設	番号	B31	分類	建造物
名称	大西家・川崎家住宅			名称	太田家住宅			名称	旧生野警察署		
所有者	個人			所有者	個人			所有者	朝来市		
特徴	明治・大正期に建てられた大規模な町家で、広い間口を持つ。裏には2階建ての洋館がある。			特徴	地役人住宅の系譜を引き継ぐ近代の町家。比較的高い軒高と洋風の破風を持つ。			特徴	明治19年に建てられた生野警察署で、日本人技術者によって設計建築された擬洋風建築。		
											

番号	B32	分類	商店等	番号	B33	分類	商店等	番号	B35	分類	信仰施設
名称	旧海崎医院			名称	日下旅館			名称	山神社及び境内		
所有者	個人			所有者	個人			所有者	宗教法人		
特徴	明治20年に生野鉱山にあった異人館の系譜を受け継いで、日本人によって建てられた擬洋風建築の医院。			特徴	鉱山物資輸送を目的に設置された播但鉄道生野駅の乗降客が利用した木造3階建の旅館で、明治42年築。			特徴	大永元年(1521)に山名祐豊の直願で鉱山の神を祭る神社として創建された。春の大祭には、奉幣が行われている。		
											

番号	B36	分類	信仰施設	番号	B37	分類	信仰施設	番号	B38	分類	信仰施設
名称	姫宮神社及び境内			名称	大歳神社及び境内			名称	東西寺及び境内		
所有者	宗教法人			所有者	宗教法人			所有者	宗教法人		
特徴	生野の鎮守として戦国期に山名氏が創建した生野でも古い神社で、昭和11年に現在地に遷る。代々の奉行や代官の崇敬が篤かった。			特徴	旧森垣村の氏神として建立された神社で、本殿等は正徳12年に建替えされた。本殿、拝殿、鳥居、玉垣等が県登録文化財。			特徴	全国から生野銀山へ労働者が集まったり、奉行や代官の交代などで様々な宗派の寺院が、古城山の山裾に建立された。境内や石段などにカラミ石が使われている。		
											

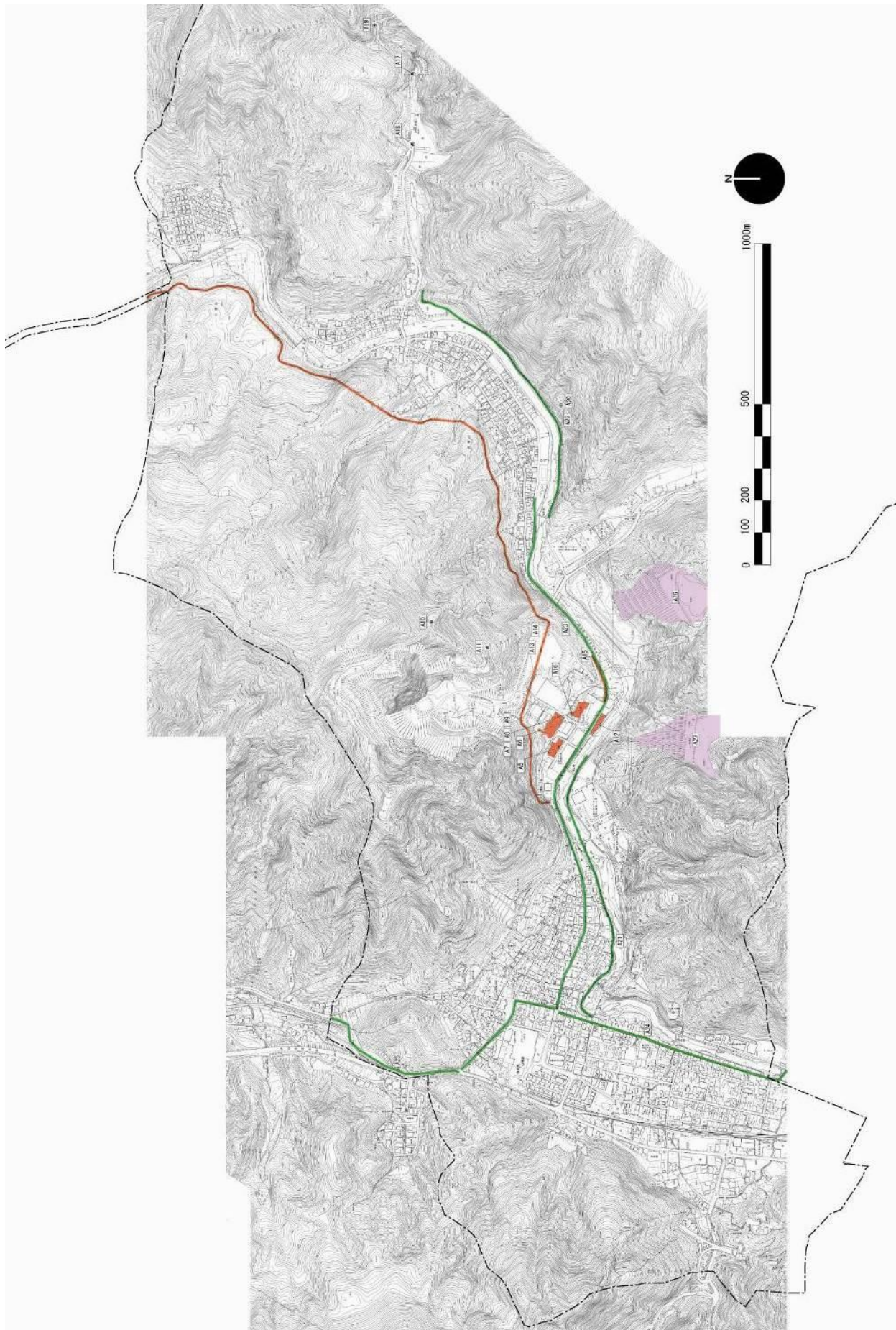
番号	B39	分類	信仰施設	番号	B40	分類	信仰施設	番号	B41	分類	記念物
名称	天理教生野分教会及び境内			名称	延応寺及び境内			名称	生野義拳碑		
所有者	宗教法人			所有者	宗教法人			所有者	朝来市		
特徴	明治29年(1896)に建てられた天理教の建物で、古い神殿、礼拝場に当時の様式を残す近代和風建築の典型例として貴重。			特徴	全国から生野銀山へ労働者が集まったり、奉行や代官の交代などで様々な宗派の寺院が建立された。			特徴	文久3年(1863)の生野義拳を後世に伝えるために建てられた石碑。		
											

番号	B42	分類	B42	番号	B43	分類	記念物
名称	ヒカゲツツジ群落			名称	延応寺の大ケヤキ		
所有者	自治会等			所有者	宗教法人		
特徴	金香瀬の生野銀山周辺に群生する約1,000株のヒカゲツツジ群落。			特徴	延応寺の境内にある樹齢約1,000年と推定される大ケヤキ。		
							

- ※ 「所有者等」については、所有者又は管理者を示す。
- ※ 今後の重要文化的景観の選定における要素の特定にあたっては、「文化的景観の重要な構成要素」として所有者等の同意を得たものを対象とする。

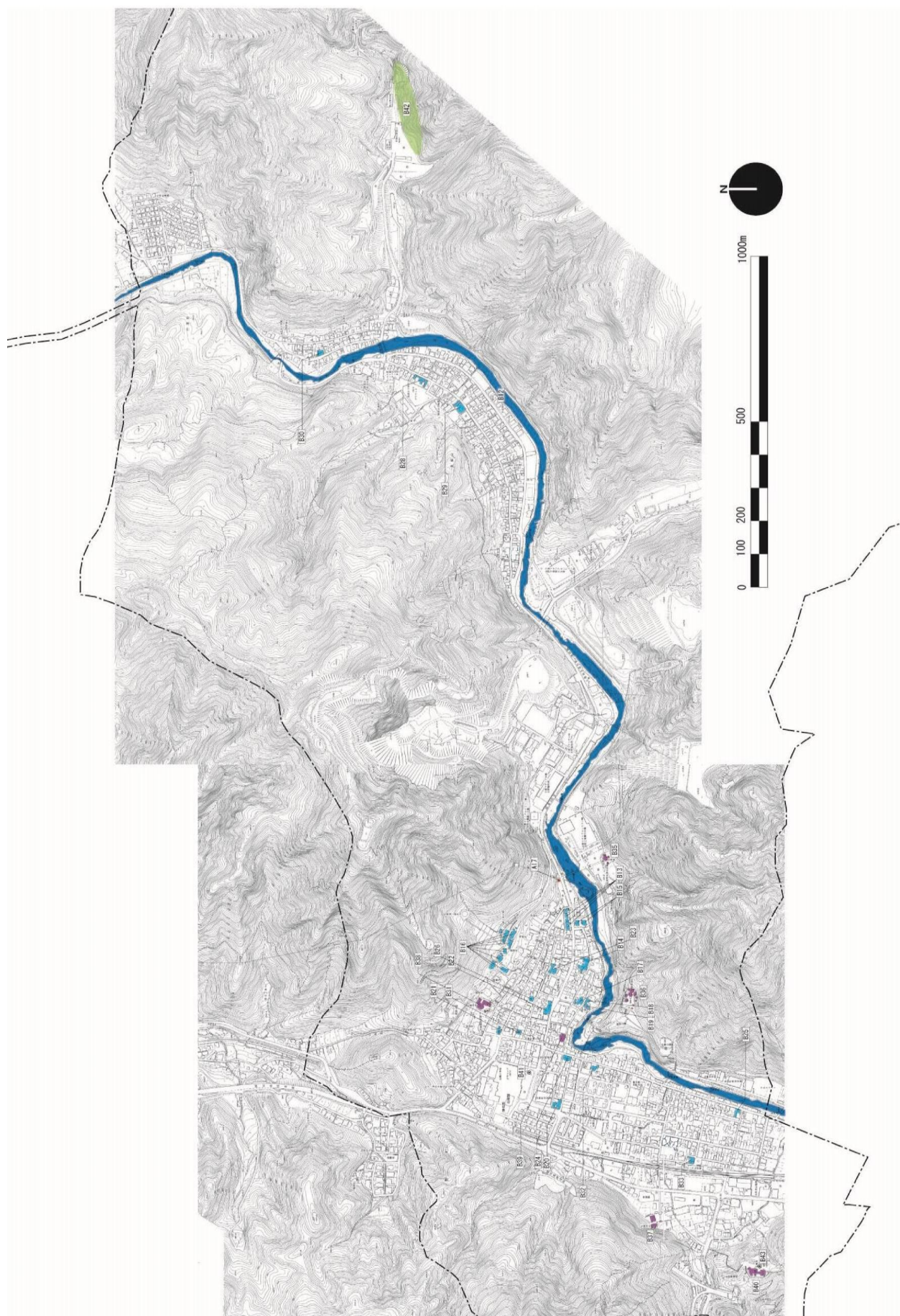
生野鉱山及び鉱山町の文化的景観 重要な構成要素

A 鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観



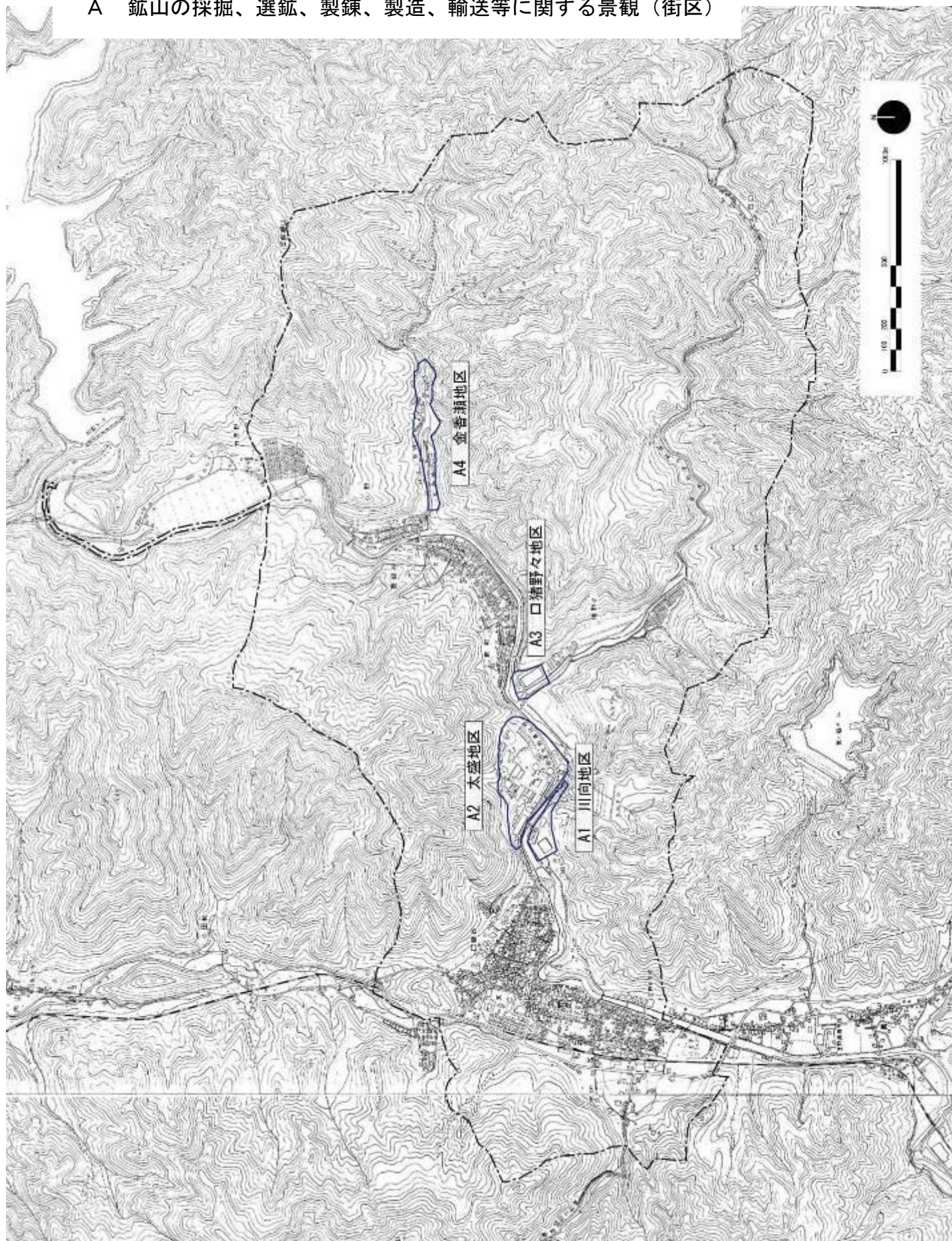
生野鉾山及び鉾山町の文化的景観 重要な構成要素

B 鉾山町の生活、消費、信仰等に関する景観



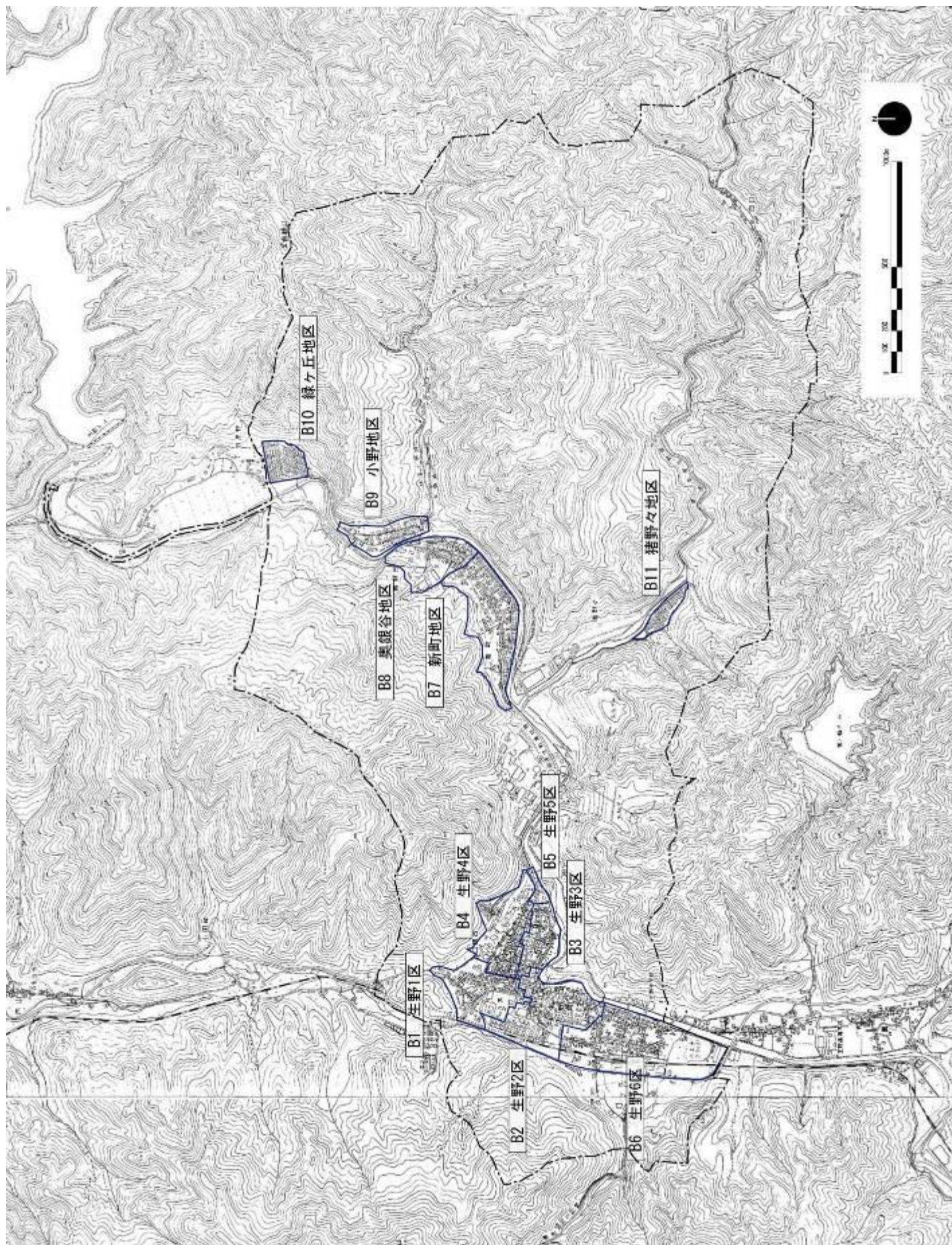
生野鉱山と鉱山町の文化的景観 重要な構成要素

A 鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観（街区）



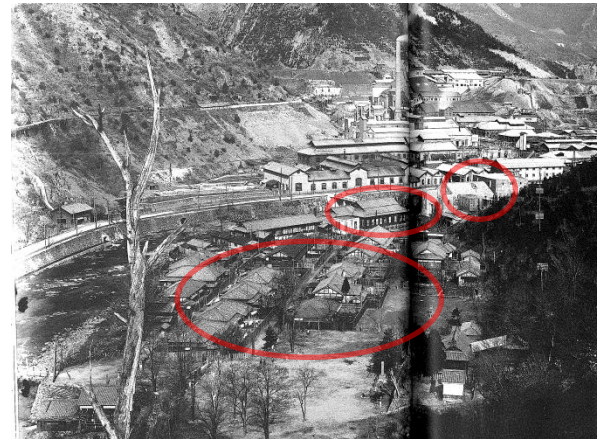
生野鉱山と鉱山町の文化的景観 重要な構成要素

B 鉱山町の生活、消費、信仰等に関する景観（街区）



番号：A 1	分類：鉱工業用地	地域：太盛地域
--------	----------	---------

構成要素名：川向地区	所有者：法人
------------	--------

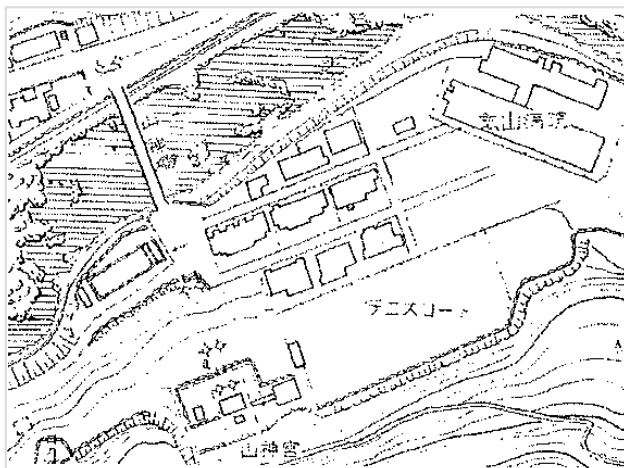


昭和の旧景(手前から社宅、鉱山病院、協和会館)

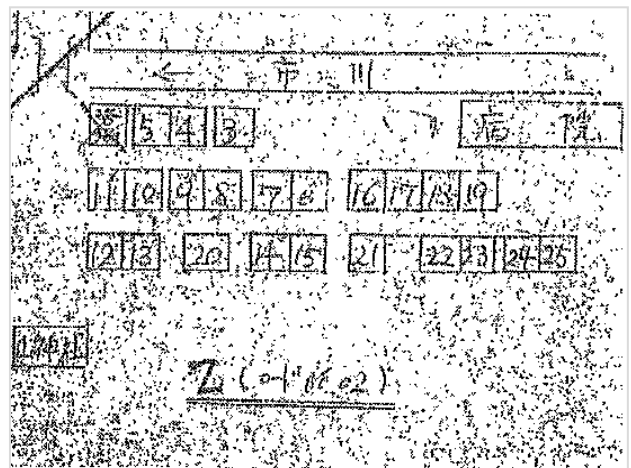
概要

生野鉱山本部に隣接する地区で、明治以降、政府による近代化モデル鉱山の開発が進められるなか、御雇外国人の宿舎となった異人館や幹部職員の住宅（官舎・乙社宅）が建設された。明治 26 年には、異人館を改修し共済病院が開設され、昭和に入り従業員の室内娯楽施設である協和会館や鉱山プール、テニスコートなど福利厚生施設が整備された。昭和 59（1984）年に半導体製造工場の増設に伴い鉱工業用地として利用されることとなり、生野鉱山の歴史の変遷を語るうえで重要な地区である。

位置図



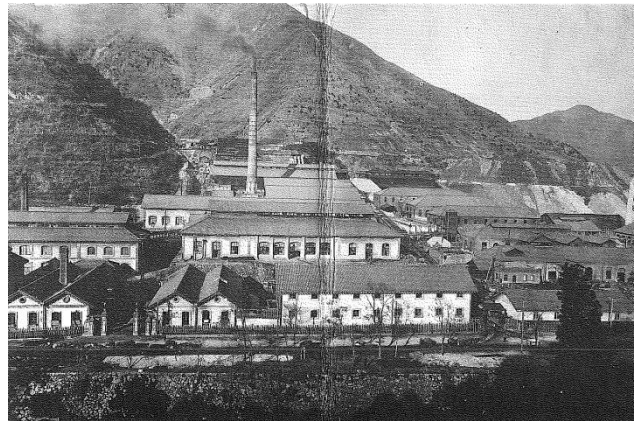
配置図（福利厚生施設）



配置図（乙社宅及び鉱山病院）

番号：A 2	分類：鉦工業用地	地域：太盛地域
--------	----------	---------

構成要素名：太盛地区	所有者：法人
------------	--------



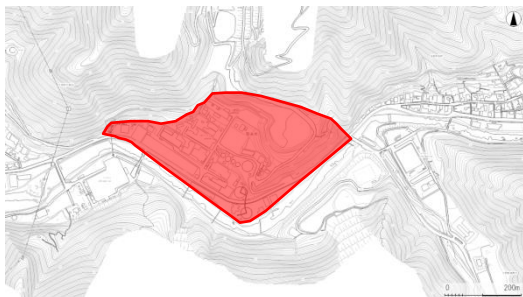
明治の旧景（鉦山本部、太盛山の麓に展開）

概要

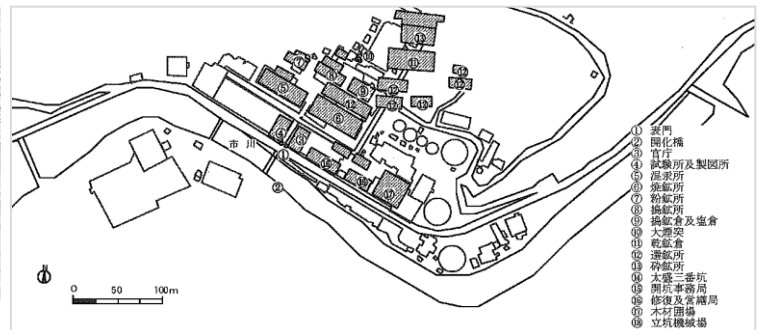
明治以降、政府による近代化モデル鉦山の開発が進められるなかで、明治9年に猪野々町の住宅を集団移転させ、選鉦・製錬・加工といった鉦工業施設が建設され、鉦山本部として生野鉦山の中核機能をなした地区である。

現在も本部及び製錬等の鉦工業用地として利用されており、近代化産業遺産が多く残るなど生野鉦山近代化の歴史を語るうえで欠かせない重要な地区である。

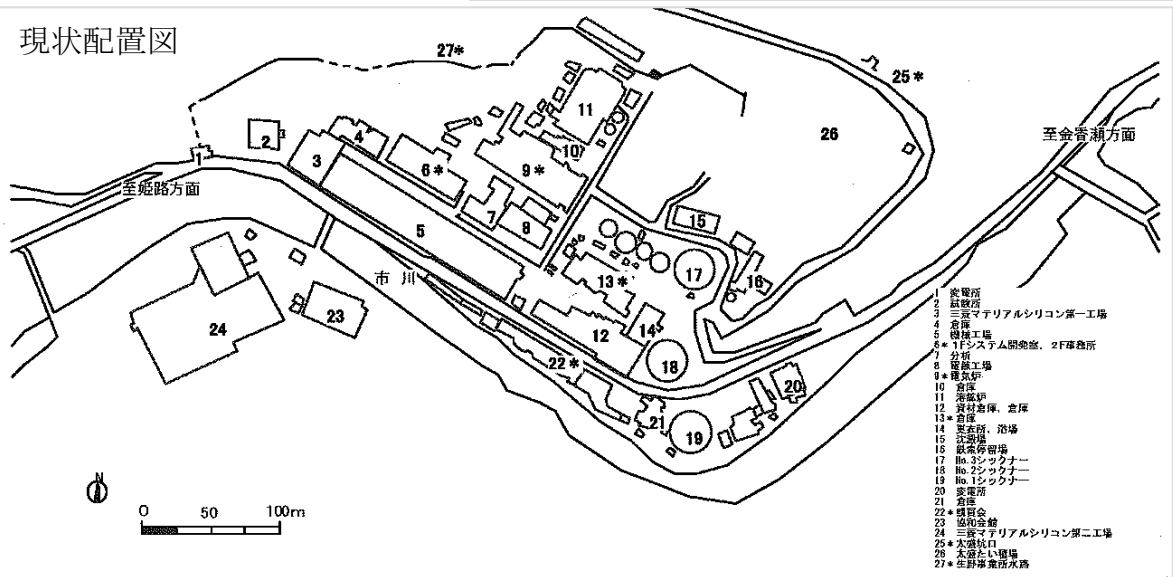
位置図



構所内配置図（明治9年落成当初推定）

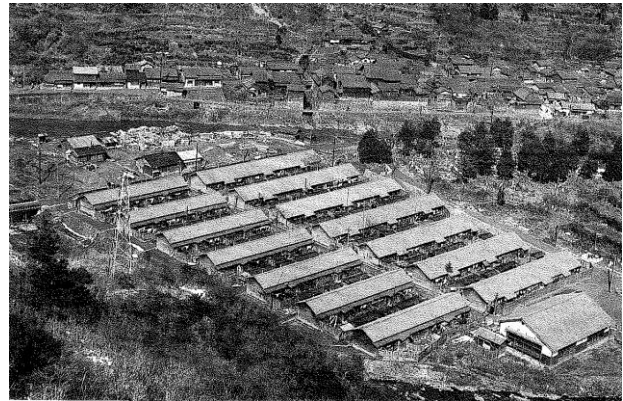


現状配置図



番号：A 3	分類：鉱工業用地	地域：太盛地域
--------	----------	---------

構成要素名：口猪野々地区	所有者：法人
--------------	--------



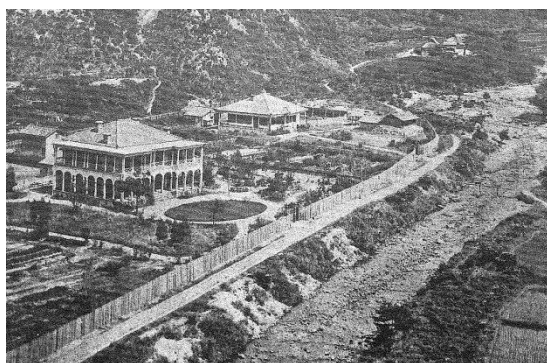
昭和の旧景（口猪野々社宅が並ぶ）

概要

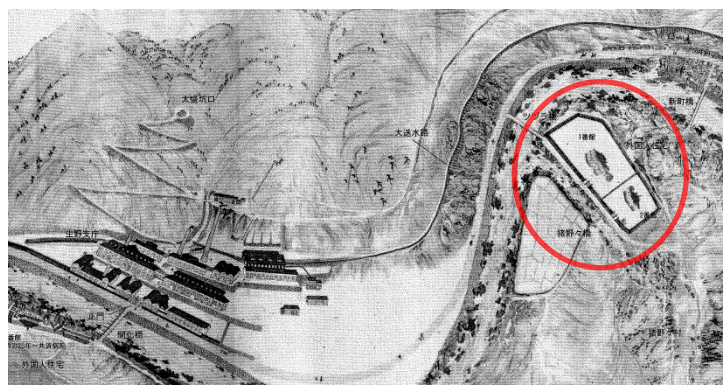
明治初期、田畑であった猪野々地区に、生野鉱山の近代化のため政府に雇われた御雇外国人の居館として異人館が建設され、昭和初期には、200戸におよぶ坑内労働者の長屋住宅、独身寮など大規模な生活関連施設が建設された。閉山後にほとんどの社宅は取り壊されたが、一部は鉱山離職者の居住対策として市営住宅として活用された。

昭和59年（1984）に、半導体製造工場の増設に伴い鉱工業用地として利用されることとなり、生野鉱山の歴史の変遷をみるうえで重要な地区である。

位置図

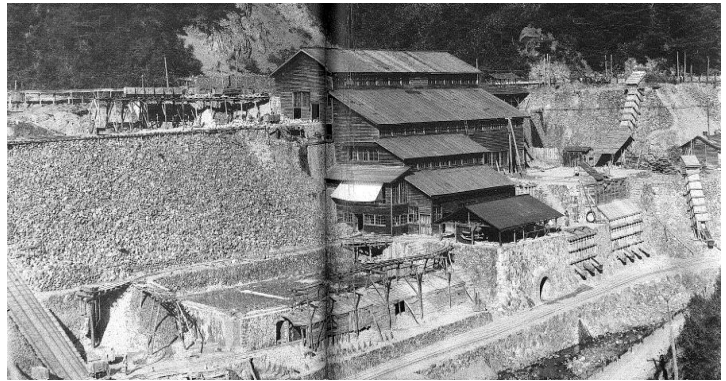


旧景（異人館 左 一番館、右 二番館）



番号：A 4	分類：鉱山遺産活用地	地域：金香瀬地域
--------	------------	----------

構成要素名：金香瀬地区	所有者：法人・朝来市
-------------	------------



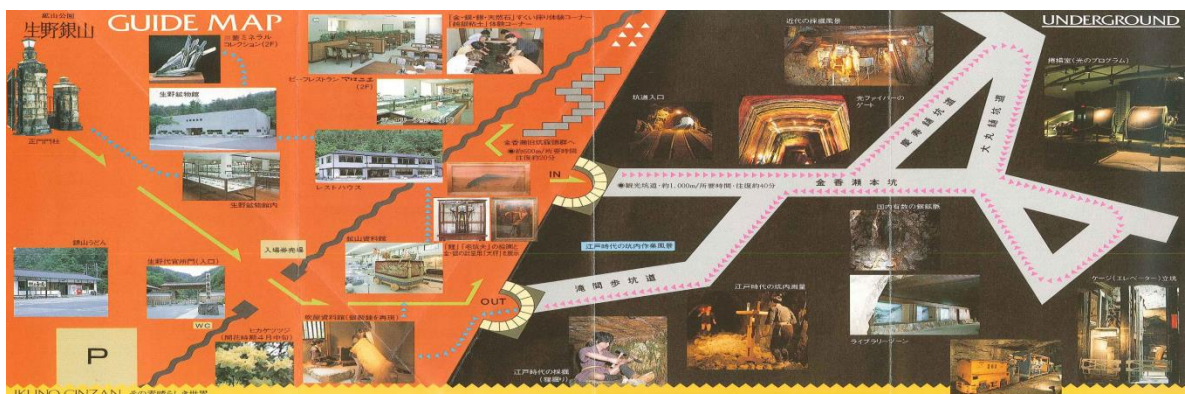
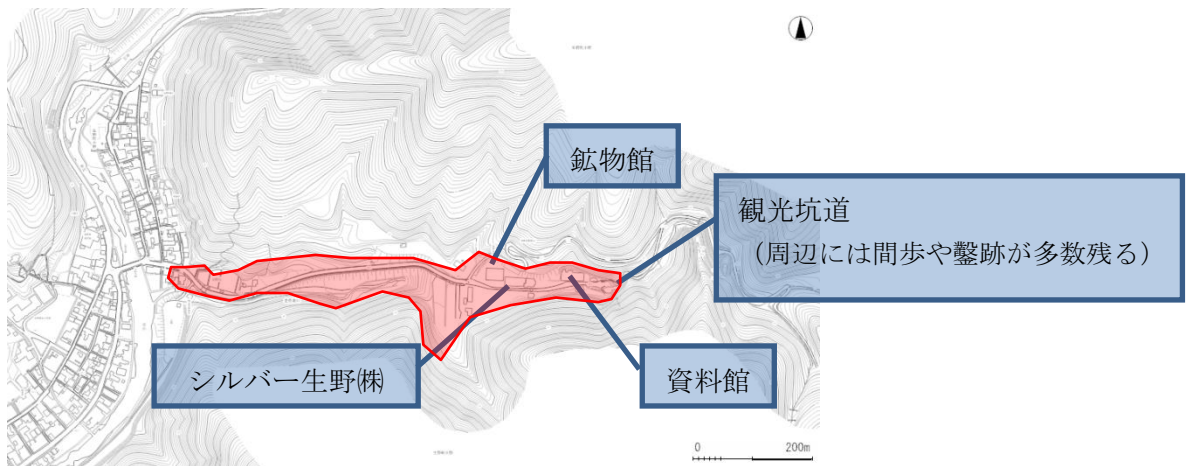
明治の旧景（明治42年に改築された金香瀬選鉱場）

概要

千珠ひ、慶寿ひなど有数の鉱床が存在し、中世から近代に至るまで、採掘現場の中核的機能を担ってきた地域である。明治5年フランス人技師により、最初に本格的な近代化鉱山の開発がされた地区である。明治25年には、相沢町を買収し、跡地に選鉱場が建設された。また、大正初期には、鉱害問題から鉱山の排水をろ過する沈殿池等が設けられ、現在も稼働する。

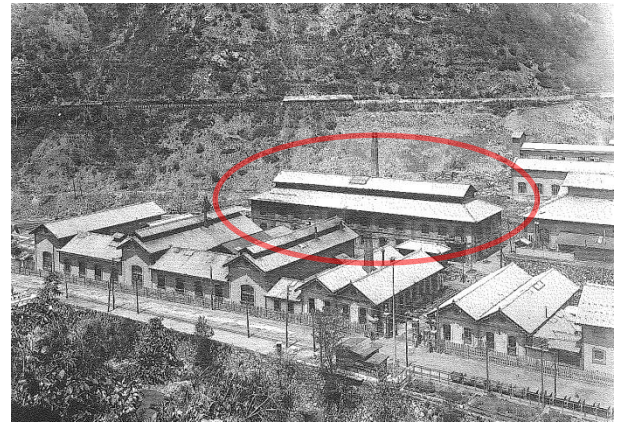
江戸時代の手掘りの間歩や坑夫の鑿跡が随所に残り、現在は、観光坑道や鉱山資料館、鉱物館が整備され、鉱山遺産を活用した観光事業が展開されており、生野鉱山の歴史の変遷を総合的に理解するうえで重要な役割を果たす地域である。

位置図



番号：A 5	分類：建造物 (選鉱製錬施設)	地域：太盛地域
--------	--------------------	---------

構成要素名：旧混こう所（現総合事務所）	所有者：法人
---------------------	--------



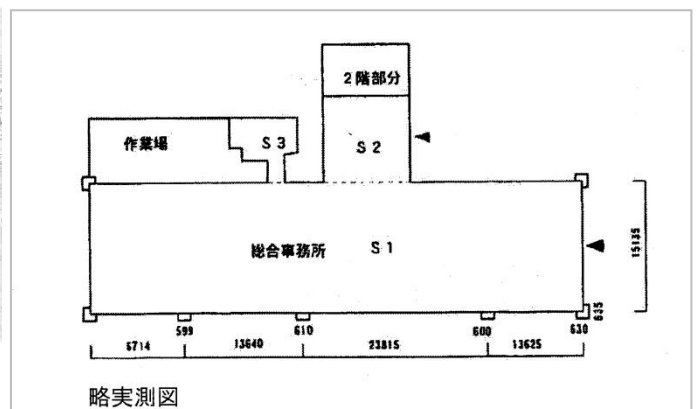
明治の旧景（写真中央部が混こう所）

概要

明治 5 年（1955）の生野鉱山焼討ち後、フランス人技師らの設計により建築された。焼討ち事件の経験から、新工場は煉瓦づくりとされたが、当時、日本には煉瓦焼成の技術はなく、煉瓦職人を外国人から招へいし、地元で用土採取、焼成を行った。

建設当初は、鉱石と水銀を混ぜて加熱し銀を取り出す混こう所として使用われていたが、御料局時代に、大島道太郎の『改良意見書』により沈殿工場に変更、工作仕上工場を経て、昭和 30 年から総合事務所として使用されている。生野鉱山の近代化における建設技術や製錬技術の歴史の変遷を示す重要な存在である。

位置図

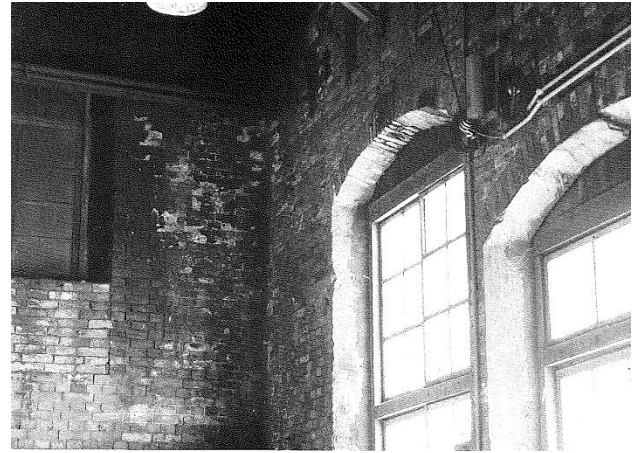


【レンガ等特記事項】

	(A)	(B)	(C)
煉瓦の平の長辺(mm)	225, 226, 228, 230 (228が標準サイズ)	220, 230 (230が標準サイズ)	216, 220, 223 (220が標準サイズ)
煉瓦の平の短辺(mm)	113, 115, 115, 117 (115が標準サイズ)	110, 115 (115が標準サイズ)	108~110 (110が標準サイズ)
煉瓦厚(mm)	56, 58, 63,	50, 55(55が標準サイズ)	52~55(54が標準サイズ)

■ 2階南側面の窓部分 (A)、1階背面出入口付近 (B)、2階背面頂部 (C)

番号：A 6	分類：建造物 (選鉱製錬施設)	地域：太盛地域
構成要素名：旧搗鉱所（現電気炉）	所有者：法人	

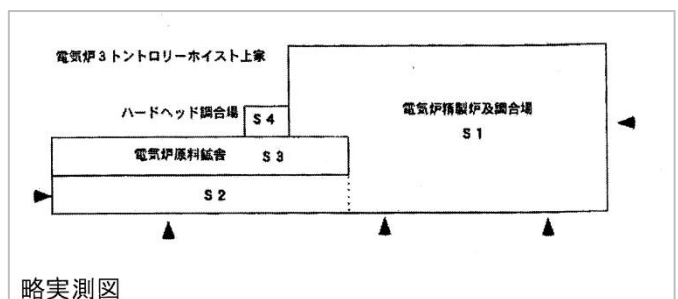


内部の様子（生野で生産されたレンガを使用）

概要

フランス人技師らによる建設で、明治7年に竣工。建設当初は鉱石を細かく砕く搗鉱所として使用された。その後御料局時代に大島道太郎の『改良意見書』により、粉碎した鉱石を流水でゆり分ける汰鉱所に改造され、その際に増築がされた。壁面の煉瓦積は建設当初部分は、フランス積、増築部分はイギリス積になっており、鉱山施設の建設技術の変遷がうかがえる。現在は錫精錬の電気炉として使用されており、生野鉱山の近代化における建設技術や製錬技術の変遷を示す重要な存在である。

位置図



略実測図



敷地建物等配置図

番号：A 7	分類：建造物 (選鉱製錬施設)	地域：太盛地域
構成要素名：旧オリバーフィルター室	所有者：法人	



位置図



概要

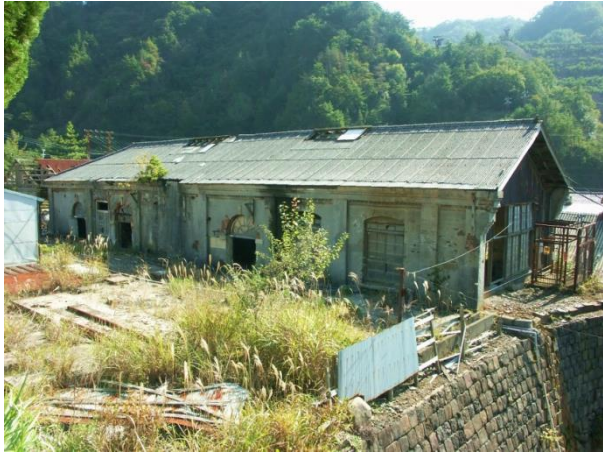
明治 23 年、大島道太郎の『改良意見書』により、熔鉱所として建築されたイギリス積の煉瓦造建物。大正時代初期に浮遊選鉱技術が開発され、オリバーフィルター室として使用された。

現在は倉庫として使用されているが、生野鉱山の近代化における建設技術や製錬技術の変遷を示す重要な存在である。



敷地建物等配置図

番号：A 8	分類：建造物 (選鉱製錬施設)	地域：太盛地域
構成要素名：旧バキュームポンプ室	所有者：法人	



位置図



概要

明治 23 年、大島道太郎の『改良意見書』により、熔鉱所として建築されたイギリス積の煉瓦造建物。大正時代初期に浮遊選鉱技術が開発され、バキュームポンプ室として使用された。

現在は倉庫として使用されているが、生野鉱山の近代化における建設技術や製錬技術の変遷を示す重要な存在である。



敷地建物等配置図

番号：A 9	分類：建造物 (その他の鉱山関連施設)	地域：太盛地域
構成要素名：旧中門休憩所	所有者：法人	



位置図



概要

明治 23 年以降に、オリバーフィルター室に隣接する形で増設されたイギリス積の煉瓦造建物。瓦に地元で焼成された赤みがかかった生野瓦が用いられている。消防ポンプ庫や休憩所としても使われていた。

オリバーフィルター室と一体となり、生野鉱山の近代化における建設技術や製錬技術の変遷を示す重要な存在である。



敷地建物等配置図

番号：A16	分類：建造物 (その他の鉱山関連施設)	地域：太盛地域
--------	------------------------	---------

構成要素名：太盛本部カラミ石積み	所有者：法人
------------------	--------



概要

カラミは熱して液状にした鉱石から銀や銅などを抽出する製錬の際、不要な岩石などが分離する製錬滓のことである。明治13年から銅の生産が本格化するなかで、カラミも急増し、処理対策として、カラミを成型し、建材用として1個2銭で販売した。

擁壁、家の土台、塀、水路など各所に活用され、鉱山のまち独特の景観を醸し出している。生野鉱山の生業と廃材の再利用を物語る象徴である。

位置図



番号：A12	分類：建造物 (その他の鉱山関連施設)	地域：太盛地域
--------	------------------------	---------

構成要素名：購買会・鉱山食堂、倉庫	所有者：法人
-------------------	--------



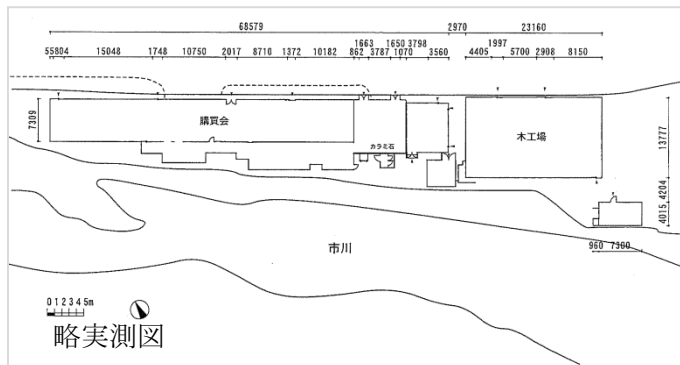
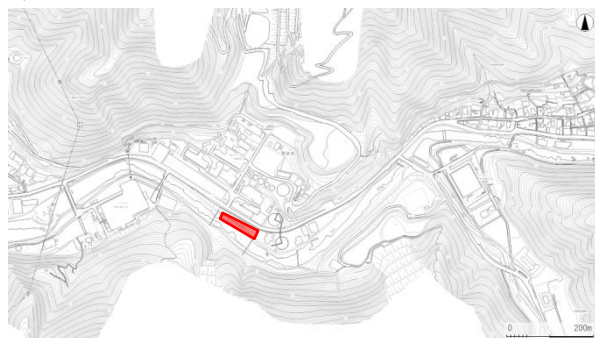
旧景（内部の様子）

概要

大正7年(1918)に建てられた木造瓦葺2階建ての建物。従業員の生活安定のため配給所として開設され、生活必需品を割安で販売した。昭和29年に増築され、売店、食堂が設けられ、一般の人々も利用ができた。現在は倉庫として利用されているが、生野鉱山の生業と衣・食・住の人々の暮らしを支えた重要な存在である。

また、生野瓦やカラミ石を素材とした現代アートイベント「ルートダルジャン」なども開催されている。

位置図



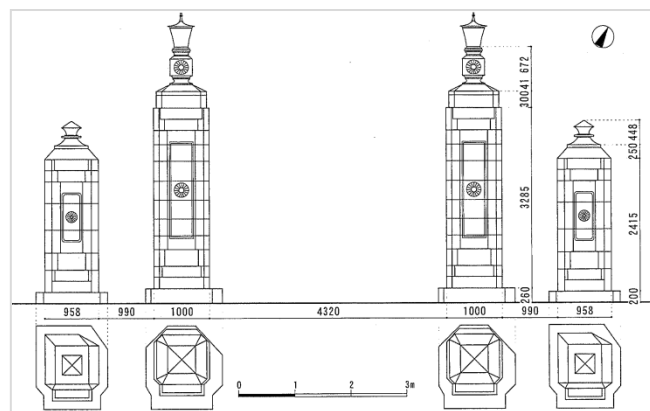
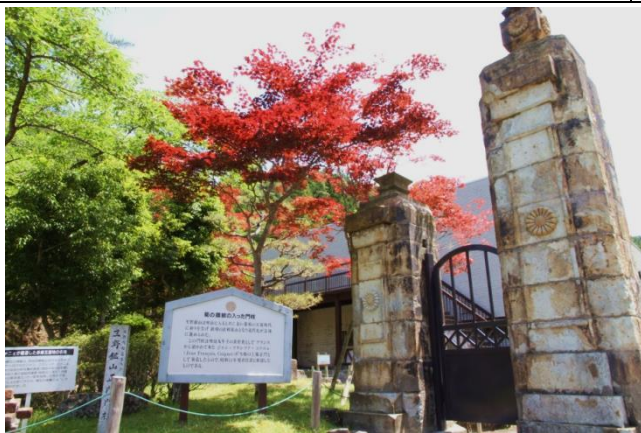
購買会を利用したイベントの様子



カラミ石アートの様子

番号：A18	分類：建造物 (その他の鉱山関連施設)	地域：金香瀬地域
--------	------------------------	----------

構成要素名：生野鉱山正門門柱	所有者：法人
----------------	--------



概要

明治9年(1876)の生野鉱山工場群の完成当初に正門として設けられた菊の紋章を刻んだ石造門柱。構内と一線を画すため、豪華な鉄製扉が付けられていた。昭和52年まで、鉱山本部の通用門として利用された。現在は、観光施設である史跡生野銀山に移設され、一般公開されている。生野鉱山の官営時代を語るうえで欠かせない存在である。

位置図



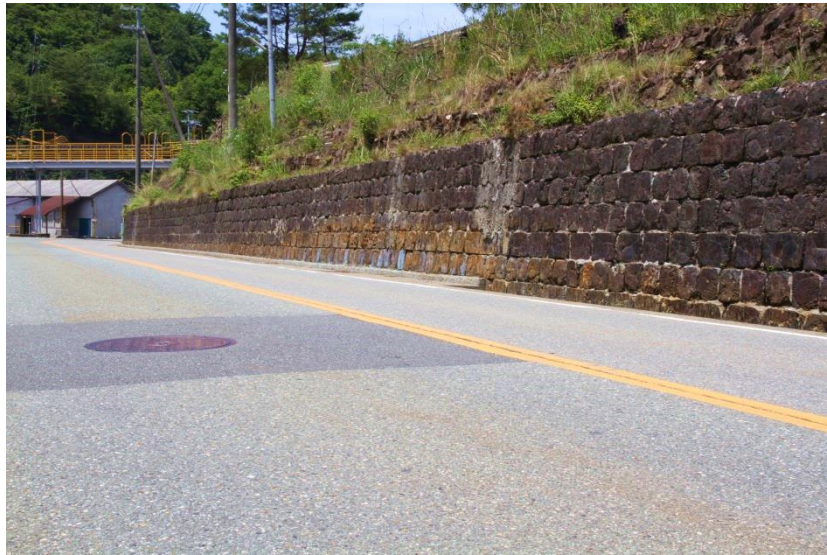
旧景 (明治35年撮影)



鉱山本部時代の門柱

番号：A15	分類：建造物 (その他の鉱山関連施設)	地域：太盛地域
--------	------------------------	---------

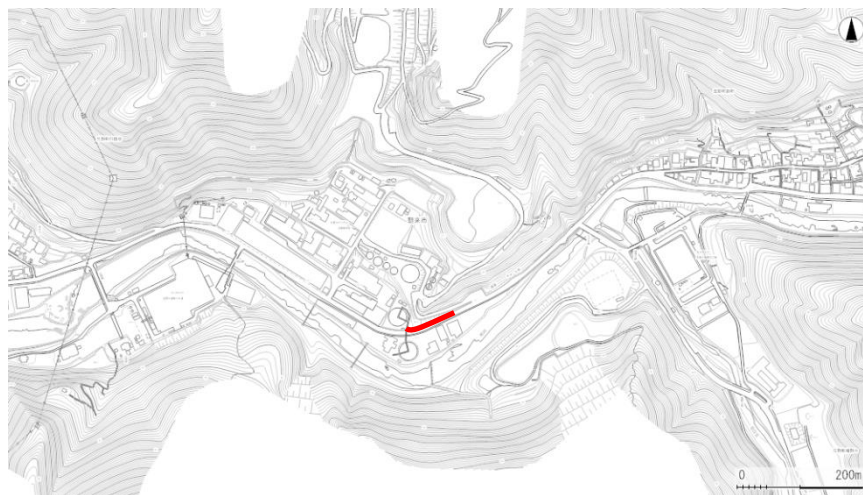
構成要素名：太盛カラミ石擁壁	所有者：法人
----------------	--------



概要

カラミは熱して液状にした鉱石から銀や銅などを抽出する製錬の際、不要な岩石などが分離する製錬滓のことである。明治13年から銅の生産が本格化するなかで、カラミも急増し、処理対策として、カラミを成型し、擁壁、家の土台、塀、水路など各所に活用した。このカラミ石擁壁は、国道429号沿いにあり、生野鉱山において最長であり、鉱山町独特の景観を語るうえで欠かせない。

位置図



様々な用途に使用されているカラミ石



擁壁



家の土台



塀



井戸

番号：A13	分類：建造物 (その他の鉱山関連施設)	地域：奥銀谷地域
--------	------------------------	----------

構成要素名：鷹ノ巣堰堤及び送水路跡	所有者：法人
-------------------	--------

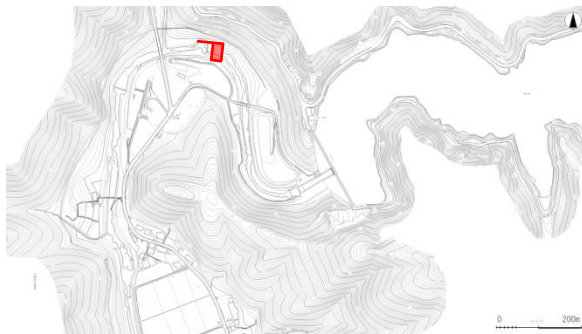


岩盤に残る旧送水路のトンネル跡

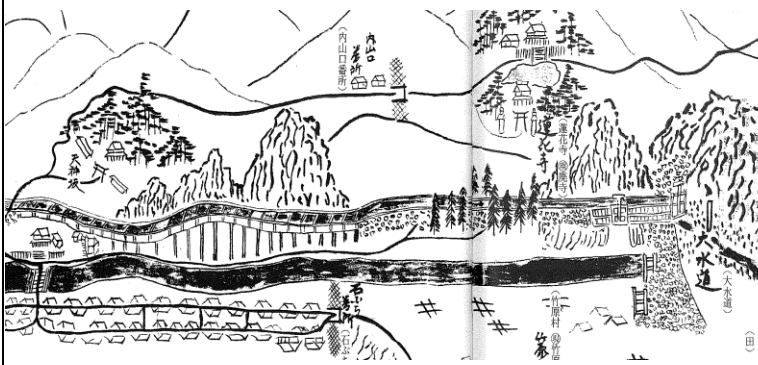
概要

明治7年に、市川上流の水を鉱工業用水として利用するために整備された堰堤及び送水路。当初、工場の動力は火力を利用していたが、炭の価格が経営面の負担になることを見越し建設された日本で最初の鉱山施設ダムである。この堰堤の貯水量は少なく、田植えの時期には機械の運転を休止することが度々生じ、やむなく民田を畑に変更することが決められた。しかし、補償費をもって新たに下流にイセキと水路を新設し耕地を保つこととなった。明治28年の馬淵ダムの完成まで、堰堤は使用され、鉱山の生業と周辺農業との関係を語るうえで重要な存在である。

位置



明治の鷹巣堰堤



明治期に描かれた木造の送水路図



保全された竹原野の農地と送水路

番号：A14	分類：建造物 (その他の鉱山関連施設)	地域：奥銀谷地域
--------	------------------------	----------

構成要素名：送水路	所有者：法人
-----------	--------



明治の旧景（木製の水路跡）

概要

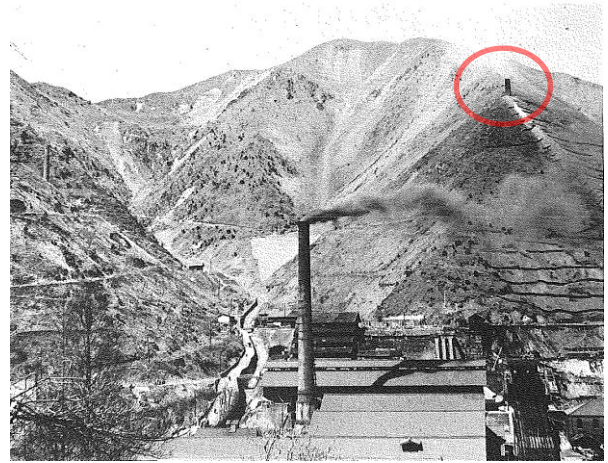
明治 28 年頃に、市川上流の水を工業用水として利用するために整備・更新された約 3.3km の送水路。鉱山における動力用水確保のため、新たに馬淵ダムを建設し、水路を再整備した。後には、発電用水路として、また公害問題が生じてからは農業用水としても寄与した。馬淵ダムは、昭和 48 年に生野ダムの建設により姿を消したが、水路は現在も鉱工業用水のほか農業用水、生活用水としても使用されており、生野鉱山の生業を語るうえで重要な存在である。

位置図



番号：A10	分類：建造物 (選鉱製錬施設)	地域：太盛地域
--------	--------------------	---------

構成要素名：太盛山頂煙突	所有者：法人
--------------	--------

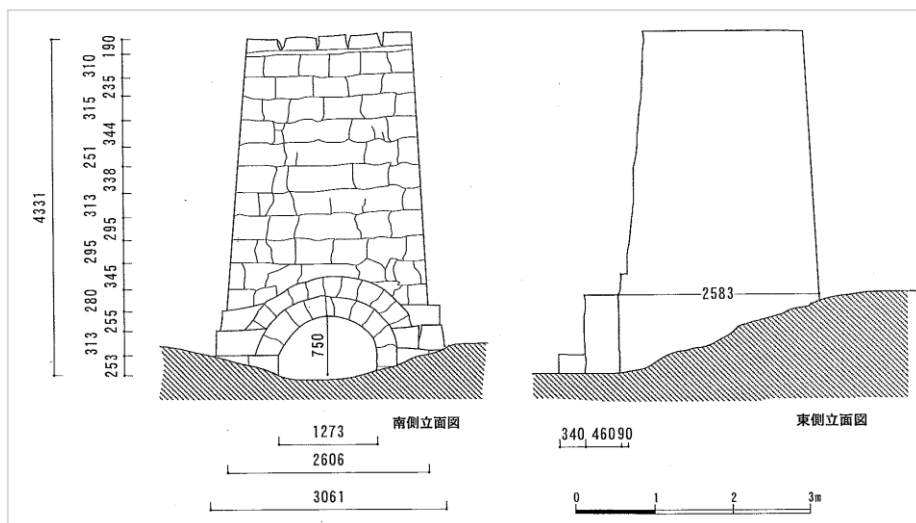


明治の旧景（右上に見える煙突）

概要

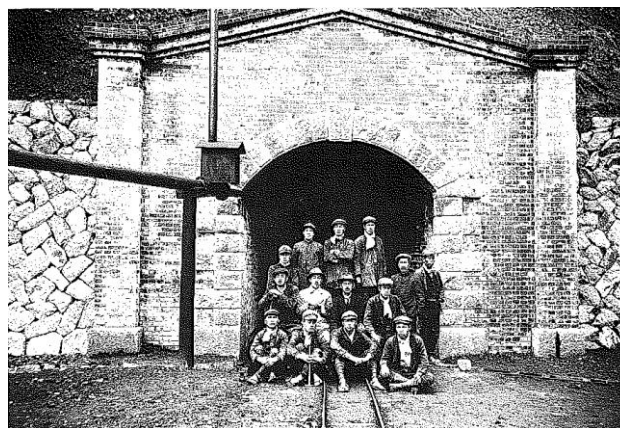
煙害軽減のために、明治32年(1899)に築造されたカラミ石による煙突。明治初年から30年におよぶ製錬の煙害のため、背後の山々は全山赤裸になり樹木は1本もなく、周辺農作物にも被害が及んでいた。有効な公害対策技術がなかった当時、暗渠で太盛山頂まで煙道を設け、より高所で排煙した。大正11年の銅製錬の廃止後は無用となったが、生野鉱山の生業と環境対策を語るうえで重要な存在である。

位置図



番号：A11	分類：建造物 (採掘施設)	地域：太盛地域
--------	------------------	---------

構成要素名：太盛通洞坑口	所有者：法人
--------------	--------



旧景（大正6年撮影）

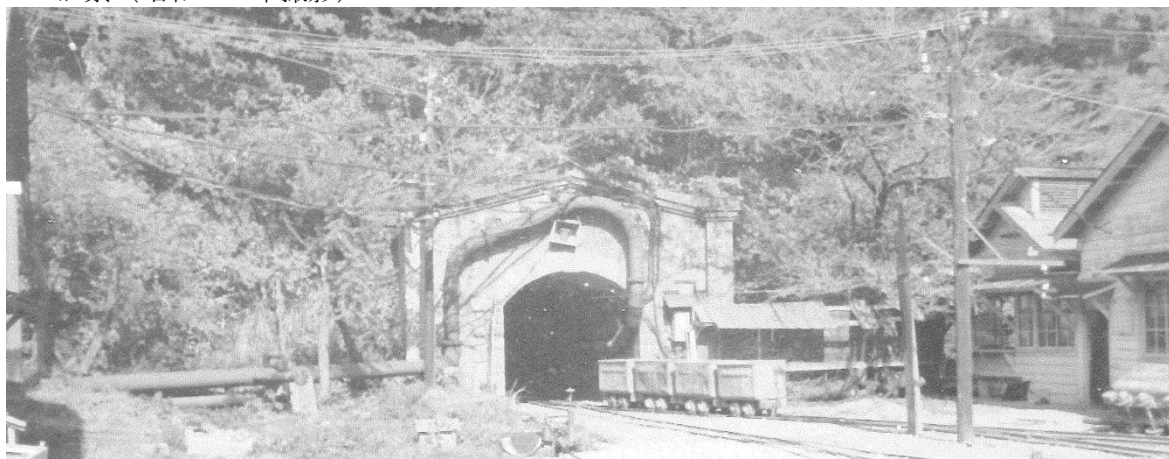
概要

大正7年(1918)に、物資の搬入出のために造られた通洞坑口。それまで粗鉱は太盛、金香瀬地区でそれぞれ行われ、精鉱は太盛の本部で行われていた。これを地下の通洞によって鉱石を輸送し、太盛に新設された豎坑で搬出する合理化策として建設された。通洞は鉱山の物流、工場の集約と後々の町の形成に大きな影響をあたえ、生野鉱山の生業を語るうえで重要な存在にある。

位置図

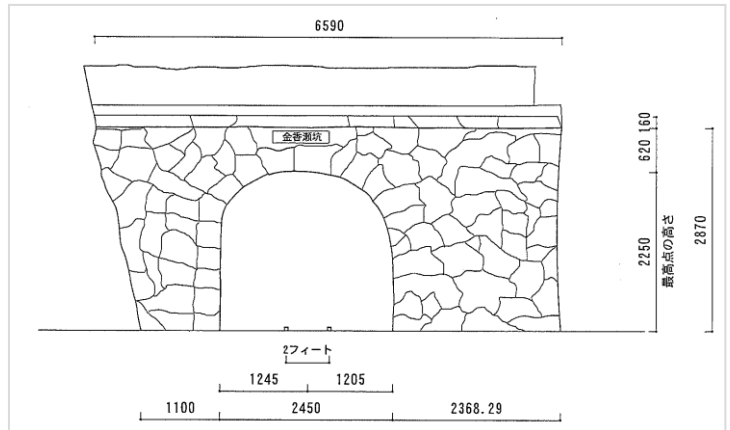


旧景（昭和47年撮影）



番号：A17	分類：建造物 (採掘施設)	地域：金香瀬地域
--------	------------------	----------

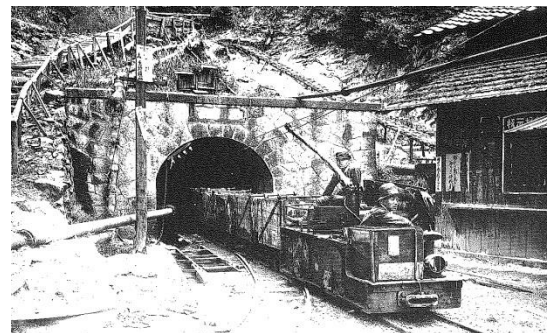
構成要素名：金香瀬坑口	所有者：法人
-------------	--------



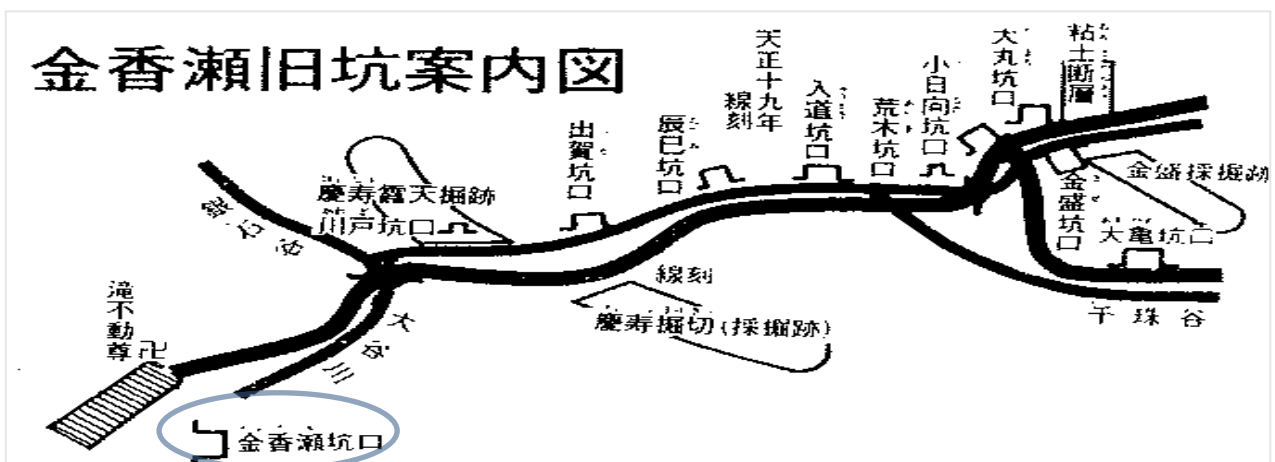
概要

明治の近代化の際に、フランス人技術者によって造られた大型坑口。金香瀬山は幕府時代に山師によって稼業された山で、地表面に近い部分はほとんど掘りつくされていた。銅鉱開発として疏水坑を切り広げて再開設された。閉山まで金香瀬の中心的坑口を果たし、現在は観光坑道として公開されている。生野鉱山の歴史の変遷を総合的に理解するうえで重要な役割を果たしている。

位置図



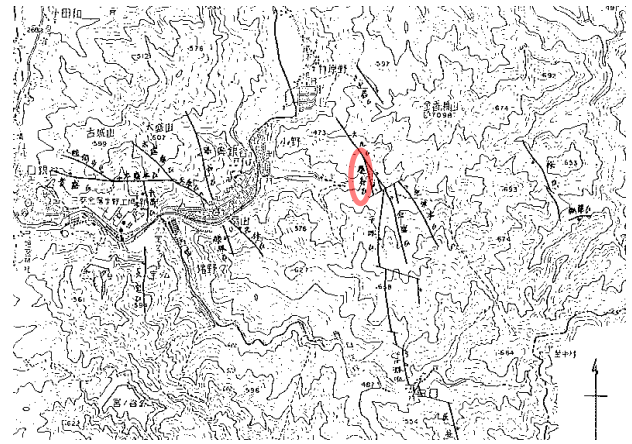
旧景（トロッコが走る）



金香瀬坑口から奥にも多くの坑口が残る

番号：A19	分類：記念物	地域：金香瀬地域
--------	--------	----------

構成要素名：慶寿ひ	所有者：自治会
-----------	---------

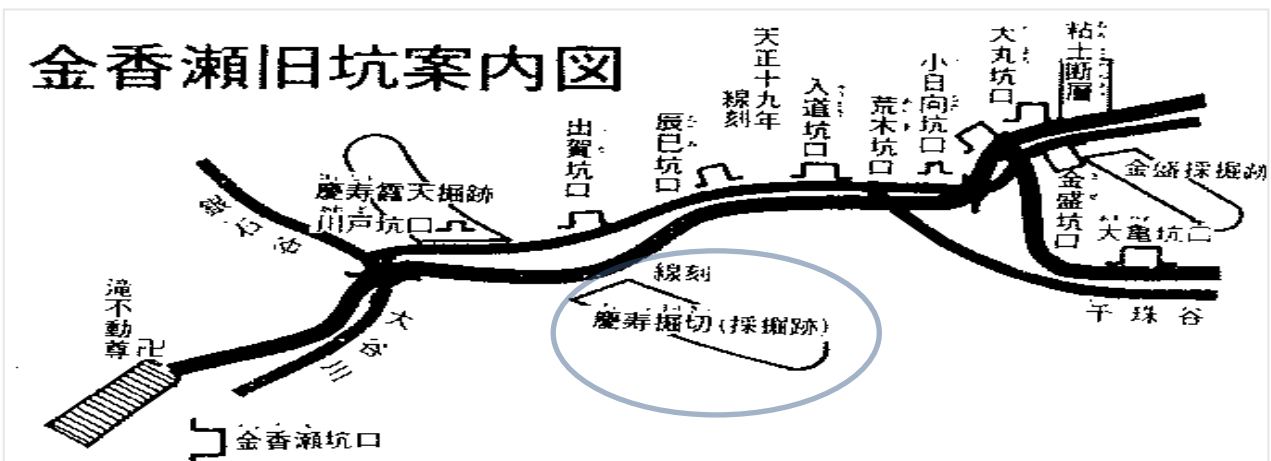
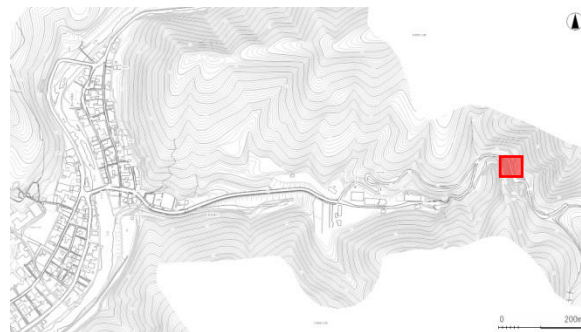


生野鉱山鉱床分布図

概要

地表面に現れた鉱脈を開鑿した掘り切り跡。国内有数の鉱脈である千珠ひの一部で、発見は室町末期(戦国時代)頃とされる。現在の掘り跡は、慶寿ひの一部で、江戸時代末期まで休むことなく採掘された。ひ(鉱脈)には、めでたい名前が付けられるが、「慶寿」は、石見銀山に灰吹法を伝えた渡来人の「慶寿」に由来する。現在は観光施設として公開されており、生野鉱山の中世から近世の代表的採掘現場の景観のひとつとして重要な存在である。

位置図



番号：A20	分類：記念物	地域：奥銀谷地域
--------	--------	----------

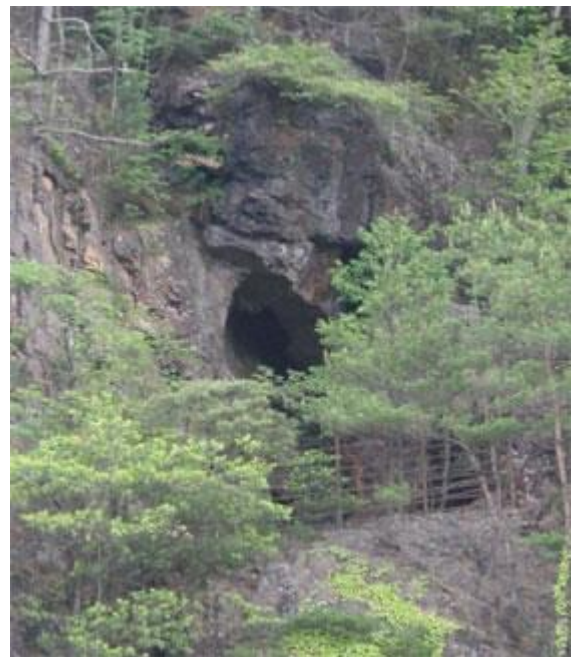
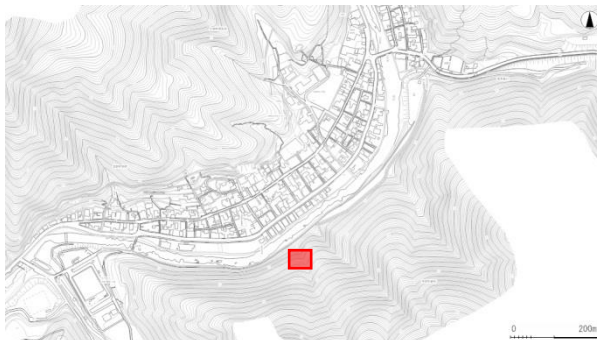
構成要素名：緑珠ひ	所有者：法人
-----------	--------



概要

市川左岸の扇山の岩盤に口を開ける近世に開発された間歩。明治になって開発が試みられたが、発展を見ることなく放置されていた。100年を経た昭和13(1938)年に、その直下に富鉱帯が発見され、下部で自然金を産し、銅鉱脈としては稀な現象であった。住宅地に近接し生野鉱山の採掘現場を間近に見れる貴重な存在である

位置図



上部の様子

番号：A 2 1	分類：鉄道・道路	地域：口銀谷地域
----------	----------	----------

構成要素名：トロッコ道 (本部支庫間電車軌道)	所有者：宗教法人・朝来市
----------------------------	--------------



旧景（大正時代）

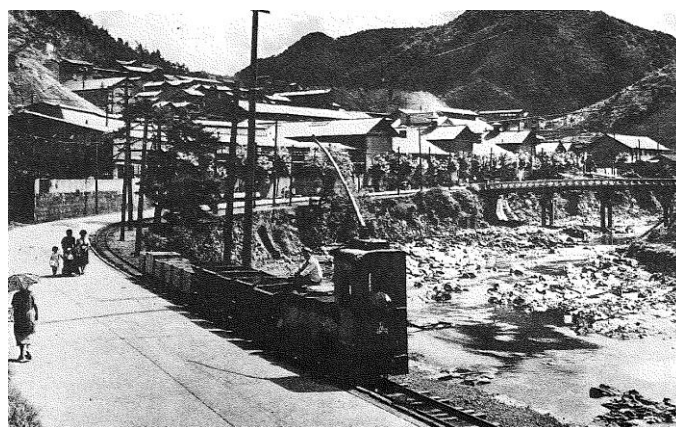
概要

大正9年に、太盛の銅製錬が直島製錬所に移り、生野鉱山の鉱石を貨物駅となっていた生野支庫に運搬するために設置された電気軌道。市川沿いに石積アーチで構築され、トラック運送に替わるまで利用された。現在は遊歩道として公開され、トロッコ道の愛称で親しまれている。市川の自然景観のなかに鉱山の輸送や土木技術の調和を見ることのできる重要な景観である。

位置図



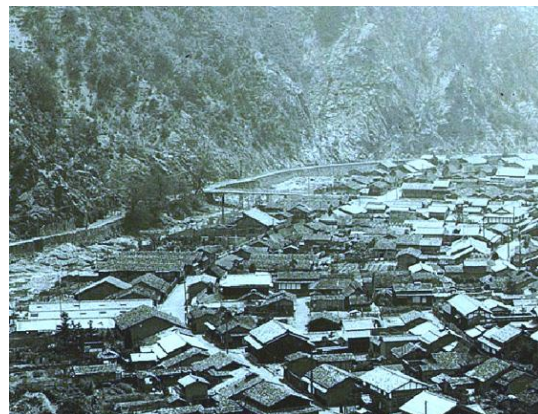
昭和の旧景（市川でのボート遊び）



トロッコ軌道と生野鉱山本部（大正時代）

番号：A 2 2	分類：鉄道・道路	地域：奥銀谷地域
----------	----------	----------

構成要素名：トロッコ道 (金香瀬本部間電車軌道)	所有者：法人・朝来市
-----------------------------	------------

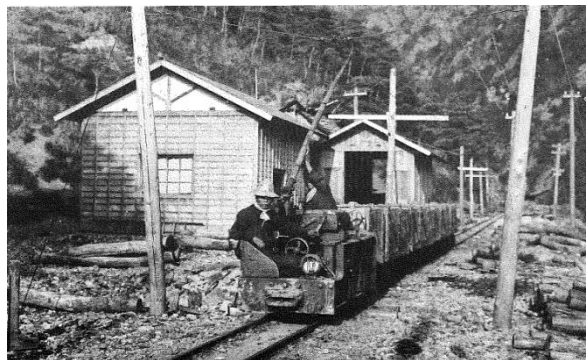


大正の旧景

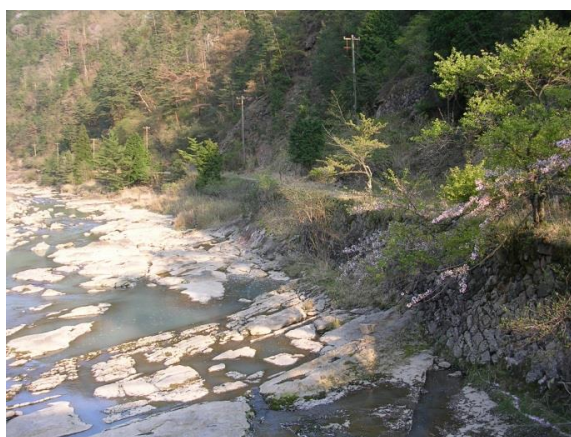
概要

明治 5 年、金香瀬で採掘された鉬石を太盛本部に運ぶために設置された輸送路。明治 23 年に馬車鉄道が敷設され、大正 8 年に電車輸送に切りかえられ、昭和 25 年頃まで使用されていた。市川左岸の扇山の裾に石積により構築されている。トロッコ道の愛称で親しまれ、鉬山の輸送や土木技術の変遷を今に見ることのできる重要な存在である。

位置図



金香瀬から走る電気機関車 (昭和)



現在のトロッコ道

番号：A 2 3	分類：鉄道・道路	地域：範囲内
----------	----------	--------

構成要素名：国道 429 号 (旧生野鉦山寮馬車道)	所有者：兵庫県
-------------------------------	---------



明治の旧景（生野鉦山寮馬車道と鉦山本部）

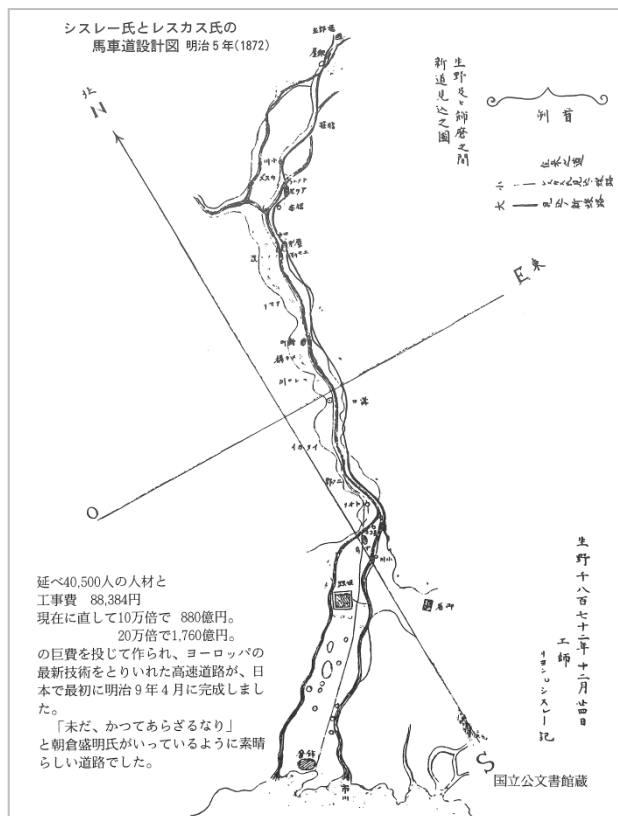
概要

フランス人技師らによって明治 9 年に生野鉦山本部から姫路飾磨港まで開設された、鉦山物資輸送のための近代産業道路。住宅地が密集していたことから、当時の幹線道路であった本町通が併用された。現在も国道 429 号線として、奥銀谷と口銀谷を結ぶ幹線道路の役割を果たしており、生野鉦山の流通運搬を語るうえで重要な存在である。

位置図



明治の旧景（市川と馬車道）



番号：A24	分類：鉄道・道路	地域：範囲内
構成要素名：市道鍛冶屋町真弓線 (旧生野鉱山寮馬車道)	所有者：朝来市	

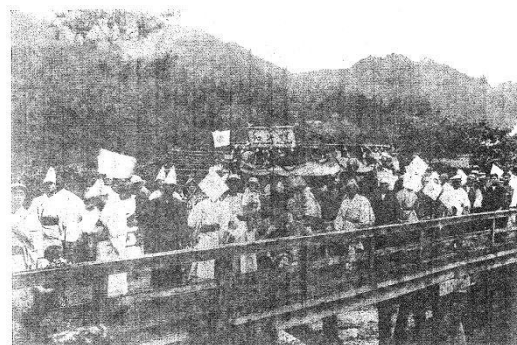


同一場所で行われる「銀谷まつり」の様子

概要

フランス人技師らによって明治9年に生野鉱山本部から姫路飾磨港まで開設された、鉱山物資輸送のための近代産業道路。新たに直線道路や、鉱山長の名をつけた盛明橋が架けられた。現在は市道鍛冶屋町真弓線として、口銀谷地区の南北を結ぶ幹線道路としての役割を果たしており、生野鉱山の流通運搬を語るうえで重要な存在である。

位置図



初代盛明橋の落成式



3代目盛明橋



番号：A25	分類：鉄道・道路	地域：口銀谷地域
--------	----------	----------

構成要素名：国道 312 号 (旧鉱石運搬専用道路)	所有者：兵庫県
-------------------------------	---------

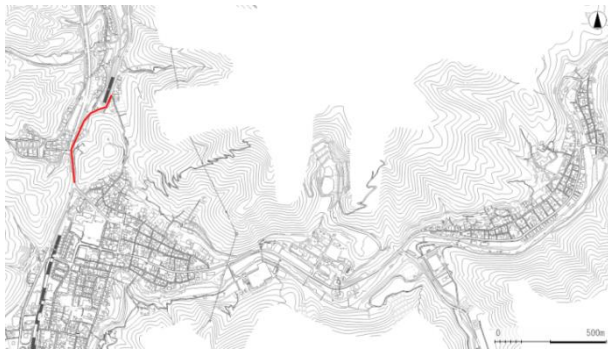


旧景（牛や馬が鉱石を運ぶ）

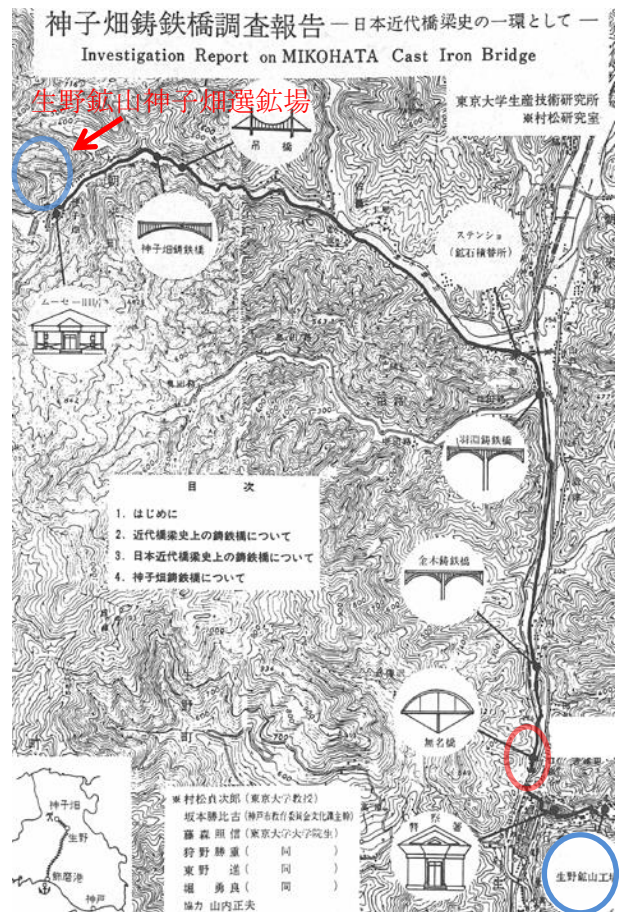
概要

明治中期に開設した生野神子畑間の鉱山物資の運搬専用道路。明治 11 年に神子畑で優良な銀鉱脈が発見され、出鉱量の増大により幅員 3.6m の道路が建設された。この建設に際し、難所であった峠頂上部の切り下げが行われ、現在の国道 312 号線の峠道となった。生野鉱山の流通運搬を語るうえで重要な存在である。

位置図



現在の神子畑選鉱場跡の様子



番号：A 2 6	分類：その他	地域：太盛地域
----------	--------	---------

構成要素名：久宝残滓堆積場	所有者：法人
---------------	--------



昭和の旧景（鉱山本部全景と久宝残滓堆積場）

概要

従来、鉱山の廃滓は手選廃石をずり捨場に、機械選鉱後の廃泥は索道により久宝谷に堆積させていた。堆積場が限界に達したことから昭和4年にダム建築がされた。昭和36年に、ダム強化と流失による鉱害抑制のため廃石によって覆われた。採掘、選鉱、製錬によって生じる遺物であり、鉱山町を語るうえで欠かせない位置にある。

位置図



久宝ダム築堤中の索道と中継鉄塔



旧景（明治42年頃）

明治期には山裾に堆積されている程度であった。



現在の久宝ダム

番号：A27	分類：その他	地域：太盛地域
--------	--------	---------

構成要素名：大仙谷残滓堆積場	所有者：法人
----------------	--------

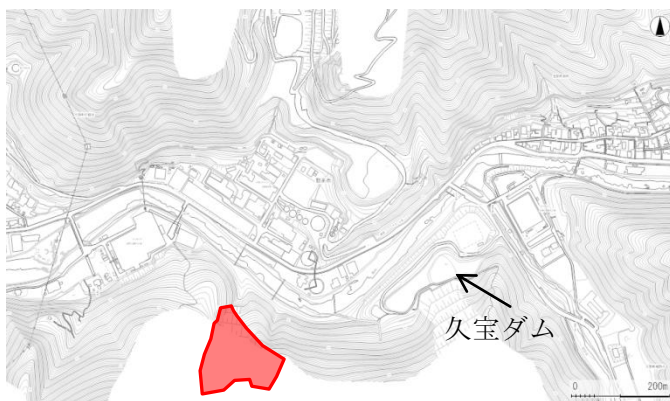


旧景（大活躍の大仙谷残滓堆積場）

概要

久宝ダムが限界に達するのを見越し、昭和10年からダム構築に着手した。昭和12年から大仙ダムに堆積場を切り替えた。採掘、選鉱、製錬によって生じる遺物であり、鉱山まちを語るうえで欠かせない位置にある。

位置図



選鉱場で
鉱石より
有価金属
を回収し
た残りの
廃滓は鉄
索で運ば
れ処理さ
れた。

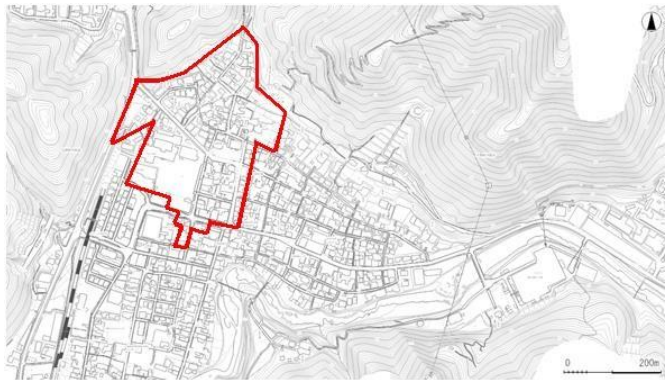
鉱山関連施設との位置関係

番号：B1	分類：街区	地域：口銀谷地域
-------	-------	----------

構成要素名：生野1区	所有者：自治会
------------	---------



位置図



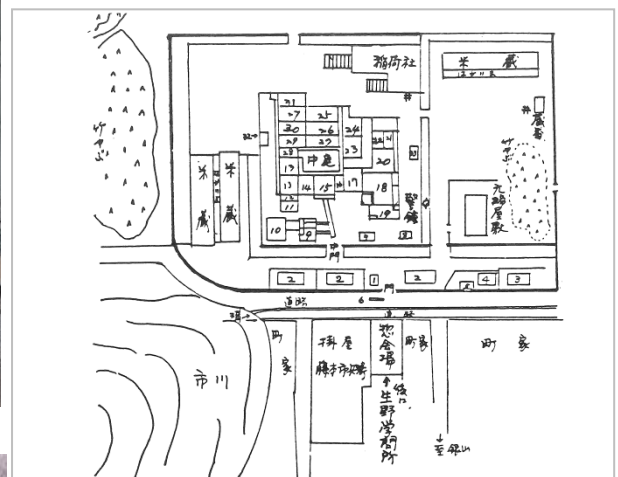
概要

中世から近世にかけて発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。江戸時代には、但馬街道への出入口あたり但馬口番所が置かれた、また、代官所が置かれた地区であり、「御料所通り」などの名が残り、近世に生野銀山廻り7カ町のひとつ口銀谷町として発展してきた地区である。また、山裾には茶園が設けられ、製茶工場もあった。生野鉱山の生活・文化を語るうえで重要な地区である。

位置図



生野銀山町絵図（明治9年）



生野代官所（陣屋、但州取締役所、府中裁判所、生野県庁舎）間取

1 門	番	12 御役人出席場	23 用人部屋
2 手代長屋	13 御書院	24 待部屋	
3 役人長屋	14 次の間	25 板の間	
4 後藤宅後学問所	15 玄関	26 茶の間	
5 物見	16 内玄関	27 居間	
6 制札（高札）	17 御代官出居場	28 御用役の間	
7 たまり	18 役所	29 座敷	
8 仮牢	19 銀山方役所	30 居間	
9 運上蔵役所	20 湯呑場	31 女中部屋	
10 運上蔵	21 書役部屋	32 蔵	
11 白砂	22 足輕部屋	33 中間部屋	



旧景（御料所通り）

番号：B2	分類：街区	地域：口銀谷地域
-------	-------	----------

構成要素名：生野2区	所有者：自治会
------------	---------



位置図



概要

中世から近世にかけて発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。江戸時代には、播磨街道の出入口あたり、播磨口番所が置かれた。「鍛冶屋町通り」の名が残るように職人町として形成されてきた。近世に商店街として発展し、大規模な鉱山従業員用の社宅や寮なども建設された。近世に生野銀山廻り7カ町のひとつ口銀谷町として発展してきた地区である。また、茶畑の地名が残るように、昭和中期まで茶園が広がっていた。生野鉱山の生活・文化を語るうえで重要な地区である。



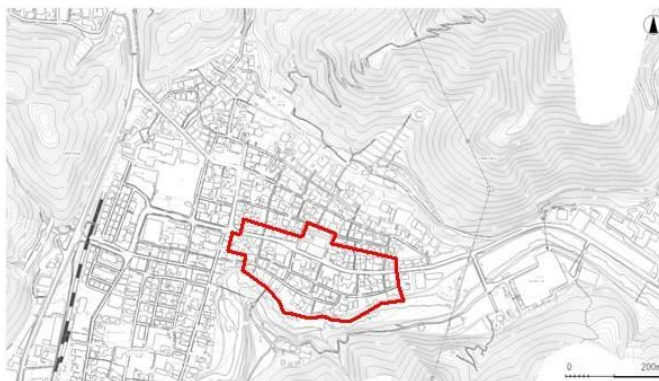
生野銀山町絵図（明治9年）

番号：B3	分類：街区	地域：口銀谷地域
-------	-------	----------

構成要素名：生野3区	所有者：自治会
------------	---------



位置図

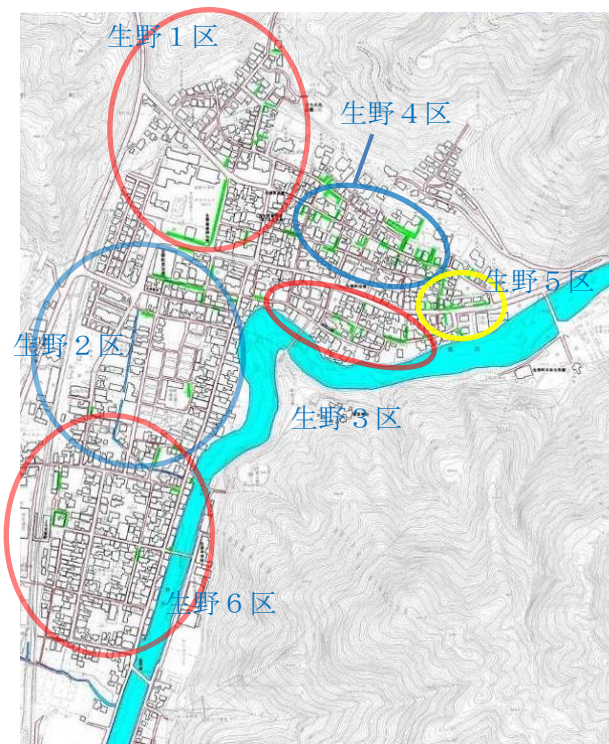


概要

中世から近世にかけて発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。江戸時代の地役人、郷宿、山師、掛屋などの邸宅が残る。また「宮町通り」、「本町通り」などの名が残り、姫宮神社を中心として、また近世には役所が置かれるなど、生野銀山廻り 7 カ町のひとつ口銀谷町の中心として発展してきた地区である。町中には、カラミ石の礎石や生野瓦を使用した住宅が残り、生野鉱山の生活・文化を語るうえで重要な地区である。



生野銀山町絵図（明治9年）



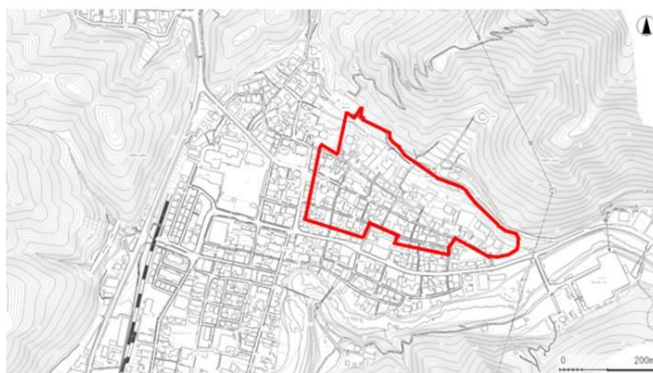
カラミ石の分布図

番号：B4	分類：街区	地域：口銀谷地域
-------	-------	----------

構成要素名：生野4区	所有者：自治会	
------------	---------	--



位置図



概要

中世から近世にかけて発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。坑内労働者は比較的短命であったことや、代官をはじめ多くの人々の出入りがあったことから、「寺町通り」の名が示すように、多くの寺社が並ぶ。近世に生野銀山廻り7カ町のひとつ口銀谷町として発展してきた地区である。また、カラミ石の擁壁や井戸が多く残り、生野鉱山の生活・文化を語るうえで重要な地区である。



現在の区割りと大きく変わらない

番号：B5	分類：街区	地域：口銀谷地域
-------	-------	----------

構成要素名：生野5区	所有者：自治会
------------	---------



位置図



概要

中世から近代に再編された鉱山従業者専用住宅地、社宅街。明治初期の政府の生野鉱山開発に伴い、官吏の住宅が不足し、民家を買収し、社宅群が建てられた。以後、三菱関係従業員の社宅として利用されており、生野鉱山の生活・文化を語るうえで重要な地区である。



現在の区割りと大きく変わらない

番号：B6	分類：街区	地域：口銀谷地域
-------	-------	----------

構成要素名：生野6区	所有者：自治会	
------------	---------	--

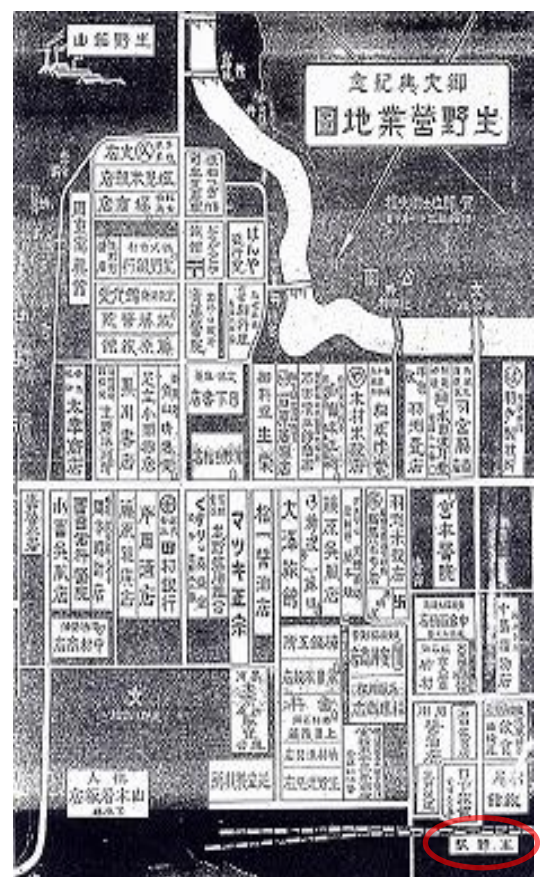


位置図



概要

鉦山町に隣接し近世から続く伝統的な宿場町。江戸時代は、播磨国森垣村であった。明治22年の市町村制施行により生野町に属することとなった。銀山での宿泊が規制されていたことから、宿場町として発展した。さらに明治28年の鉄道開通により、生野駅が設けられ、鉦山町の玄関口として役割を果たすようになり、生野鉦山の生活・文化を語るうえで重要な地区である。

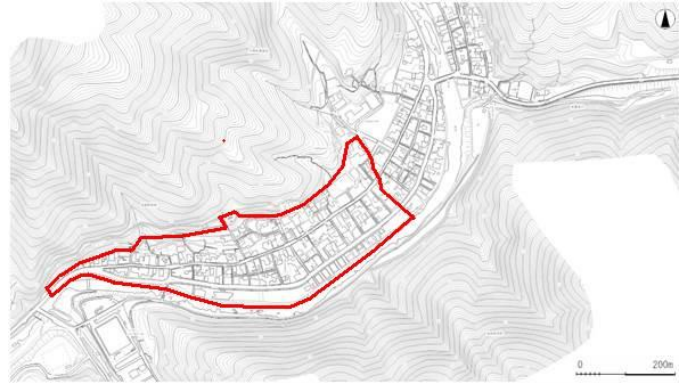


番号：B7	分類：街区	地域：奥銀谷地域
-------	-------	----------

構成要素名：生野新町区	所有者：自治会
-------------	---------

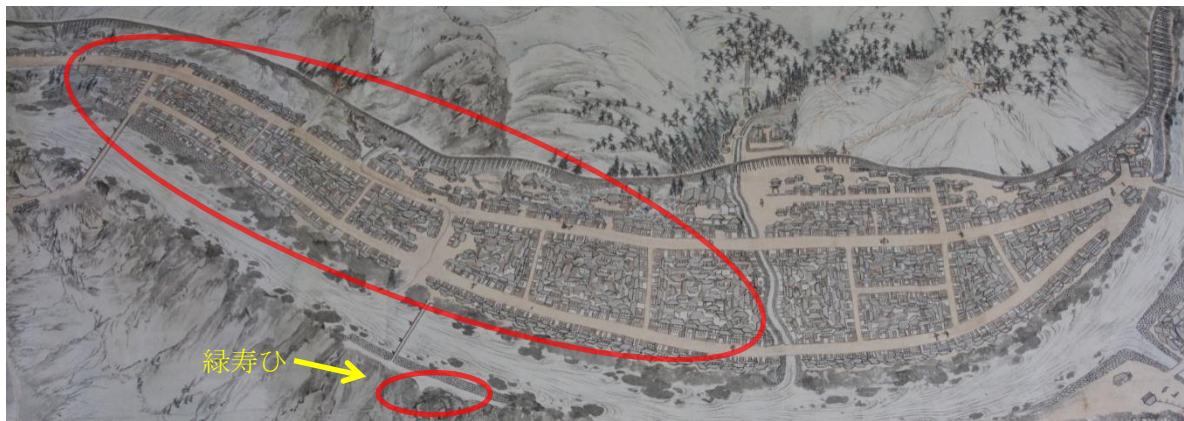


位置図



概要

近世にかけて発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。江戸時代には、採鉱現場に隣接し、山師などが居住し、吹屋などの手鉱業による生産現場であった。明治以降、坑内労働者の小規模住宅や、飯場、大規模な社宅群が建設された。近世より生野銀山廻り7カ町として発展してきた生野鉱山の生活・文化を語るうえで重要な地区である。



■は社宅を示す（昭和32年作成の地図）



昭和の旧景（新町の社宅群）

番号：B8	分類：街区	地域：奥銀谷地域
-------	-------	----------

構成要素名：奥銀谷区	所有者：自治会
------------	---------

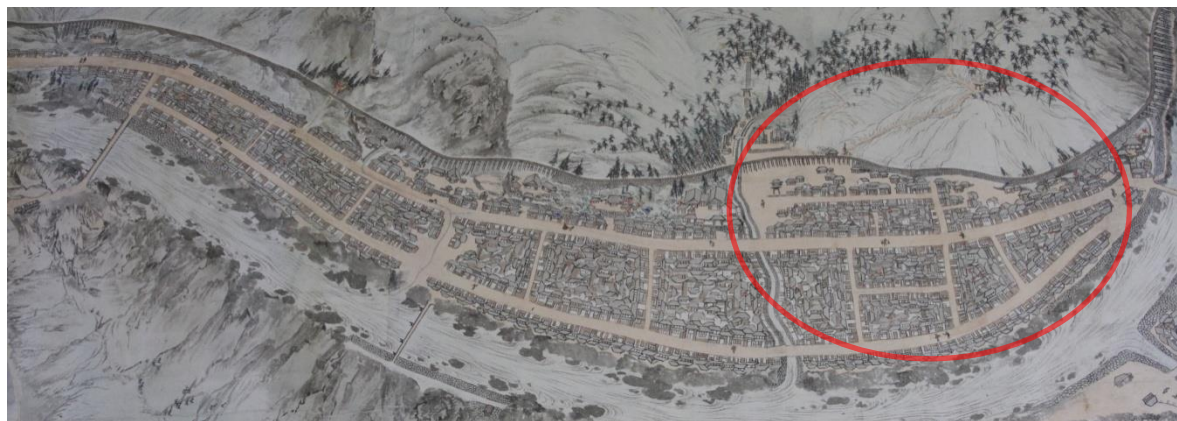


位置図



概要

中世から近世にかけて発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。江戸時代は、吹屋や、汰り場など手鉱業による生産現場であった。明治以降、坑内労働者の小規模住宅や社宅が建設された。近世より生野銀山廻り7カ町として発展してきた生野鉱山の生活・文化を語るうえで重要な地区である。



汰り池跡

明治2年、奥銀谷の吹屋（民営の製錬所）

番号：B9	分類：街区	地域：奥銀谷地域
-------	-------	----------

構成要素名：小野区	所有者：自治会
-----------	---------



位置図



概要

中世から続き、近世に生野銀山廻りとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。古くから銀山開発がされた金香瀬山に最も近い地区で、江戸時代には、小野口番所、竹原野口番所が設けられ、銀山出入の要所であった。大山師の名前が残る大野町などがあり、生野銀山廻り7カ町の1つとして発展してきた生野鉱山の生活・文化を語るうえで重要な地区である。



昭和の旧景（金香瀬選鉱場で働く人々）

番号：B10	分類：街区	地域：奥銀谷地域
--------	-------	----------

構成要素名：生野緑ヶ丘区	所有者：自治会
--------------	---------



位置図



概要

戦後従業員の増大により、昭和 27 年から昭和 35 年かけて、牧草地を開発して、戸建ての鉱山従業者専用住宅 130 戸が建設された。売店、共同浴場、集会所も設けられ、新たな自治会が形成された。閉山後は、分譲されたが、旧社宅街の区画のままで、生野鉱山の生業・生活の特徴を語るうえで重要な地区である。



昭和の旧景



昭和の旧景



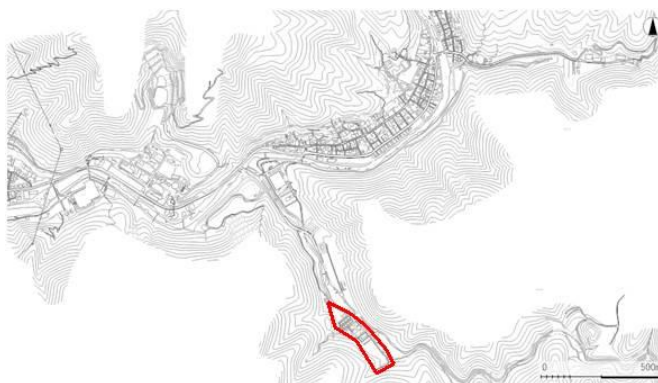
緑ヶ丘区社宅配置図（区画は現在も残る）

番号：B11	分類：街区	地域：奥銀谷地域
--------	-------	----------

構成要素名：猪野々区	所有者：自治会
------------	---------



位置図



概要

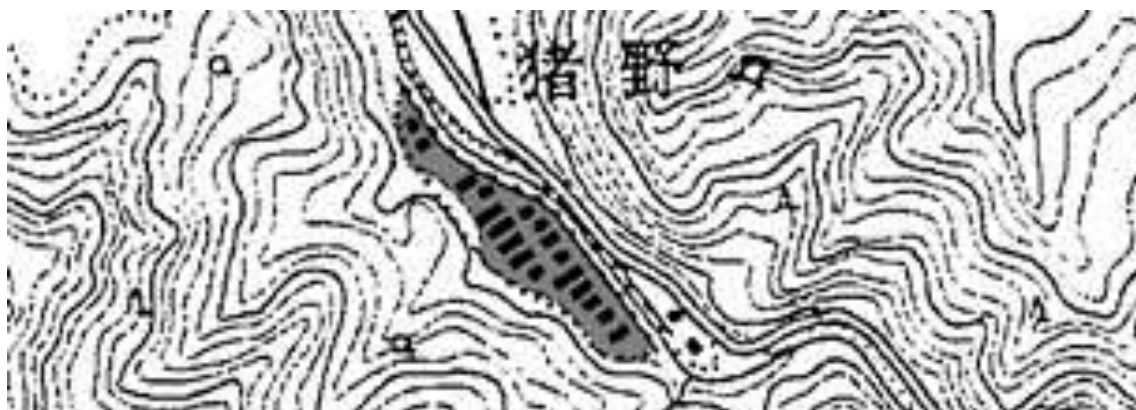
江戸時代、白口番所が置かれ、白口若林山からの出入を監視した。昭和11年から36年にかけて、猪野々村の農地を開発し、鉱山従業者専用の長屋住宅が101棟建設され、大規模な自治会を形成した。閉山後、多くは取り壊されが、鉱山離職者のために宅地分譲や市営住宅が建設された。生野鉱山の生業・生活における特徴を語るうえで重要な地区である。



昭和の旧景



現在も数件が残る



■は社宅を示す（昭和49年作成の地図）

番号：B12	分類：河川	地域：申出範囲内
--------	-------	----------

構成要素名：市川	所有者：兵庫県
----------	---------

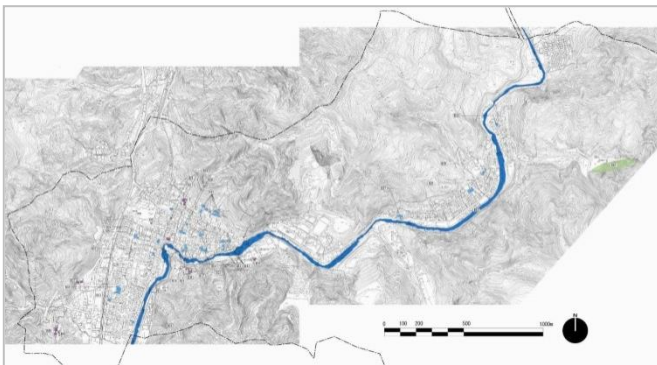


今も残る汰り場

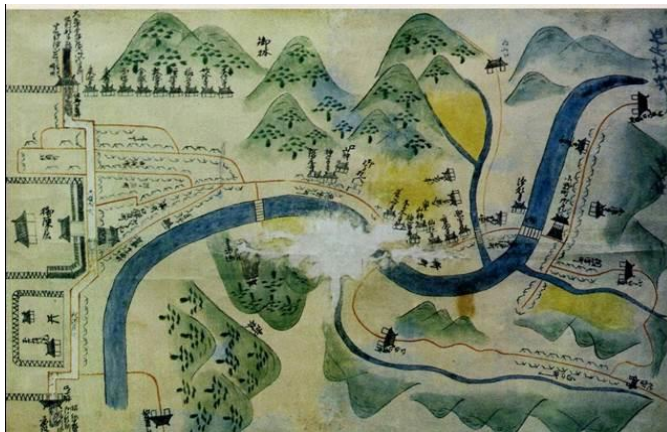
概要

鉾山町の生活生業を支えてきた河川であり、代表的な自然景観。江戸時代には、河川を利用した鉾石の汰り場が設けられ、明治の近代化においては、その動力を市川の水力に求めた。また、昭和40年代には、鉾害問題が発生し、生野鉾山の生業・生活と常に密接な関係にある。

位置図



洪水防止のために設けられた亀石



生野鉾山明り絵図（江戸期）



新町橋下の甌穴

番号：B13	分類：建造物 (鉱山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
構成要素名：甲7,8,9,19号社宅 及び土塀、カラミ土塀	所有者：朝来市	



昭和の旧景（同一場所）

概要

明治期に生野鉱山の官吏及び技術者用の官舎等として建てられた住宅。生野鉱山の焼き討ち以後、復興のため官員の雇用が多くなり、官員を収容するため民家を買収し建設された。当時としては、斬新な寄棟造りで、武家屋敷さながらの白壁を巡らした。

現在は、志村喬記念館を併設し、公開されており、生野鉱山の開発期における居住施設の形態を物語る貴重な存在である。

位置図



整備された甲社宅



カラミ石土塀



明治期に整備された鉱員社宅配置図



現在の敷地建物等配置図

番号：B15	分類：建造物 (鉱山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
構成要素名：甲5,6号社宅	所有者：法人	



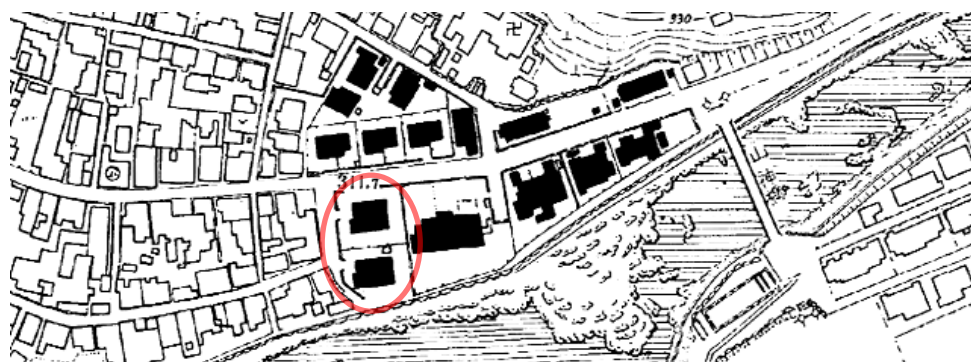
概要

明治期に生野鉱山の官舎として建てられ、大正期に三菱の生野鉱山職員用社宅として改築された。白壁に囲まれ、直島産のカラミ瓦が屋根に使用されるなど、生野鉱山の居住施設の形態を物語る存在である。

位置図



敷地建物等配置図



■は社宅を示す（昭和36年作成の地図）

番号：B16	分類：建造物 (鉱山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
--------	----------------------	----------

構成要素名：寺の上社宅群	所有者：法人・朝来市
--------------	------------

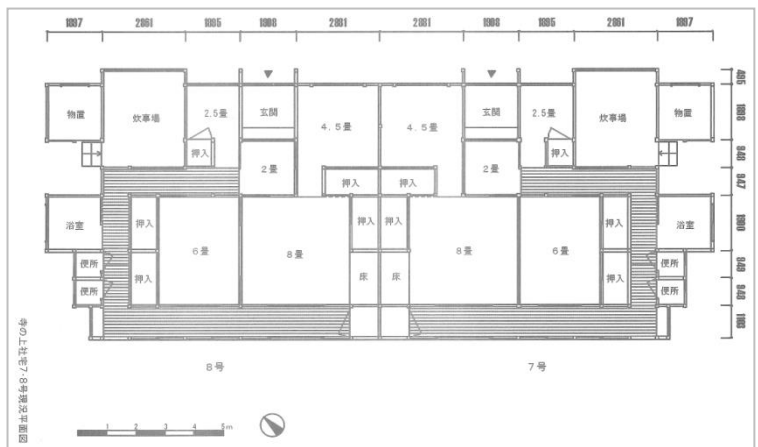
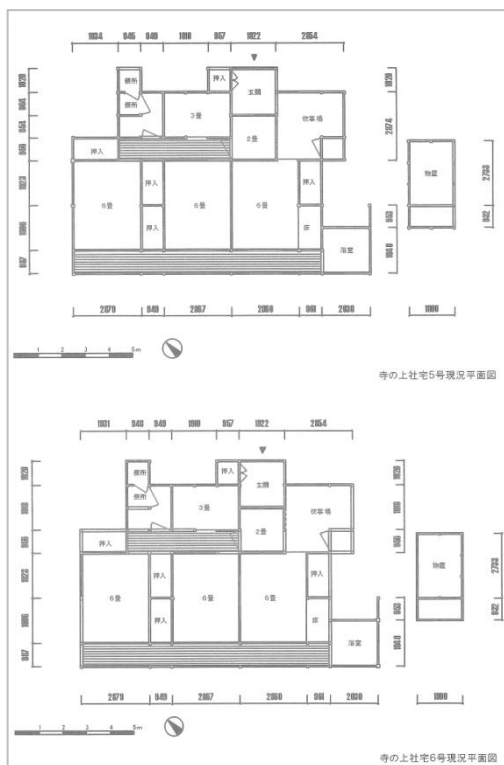


位置図



概要

明治後半から昭和30年代にかけて、古城山の裾野斜面を利用し、鉱山の従業員社宅39棟が建設された。多くは解体されたが4棟が現存し、生野鉱山の居住施設の形態を物語る存在である。



敷地建物等配置図

番号：B20	分類：建造物 (鉱山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
--------	----------------------	----------

構成要素名：旧生野鉱山長官舎門	所有者：朝来市
-----------------	---------



旧景（鉱山長 朝倉盛明氏の官舎 昭和期）

概要

明治9年に工場用地として買収された猪野々町の山師・丹後屋の建物の一部を移築し鉱山長官舎が建設され、朝倉盛明が退官まで暮らした。三菱払下げ後は鉱山長社宅、工場長社宅として利用されたが、平成4年に建替えにより、門のみ生野書院に移築された。生野鉱山の上官クラスの居住施設の形態を物語る存在である。

位置図



番号：B14	分類：建造物 (鉾山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
構成要素名：SUMCOクラブ (旧松本林右衛門邸)	所有者：法人	



概要

山師の松本林右衛門が明治 19 年に建てた邸宅で、明治 21 年に有栖川宮熾仁親王が生野鉾山視察の際に滞在した。また、明治 25 年には、参議・初代司法大臣の山田顕義氏が、生野鉾山で死去した際、ここに安置された。

昭和 31 年からは、三菱の迎賓館（現在は（株）SUMCO 管理）として利用され、生野鉾山の対外交流の拠点となった施設であり、生野鉾山の対外文化交流を伝える存在である。

位置図



有栖川宮御宿泊の間

敷地建物等配置図

番号：B17	分類：建造物 (鉱山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
--------	----------------------	----------

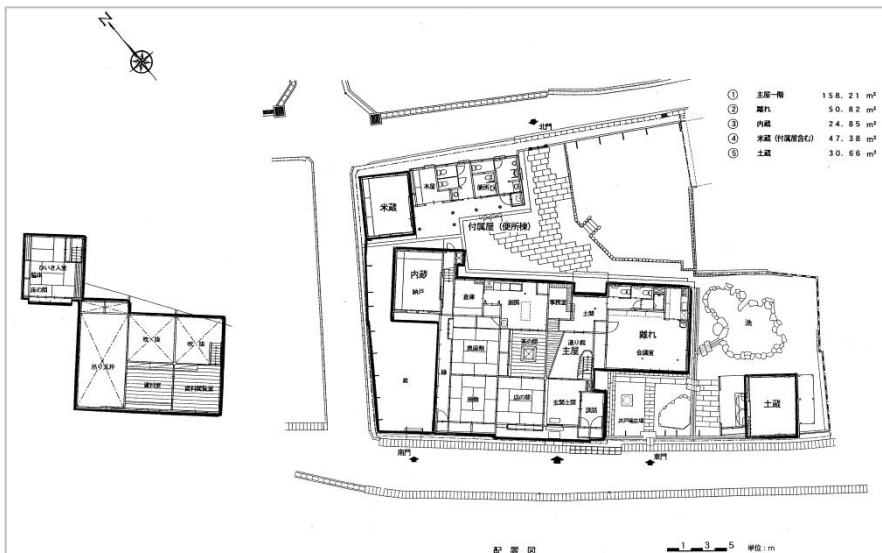
構成要素名：旧吉川家住宅 (生野まちづくり工房井筒屋)	所有者：朝来市
--------------------------------	---------



概要

天保3年(1832)に建てられた郷宿。江戸時代には生野銀山町内では、宿屋は認められておらず、公事宿としての役割を果たした。また、吉川家は、白口などの銀山経営を行った山師でもあった。現在は、まちづくり工房井筒屋として公開され、生野鉱山の生業を伝える一役を担っている。

位置図



番号：B18	分類：建造物 (鉱山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
--------	----------------------	----------

構成要素名：旧浅田家住宅	所有者：朝来市
--------------	---------

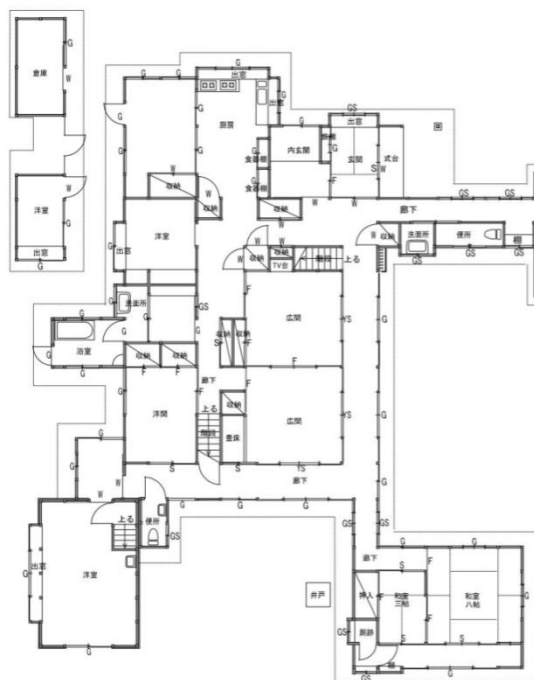


位置図

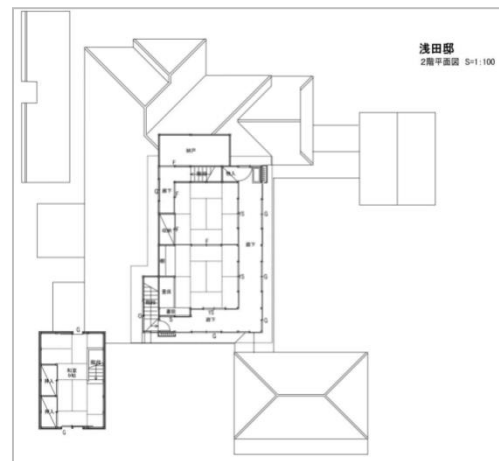


概要

昭和7年築の浅田養蔵の邸宅として建てられた。浅田家は、江戸時代から続く地役人で、明治時代、鉱山の民営化交渉や播但鉄道の開設に尽力した。戦後はカトリック教会として利用され、現在は、銀山町ミュージアムセンターとして公開されている。地役人邸宅の系譜を引き継ぐ式台や三角屋根の洋館が特徴で、生野鉱山の生活文化を物語る一翼を担っている。



浅田邸
1階平面図 S=1:100



浅田邸
2階平面図 S=1:100



敷地建物等配置図

番号：B19	分類：建造物 (鉱山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
構成要素名：旧吉川家住宅	所有者：朝来市	

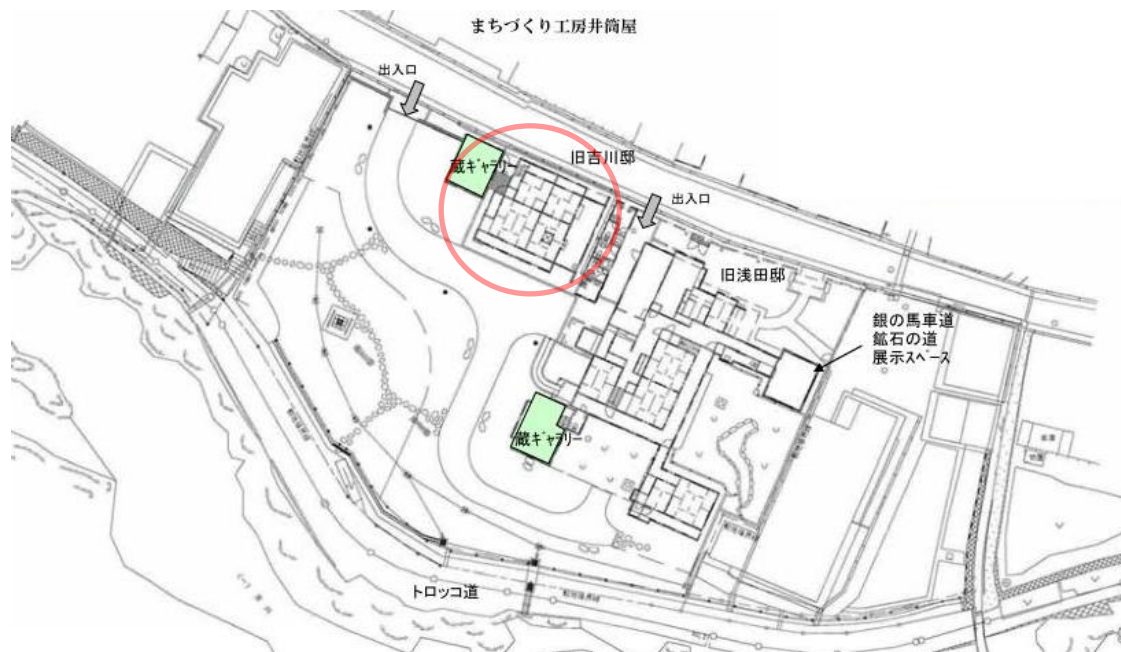


位置図



概要

郷宿や山師をしていた井筒屋の六代当主吉川増太郎の隠居部屋として、明治期に建てられた別邸。現在は、銀山町ミュージアムセンターとして公開されており、生野鉱山の生活文化を物語る一翼を担っている。



番号：B21	分類：建造物 (その他の居住施設)	地域：口銀谷地域
--------	----------------------	----------

構成要素名：今井家住宅	所有者：個人
-------------	--------

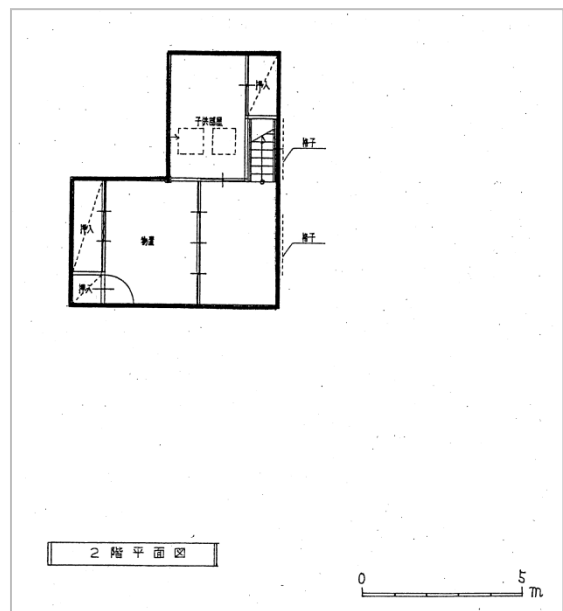
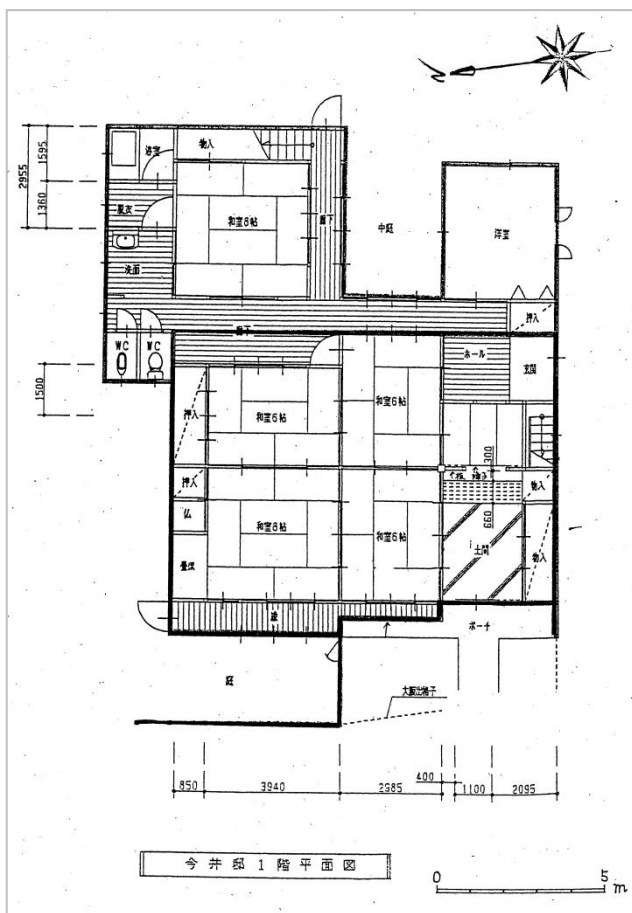


位置図



概要

生野一区の御料所町通りにあり、江戸時代、大山師の丹波屋の別邸として建てられたと伝わる。地役人の建屋によく似た前庭、漆喰壁を持ち、昭和期に医院として使用されていた。生野鉦山における生活文化を物語る一翼を担っている。



番号：B22	分類：建造物 (鉾山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
--------	----------------------	----------

構成要素名：佐藤家住宅別邸	所有者：個人
---------------	--------

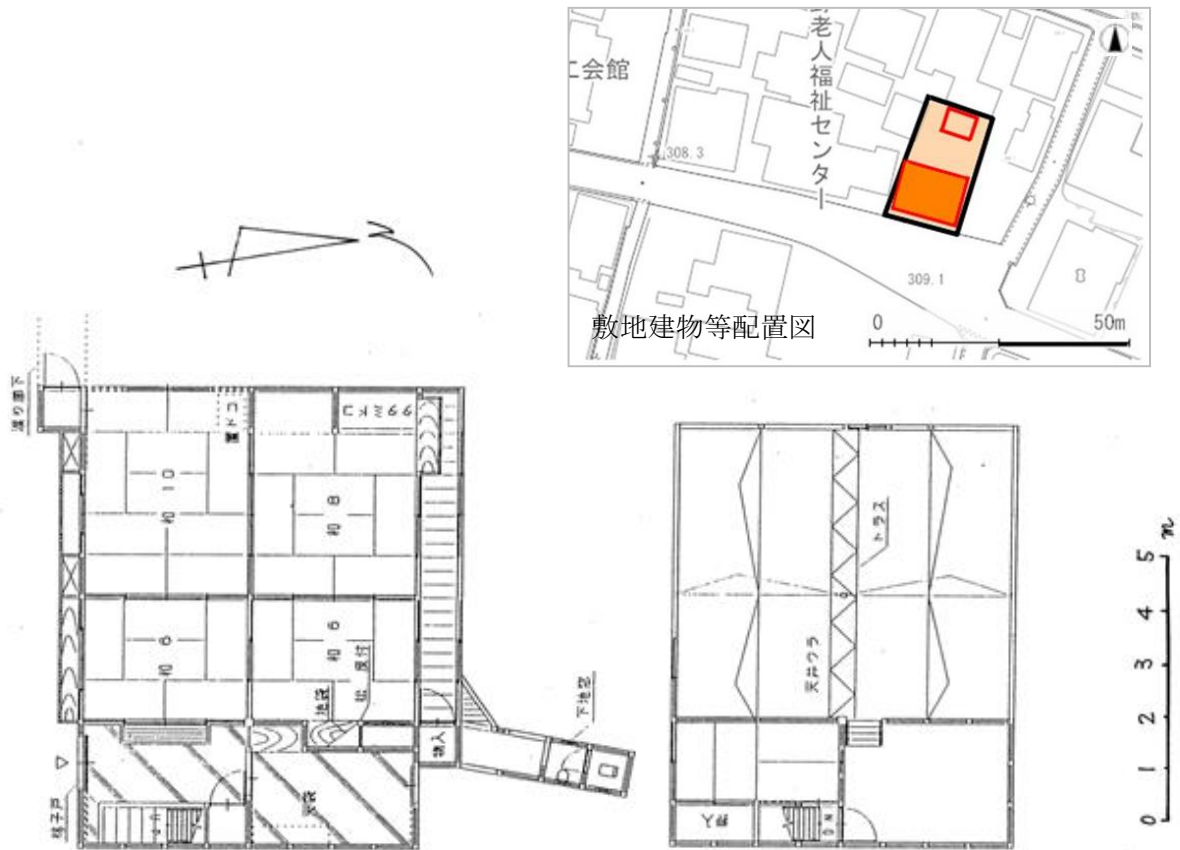


位置図



概要

生野三区の本町通りにあり、江戸後期に掛屋を営んでいた佐藤家の別邸。播州地方にみられる飾り石を配し、大阪出格子が設けられている。生野鉾山における生活文化の交流を物語る存在として一翼を担っている。



番号：B23	分類：建造物 (鉱山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
構成要素名：桑田家住宅,門,塀,土蔵	所有者：個人	

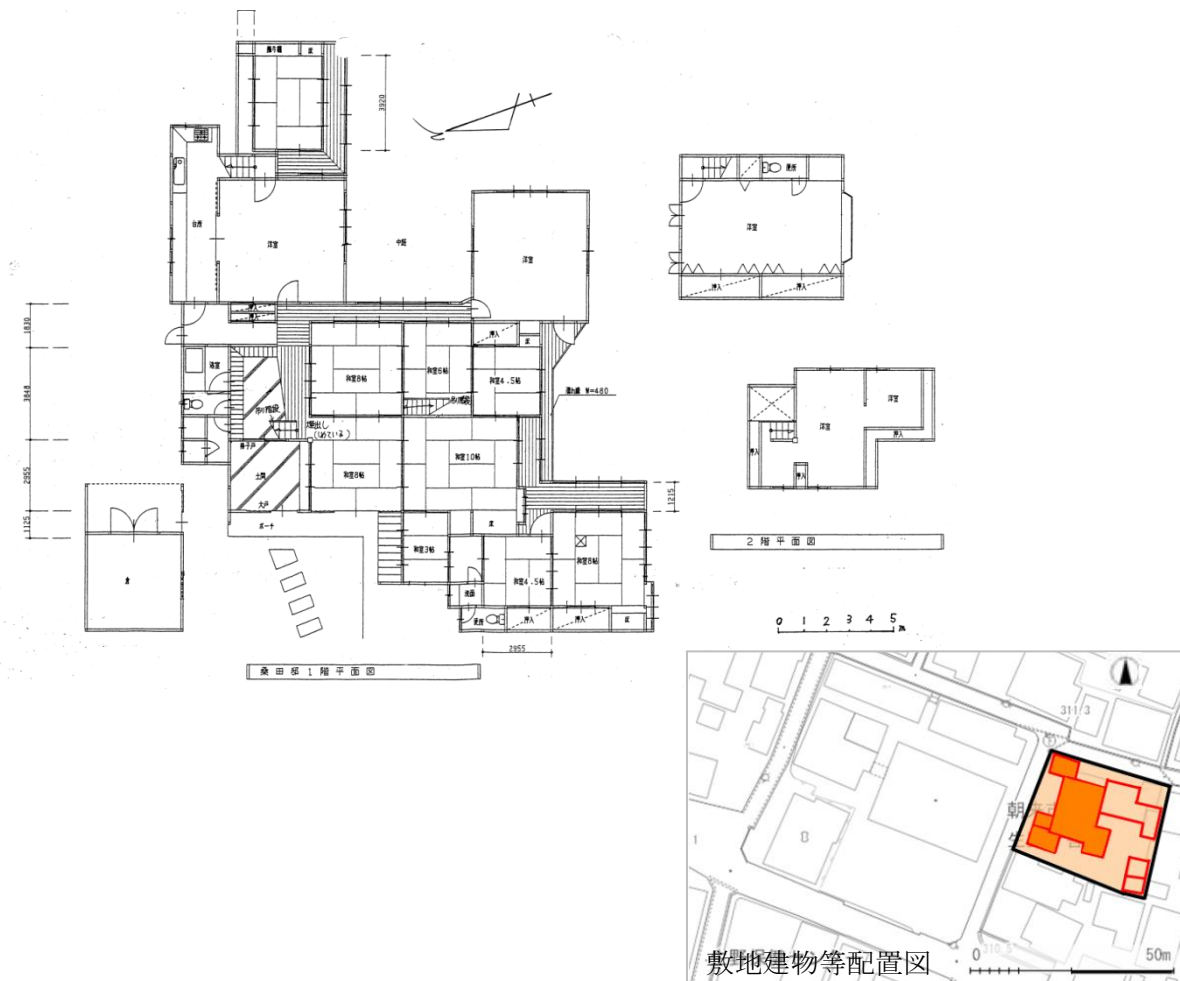


位置図



概要

生野鉱山で地役人であった浅田家の邸宅として、江戸後期に建てられ、門、漆喰土塀、格子窓を備える典型的な地役人屋敷。浅田家は、明治時代になり鉱山の民営化交渉や播但鉄道の開設に尽力した。現在は桑田邸として使用されており、生野鉱山における生活文化を物語る一翼を担っている。



番号：B24	分類：建造物 (その他の居住施設)	地域：口銀谷地域
--------	----------------------	----------

構成要素名：松本家住宅	所有者：個人
-------------	--------

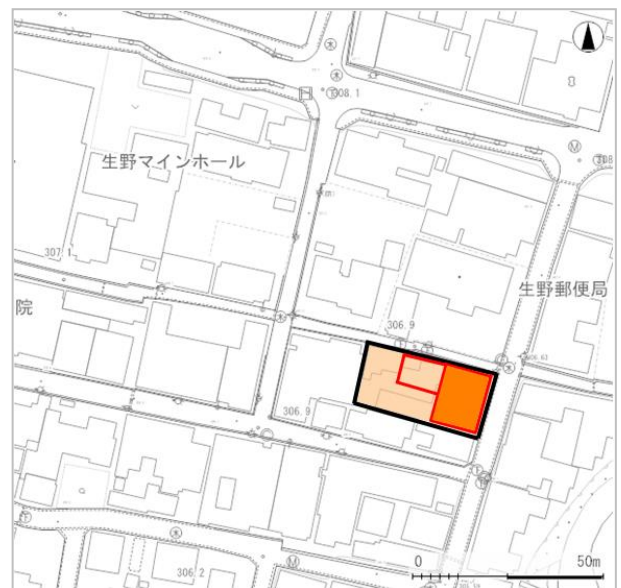
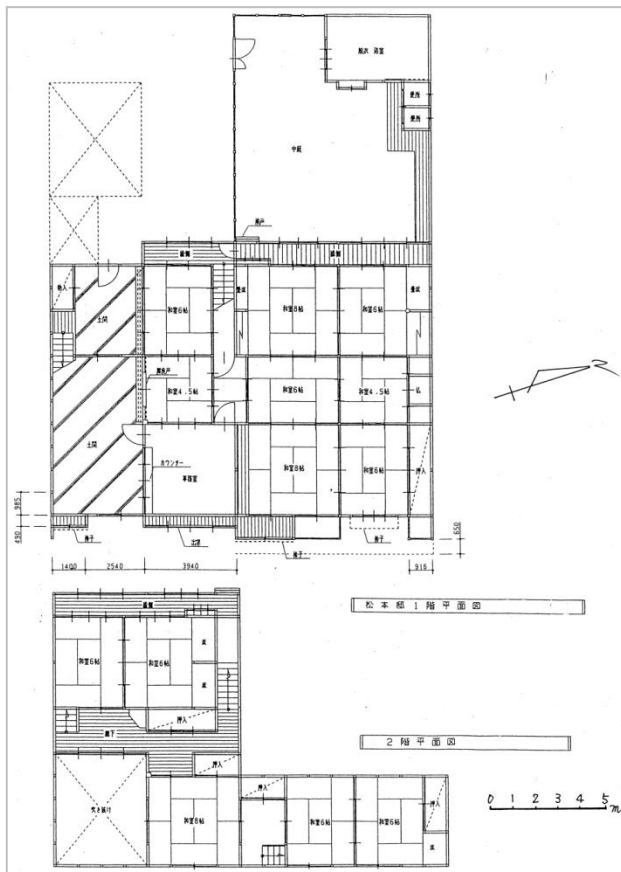


位置図



概要

生野二区の鍛冶屋町通りにあり、生野代官所にあった米蔵を再利用し、醤油の製造販売をしてきたが、昭和後期に廃業し母屋と店舗として使用されてきた別邸が残る。母屋は明治後期に建てられ、飾り石、大阪出格子をそなえる。隣接する別邸は大正期に建てられ、軒蛇腹が施されるなど擬洋風の建築となっている。生野鉦山における生活文化の交流を物語る存在として一翼を担っている。



敷地建物等配置図

番号：B25	分類：建造物 (鉱山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
構成要素名：綾部家住宅	所有者：個人	

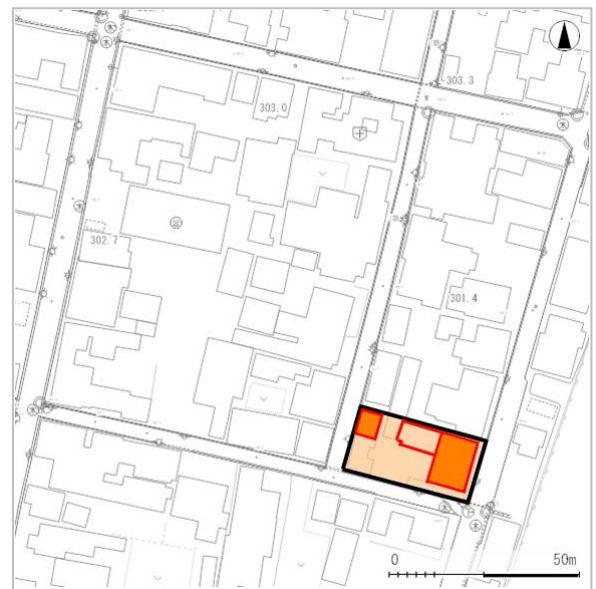
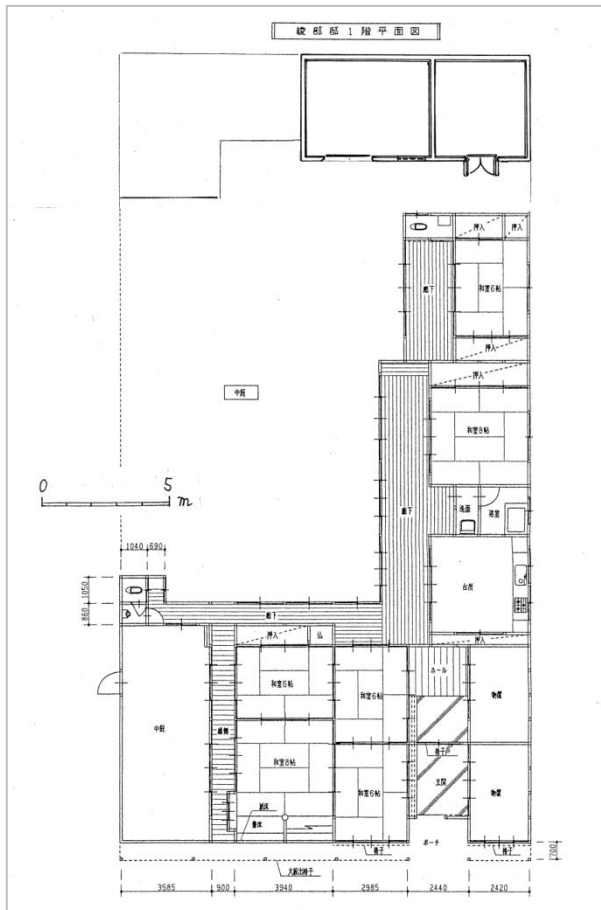


位置図



概要

生野二区の鍛冶屋町通りにあり、明治期に建てられた鉱山技術吏官・加藤正矩の邸宅。ランス人技術者セヴォーズと日本人の娘との間に生まれたルイは、この加藤家に預けられ、加藤静太郎と名乗り育った。現在は綾部家住宅として使用されており、道との間に大阪出格子が設けられている。生野鉱山における生活文化を物語る一翼を担っている。



敷地建物等配置図

番号：B26	分類：建造物 (鉾山関連居住施設)	地域：口銀谷地域
構成要素名：桑田家住宅	所有者：個人	

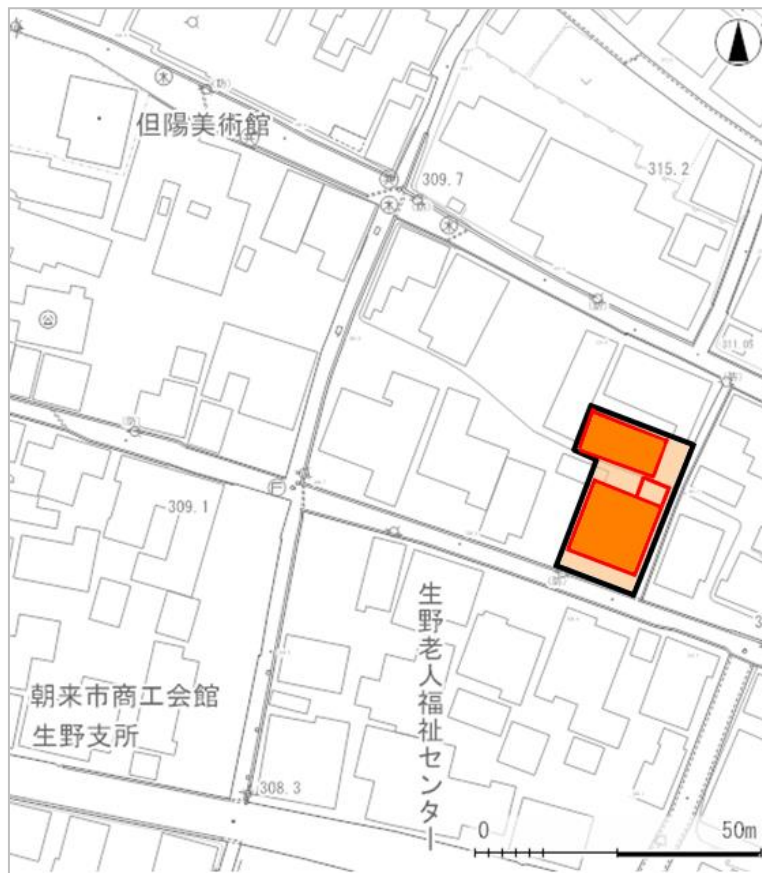


位置図



概要

江戸期に建てられた地役人住宅の邸宅。脇門を備え、玄関前に広場があり、道路に面して前庭をもつ、典型的な地役人の屋敷であり、生野鉾山における生活文化を物語る一翼を担っている。



敷地建物等配置図

番号：B28	分類：建造物 (その他の居住施設)	地域：奥銀谷地域
--------	----------------------	----------

構成要素名：白瀧家住宅	所有者：個人
-------------	--------



概要

奥銀谷上町通りにあり、通りに面し間口が狭く奥行き長い一般的な町屋が多いなかで、比較的広い間口を持つ町屋。酒の製造・販売を行い鉾山町の繁栄を支えた造り酒屋。明治から昭和にかけて活躍した洋画家・白瀧幾之助は、白瀧家の保護を受け養子となった。生野には珍しいだつが備えられ、生野鉾山における生活文化を物語る一翼を担っている。

位置図



敷地建物等配置図

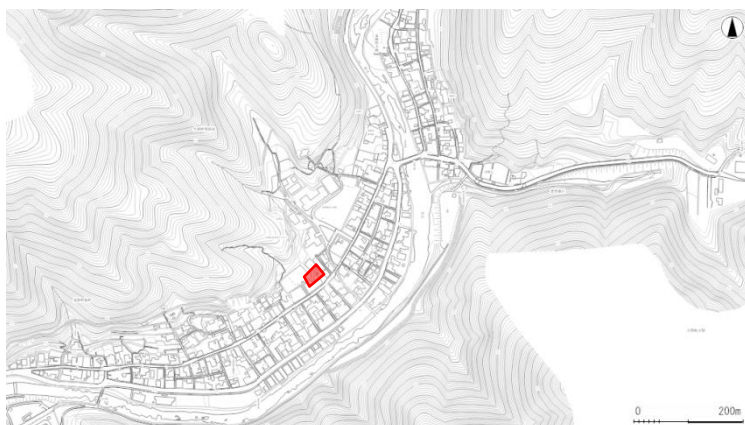
番号：B29	分類：建造物 (その他の居住施設)	地域：奥銀谷地域
構成要素名：大西家・川崎家住宅	所有者：個人	



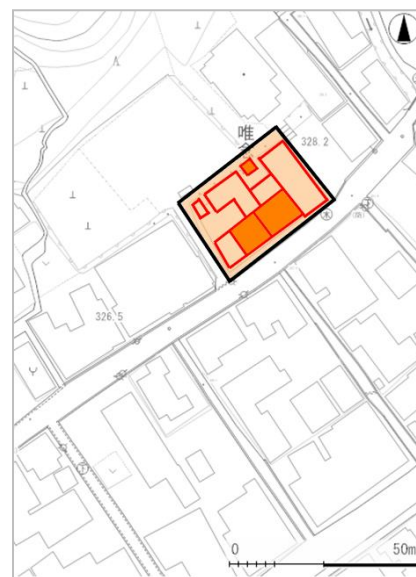
概要

生野新町上町通りにあり、明治・大正期に建てられた大規模な町家。通りに面し間口が狭く奥行きが長い一般的な町屋が多いなかで、通りに面し広い間口を持つ。裏には2階建ての洋館があり、明治期における洋風文化の移入がうかがえ、生野鉦山における生活文化を物語る一翼を担っている。

位置図



敷地建物等配置図



番号：B30	分類：建造物 (鉾山関連居住施設)	地域：奥銀谷地域
--------	----------------------	----------

構成要素名：太田家住宅	所有者：個人
-------------	--------



概要

小野下町通りにあり、通りに面し間口が狭く奥行きが長い一般的な町屋が多いなかで、比較的広い間口を持つ町屋。江戸時代山師・買吹を業とした播磨屋の邸宅で、生野鉾山における生活文化を物語る一翼を担っている。

位置図



敷地建物等配置図



番号：B31	分類：建造物	地域：口銀谷地域
--------	--------	----------

構成要素名：旧生野警察署	所有者：朝来市
--------------	---------



概要

明治19年に建てられた生野警察署で、フランス人技師らによって建てられた異人館をモデルに、日本人大工によって建築された。大正期まで警察署として使われていたが、大正期からは幼稚園として使用のち1区公民館として使用されており、生野鉱山における生活文化を物語る一翼を担っている。

位置図



敷地建物等配置図



番号：B32	分類：商店等	地域：口銀谷地域
--------	--------	----------

構成要素名：旧海崎医院	所有者：個人
-------------	--------

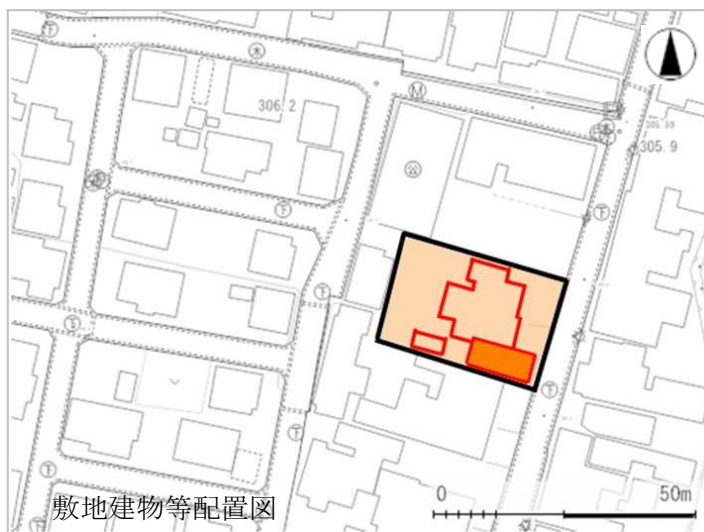


位置図



概要

明治20年に、西洋文化を取り入れて日本人大工によって建築された擬洋風建築の診療所。治療の場として建築されているが、内部格天井に花・鳥などを彩色が施されている。西洋文化と日本文化が洗練された生野鉾山における生活文化を物語る一翼を担っている。



敷地建物等配置図



内部 格天井の様子 花鳥風月が描かれている

番号：B33	分類：商店等	地域：口銀谷地域
--------	--------	----------

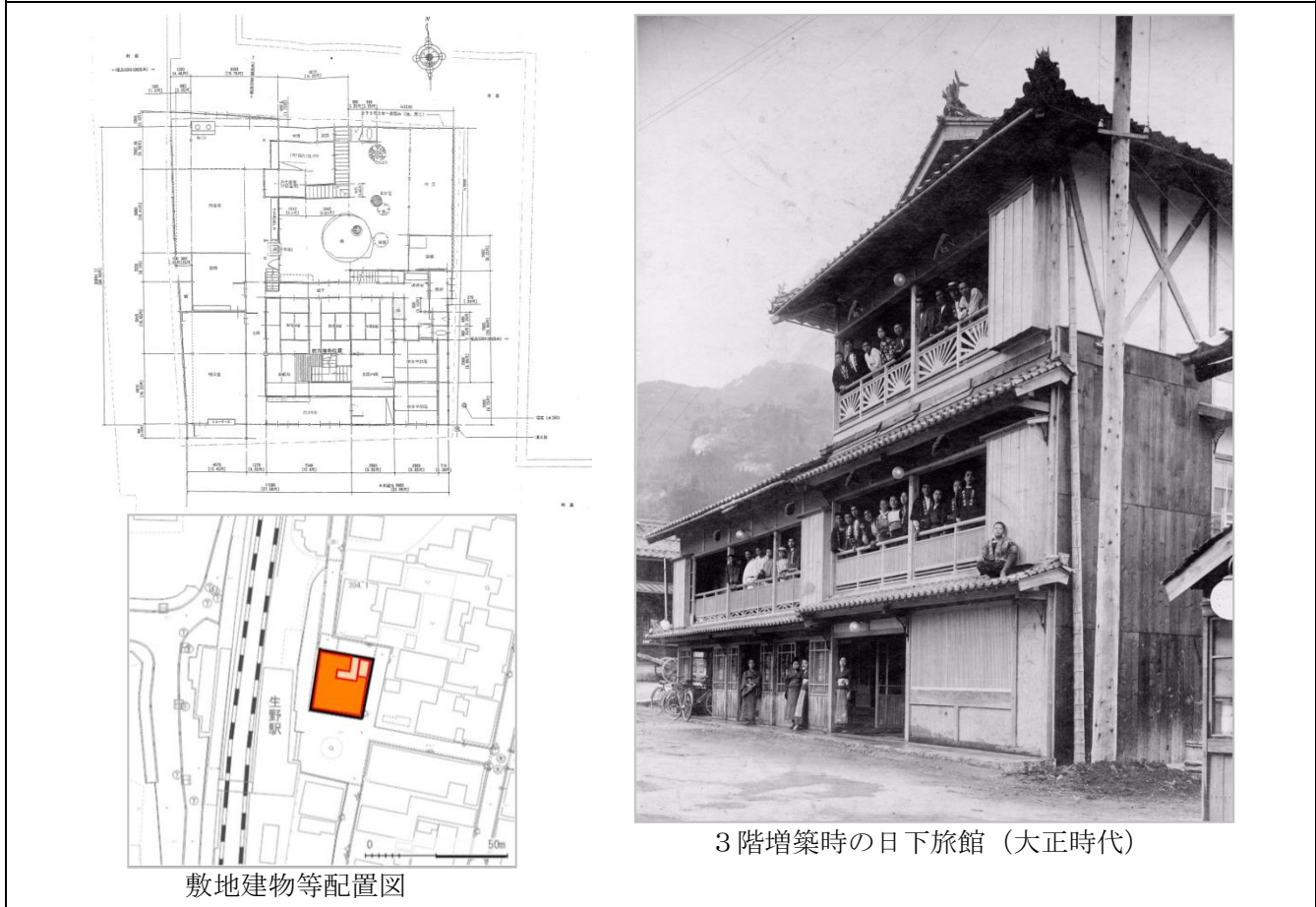
構成要素名：日下旅館	所有者：個人
------------	--------



概要

明治 28 年に鉱山物資輸送を目的に播但鉄道が開設し、明治 34 年の延伸により生野駅が現在の場所に移設された。JR 生野駅前に位置し、明治 43 年に開業した旅館。大正時代、生野鉱山の盛況に伴い 3 階を増築し、生野鉱山への用務の客が利用した。

基礎石にカラミ石が使用し、屋根には生野で焼成された生野瓦を用いており、生野鉱山における生活文化を物語る一翼を担っている。



番号：B35	分類：信仰施設	地域：太盛地域
--------	---------	---------

構成要素名：山神社及び境内	所有者：宗教法人
---------------	----------

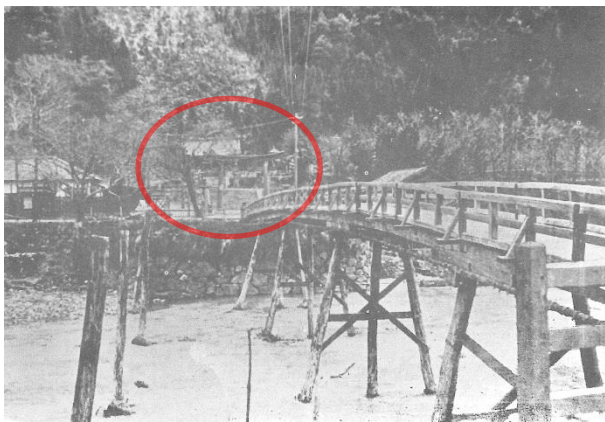


位置図

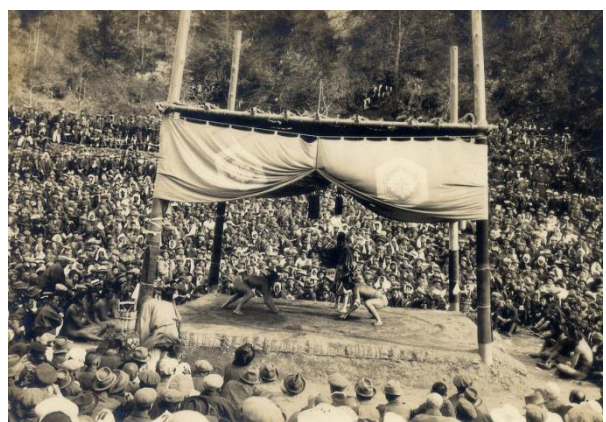


概要

大永元年（1521）に山名祐豊の直願で鉾山の神を祭る神社として創建された。江戸時代は、口銀谷、奥銀谷にそれぞれあり、鉾山の守り神として人々に信仰された。明治24年に現在の場所に遷され、以後両山神が合祀された。祭礼日には、奉納相撲や芝居が興行され賑わった。現在も春の大祭には、奉幣が行われ、生野鉾山における生活文化を物語る一翼を担っている。



明治の旧景（山神橋）



昭和の旧景（山神祭奉納相撲）



大正の旧景 山神祭 鉾山本部前「見石引き」



江戸時代の見石引き

番号：B36	分類：信仰施設	地域：口銀谷地域
--------	---------	----------

構成要素名：姫宮神社及び境内	所有者：宗教法人
----------------	----------

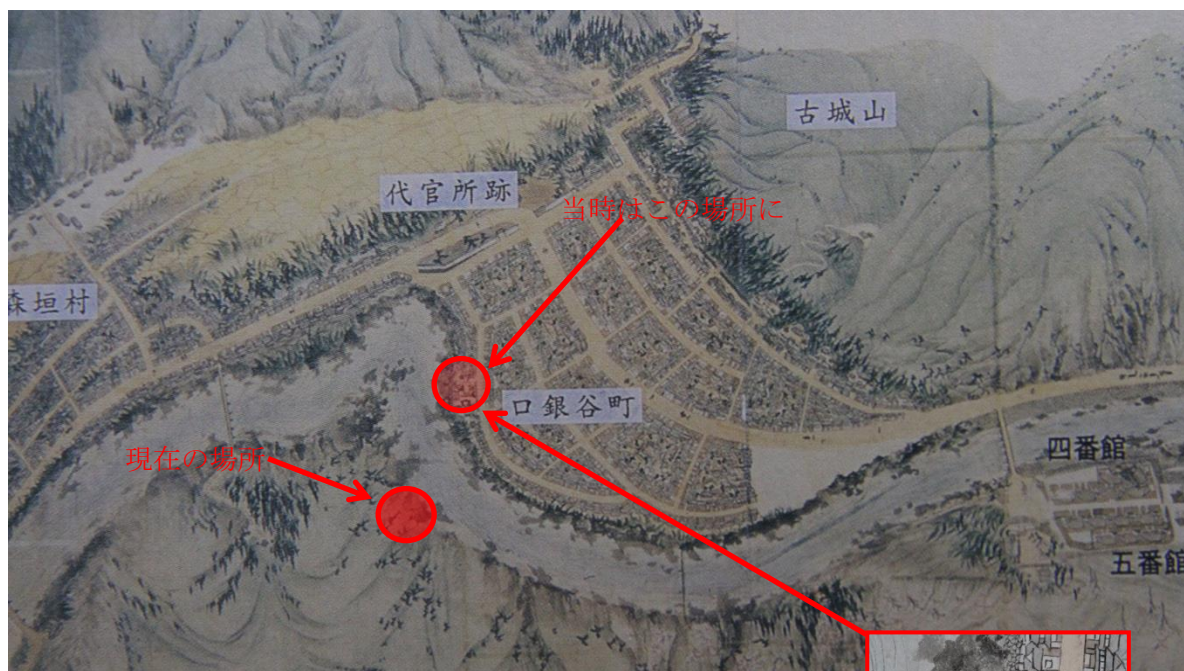


位置図



概要

生野の鎮守として戦国期に山名氏が創建した神社で、代々の奉行や代官の崇敬が篤かった。昭和11年に市川左岸の現在地に遷された。毎年10月の祭礼には、氏子地区の屋台大小10台が練り出し賑わいをみせ、生野鉦山における生活文化を物語る一翼を担っている。



生野鉦山町絵図（明治9年）



10月祭礼の様子



絵図に描かれた姫宮神社

番号：B37	分類：信仰施設	地域：口銀谷地域
--------	---------	----------

構成要素名：大歳神社及び境内	所有者：宗教法人
----------------	----------



位置図



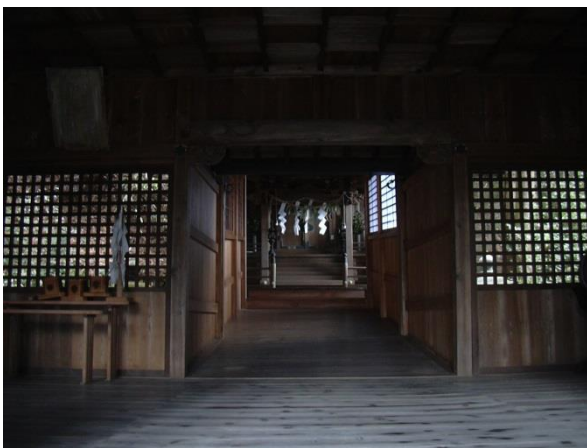
概要
 旧森垣村の氏神として建立された神社で、本殿等は大正12年に建替えされた。本殿、拝殿、鳥居、玉垣等が県登録文化財となっている。毎年10月の祭礼には、奉納相撲や屋台の練あわせが盛大に行われる。生野鉱山における生活文化を物語る一翼を担っている。



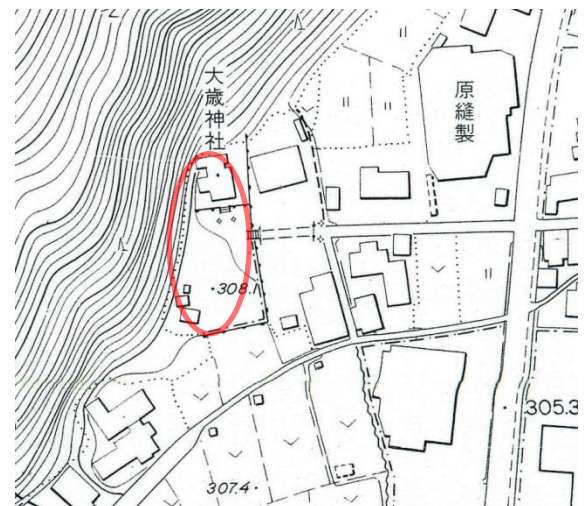
玉垣



本殿内観



拝殿 内観



番号：B38	分類：信仰施設	地域：口銀谷地域
--------	---------	----------

構成要素名：東西寺及び境内	所有者：宗教法人
---------------	----------



位置図



概要

口銀谷寺町にあり、開基は慶長3年（1598）。徳川家康の尊像や歴代将軍の位牌が祭祀されている。境内や石段などには、カラミ石が使われている。

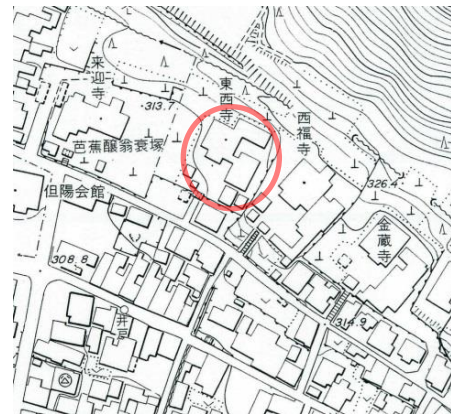
坑内労働者は比較的短命であったことや、代官をはじめ多くの人々の出入りがあったことから、宗教の違う寺院が多く古城山の山裾には建立された。また、これらの寺院は、明治初期にはフランス人技師の宿舎としても使用され、生野鉱山における生活文化を物語るうえで一翼を担っている。



徳川家康の尊像



山門の全景



古城山の裾部に八ヶ寺が並ぶ寺町に位置

番号：B39	分類：信仰施設	地域：口銀谷地域
--------	---------	----------

構成要素名：天理教生野分教会及び境内	所有者：宗教法人
--------------------	----------



概要

明治29年(1896)に建てられた天理教の建物で、古い神殿、礼拝場に当時の様式を残し、屋根には生野瓦が使用されている。また、江戸時代後期、代官所が開設した生野学問所が、明治2年にこのあたりに移設されたと伝わり、生野鉦山における生活文化を語るうえで一翼を担っている。

位置図



番号：B40	分類：信仰施設	地域：口銀谷地域
--------	---------	----------

構成要素名：延応寺及び境内	所有者：宗教法人
---------------	----------



位置図



概要

口銀谷旧森垣にあり、延応元年（1239）の開基と伝わる。21年に一度、千手観音菩薩像が開帳され大祭が盛大に行われる。生野奉行の墓や、樹齢1000年を超す大ケヤキなどがある。また、大和天誅組に呼応して起こった「生野の変」の際、志士達の休憩所となった。生野鉦山おける生活文化を物語るうえで一翼を担っている。



第八代酒井生野奉行の墓



生野の変の際に志士が集まったとされる本堂



生野の変 森垣村延応寺（生野義挙絵巻より）

番号：B4 1	分類：記念物	地域：口銀谷地域
---------	--------	----------

構成要素名：生野義挙碑	所有者：朝来市
-------------	---------



位置図



概要

文久3年(1863)、大和天誅組に呼応し、天領であった生野代官所を占拠する生野の変(生野義挙)が起こった。生野の変を後世に伝えるため、生野代官所跡に石碑が建てられ、義挙碑公園として親しまれている。生野鉦山における生活文化を語るうえで一翼を担っている。



生野陣屋・代官所絵図



代官所跡石垣 (平成15年発調査)



代官所農兵召出の図

番号：B42	分類：記念物	地域：金香瀬地域
--------	--------	----------

構成要素名：ヒカゲツツジ群落	所有者：自治会・朝来市
----------------	-------------



概要

金香瀬の生野銀山周辺に群生する約 1,000 株のヒカゲツツジ群落。春先になると淡い黄色の花をつける。地元住民は「へいくろう花」とも呼ぶ。重労働の坑内労働者は、この花が咲くころになると陽気に誘われ、怠け癖が出たといわれ、「へいくろう」は、仕事をさぼる方言として使われている。生野鉱山における生活文化を物語る存在として一翼を担っている。

位置図



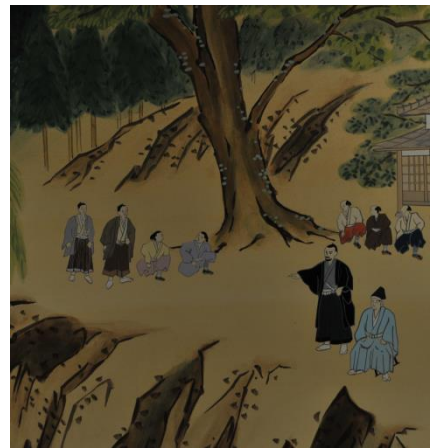
生野銀山

へいくろう祭

0 200m

番号：B43	分類：記念物	地域：口銀谷地域
--------	--------	----------

構成要素名：延応寺の大ケヤキ	所有者：宗教法人
----------------	----------



絵巻に描かれた大ケヤキ

概要

延応寺の境内にある樹齢約 1,000 年以上と推定される大ケヤキ。ケヤキとしては兵庫県内 2 番目の巨木で、生野鉦山の盛衰を見守ってきたシンボル。市木にもなっており、このケヤキから取った実で、市内各所に植樹されている。生野鉦山における生活文化を物語る存在として一翼を担っている。

位置図



表4-6 生野鉱山及び鉱山町の文化的景観 一般的な構成要素の一覧

一般的な構成要素については、文化的景観の特性を分類する過程において抽出された要素であり、重要構成要素以外の構成要素である。無形の要素を含めて生野鉱山の文化的景観を物語る上において大事であることから、一般的な構成要素として掲載し、今後市民への文化的景観の意識付けや啓発等において活用しながら、所有者の理解や認識が深まる中で保存継承されることが望ましい。

A 鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観

番号	分類	名称	所在	所有者等	備考
A28	建造物(選鉱製錬施設)	シツクナー	口銀谷 985-4	法人	
A29	建造物(鉱山関連施設)	消防自動車庫	口銀谷 699-1	法人	
A30	建造物(鉱山関連施設)	金香瀬沈殿池	小野	法人	
A31	建造物(鉱山関連施設)	金香瀬変電所	小野 33-5	法人	
A32	建造物(鉱山関連施設)	汰り池	奥銀谷	兵庫県	
A33	記念物	間歩	小野他	法人	
A34	記念物	のみ跡	小野他	法人	
A35	鉄道・道路	播但線	口銀谷	法人	
A36	鉄道・道路	生野隧道	口銀谷	法人	
A37	鉄道・道路	市道旧駅1号線	口銀谷	朝来市	
A38	鉄道・道路	市道旧駅2号線	口銀谷	朝来市	
A39	鉄道・道路	市道旧駅但馬口線	口銀谷	朝来市	
A40	鉄道・道路	市道駅前1号線	口銀谷	朝来市	
A41	鉄道・道路	市道田和坂峠線	口銀谷	朝来市	
A42	鉄道・道路	市道一区5号線	口銀谷	朝来市	
A43	鉄道・道路	市道茶畑2号線	口銀谷	朝来市	
A44	鉄道・道路	市道德円寺延応寺線	口銀谷	朝来市	
A45	鉄道・道路	市道口銀谷寺町線	口銀谷	朝来市	
A46	鉄道・道路	市道口銀谷日向線	口銀谷	朝来市	
A47	鉄道・道路	市道口銀谷鯉の棚線	口銀谷	朝来市	
A48	鉄道・道路	市道口銀谷下小路線	口銀谷	朝来市	
A49	鉄道・道路	市道下小路旧駅線	口銀谷	朝来市	
A50	鉄道・道路	市道新町小野線	新町	朝来市	
A51	鉄道・道路	市道小野福畑線	小野	朝来市	

B 鉱山町の生活、消費、信仰等に関する景観

番号	分類	名称	所在	所有者等	備考
B27	鉱山関連居住施設	山田家住宅	新町 1001	個人	
B34	商店等	石川醤油店、醤油蔵	口銀谷 1940	個人	

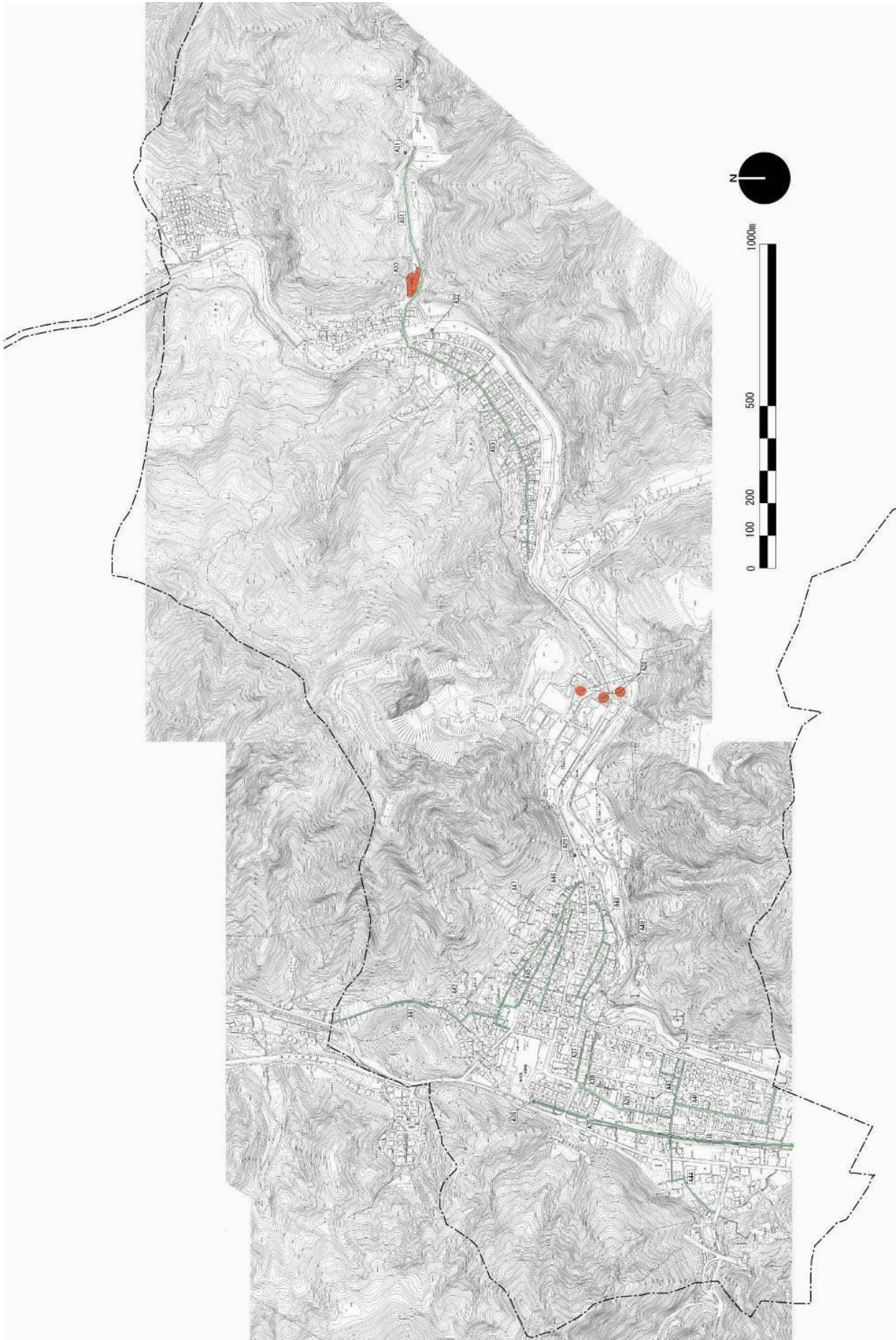
番号	分類	名称	所在	所有者等	備考
B44	その他の居住施設	桑田家住宅	口銀谷 138-2	個人	
B45	その他の居住施設	楠家住宅	口銀谷 662	個人	
B48	その他の居住施設	桑田家住宅	口銀谷 525	個人	
B49	その他の居住施設	桑田家住宅	口銀谷	個人	
B50	その他の居住施設	森野家住宅	口銀谷 116	個人	
B52	その他の居住施設	羽淵家住宅	口銀谷 382	個人	
B53	その他の居住施設	中田家住宅	口銀谷 448	個人	
B54	その他の居住施設	藤田家住宅	口銀谷 444	個人	
B57	その他の居住施設	山田家住宅	口銀谷 2017	個人	
B58	その他の居住施設	山田家住宅	口銀谷	個人	
B59	その他の居住施設	金森家住宅	口銀谷 2028	個人	
B60	その他の居住施設	中野家住宅	口銀谷 2075	個人	
B61	その他の居住施設	椿野家住宅	口銀谷 2099	個人	
B62	その他の居住施設	安本家住宅	口銀谷 2113	個人	
B63	その他の居住施設	足立家住宅	口銀谷 2092	個人	
B66	その他の居住施設	石原家住宅	新町 995	個人	
B67	その他の居住施設	成瀬家住宅	新町 1086	個人	
B68	その他の居住施設	原田家住宅	口銀谷 737	個人	
B69	その他の居住施設	井上家住宅	口銀谷 888	個人	
B70	その他の居住施設	花田家住宅	口銀谷 578	個人	
B71	その他の居住施設	丸尾家住宅	口銀谷 790	個人	
B72	その他の居住施設	阿野家住宅	口銀谷 2134	個人	
B73	その他の居住施設	北見家住宅	小野 1674	個人	
B74	鉱山関連居住施設	旧神宮寺社宅	新町 1092	個人	
B77	鉱山関連居住施設	旧川向社宅	猪野々70	個人	
B78	鉱山関連居住施設	旧緑ヶ丘社宅詰所、集会所(緑ヶ丘集会所)	竹原野 466-92	自治会	
B79	鉱山関連居住施設	力泉寮	猪野々47-1	法人	
B46	商店等	旧竹村理髪店	口銀谷 2090	個人	
B47	商店等	旧緑ヶ丘購買会分店	竹原野 139-4	個人	
B51	商店等	須野家住宅	口銀谷 435-1	個人	
B55	商店等	イズツカ倉庫・浦野自転車店	口銀谷 495-3	個人	
B56	商店等	旧周東写真館	口銀谷 802	個人	
B64	商店等	宮脇家住宅	口銀谷 2098	個人	
B65	商店等	クィーン美容室	口銀谷 2088	個人	
B80	信仰施設	神明神社及び境内	口銀谷	宗教法人	
B81	信仰施設	秋葉神社及び境内	奥銀谷 1200	宗教法人	

番号	分類	名称	所在	所有者等	備考
B82	信仰施設	熊野神社及び境内	小野 1635	宗教法人	
B83	信仰施設	来迎寺及び境内	口銀谷 409	宗教法人	
B84	信仰施設	西福寺及び境内	口銀谷 506	宗教法人	
B85	信仰施設	金蔵寺及び境内	口銀谷 932	宗教法人	
B86	信仰施設	教徳寺及び境内	口銀谷 496	宗教法人	
B87	信仰施設	妙詮寺及び境内	口銀谷 482	宗教法人	
B88	信仰施設	禪操寺及び境内	口銀谷 964-1	宗教法人	
B89	信仰施設	本行寺及び境内	口銀谷 480	宗教法人	
B90	信仰施設	長源寺及び境内	口銀谷 100	宗教法人	
B91	信仰施設	生野カトリック教会及び敷地	口銀谷 488	宗教法人	
B92	信仰施設	徳圓寺及び境内	口銀谷 1873	宗教法人	
B93	信仰施設	善谷寺及び境内	新町 1239-1	宗教法人	
B94	信仰施設	本来寺及び境内	新町 1172	宗教法人	
B95	信仰施設	唯念寺及び境内	新町 1112	宗教法人	
B96	信仰施設	大用寺及び境内	奥銀谷 1198	宗教法人	
B97	信仰施設	西岸寺及び境内	奥銀谷 1438	宗教法人	
B98	信仰施設	浄願寺及び境内	奥銀谷 1446	宗教法人	
B99	信仰施設	本源寺及び境内	小野 1517	宗教法人	
B100	信仰施設	井口稻荷神社及び境内	口銀谷	宗教法人	
B101	信仰施設	切抜稻荷神社及び境内	新町	宗教法人	
B102	信仰施設	川原町稻荷社及び境内	小野	宗教法人	
B103	信仰施設	庚申堂	小野	宗教法人	
B104	河川	白口川	猪野々	兵庫県	
B105	河川	大谷川	小野	朝来市	
B106	橋梁	盛明橋	口銀谷	朝来市	
B107	橋梁	姫宮橋	口銀谷	朝来市	
B108	橋梁	水道橋	口銀谷	自治会等	
B109	建造物	会所	口銀谷	個人他	
B110	建造物	会所	口銀谷	個人他	
B111	建造物	会所	口銀谷	個人他	
B112	建造物	会所	口銀谷	個人他	
B113	建造物	会所	口銀谷	個人他	
B114	建造物	会所	口銀谷	個人他	
B115	建造物	生野公園	口銀谷	朝来市	
B116	建造物	共同井戸	口銀谷	個人他	
B117	建造物	共同井戸	口銀谷	個人他	
B118	建造物	共同井戸	口銀谷	個人他	

番号	分類	名称	所在	所有者等	備考
B119	建造物	共同井戸	口銀谷	個人他	
B120	建造物	共同井戸	口銀谷	個人他	
B121	建造物	共同水場	口銀谷	個人他	
B122	建造物	共同水場	口銀谷	個人他	
B123	建造物	共同水場	口銀谷 2129	個人他	
B124	建造物	亀石	新町	兵庫県	
B125	建造物	一里塚	口銀谷 317-71	朝来市	
B126	建造物	カラム石の石積み	口銀谷他	自治会等	
B127	記念物	下箸供養塔	新町	朝来市	
B128	記念物	下箸修道碑	新町	朝来市	
B129	その他	八王子グラウンド	口銀谷	朝来市	
B130	その他	久宝グラウンド	猪野々	法人	
B131	その他	旧採石場(小野グラウンド)	小野	自治会	
	合計	112			

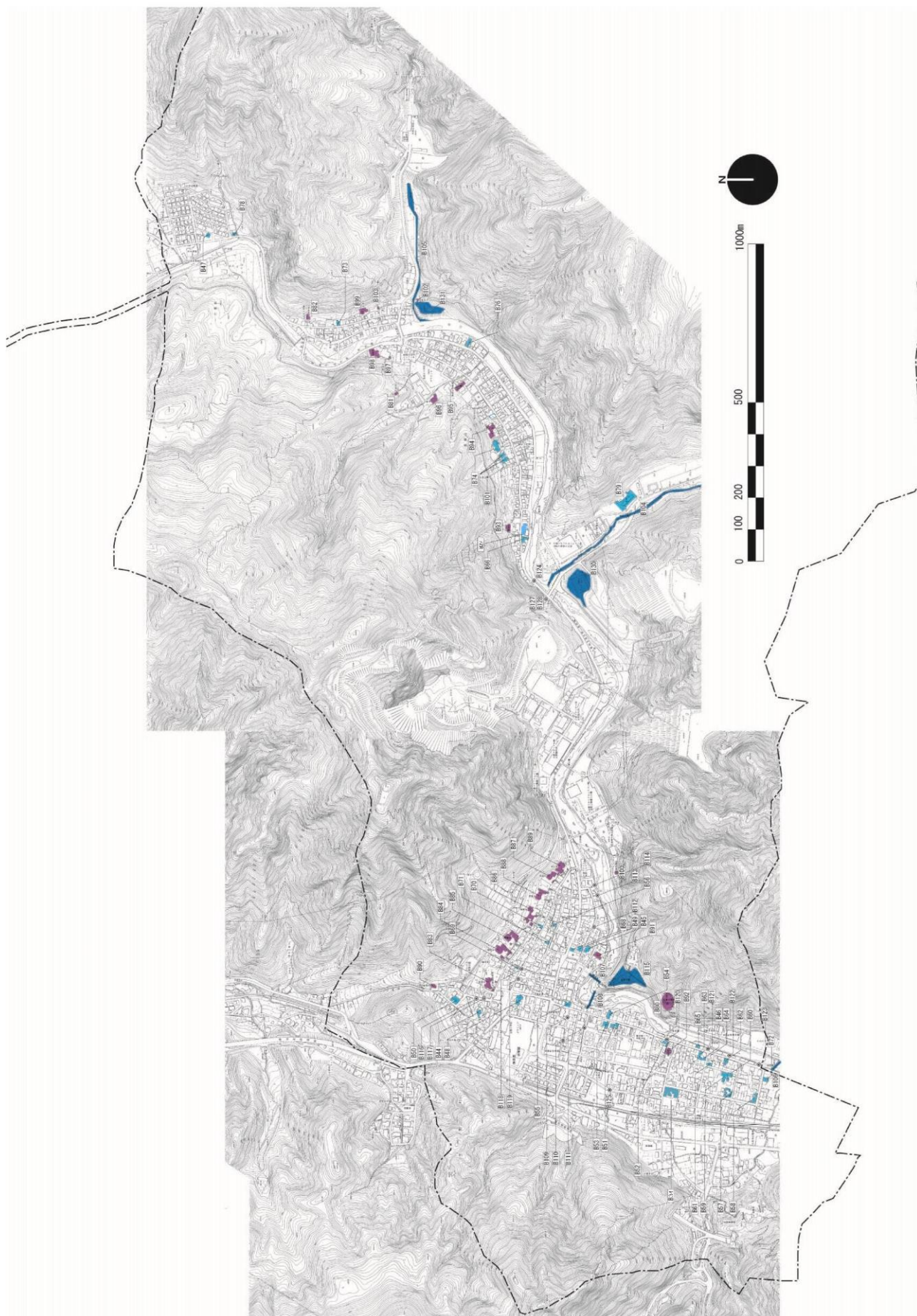
生野鉱山及び鉱山町の文化的景観 一般的な構成要素

A 鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観



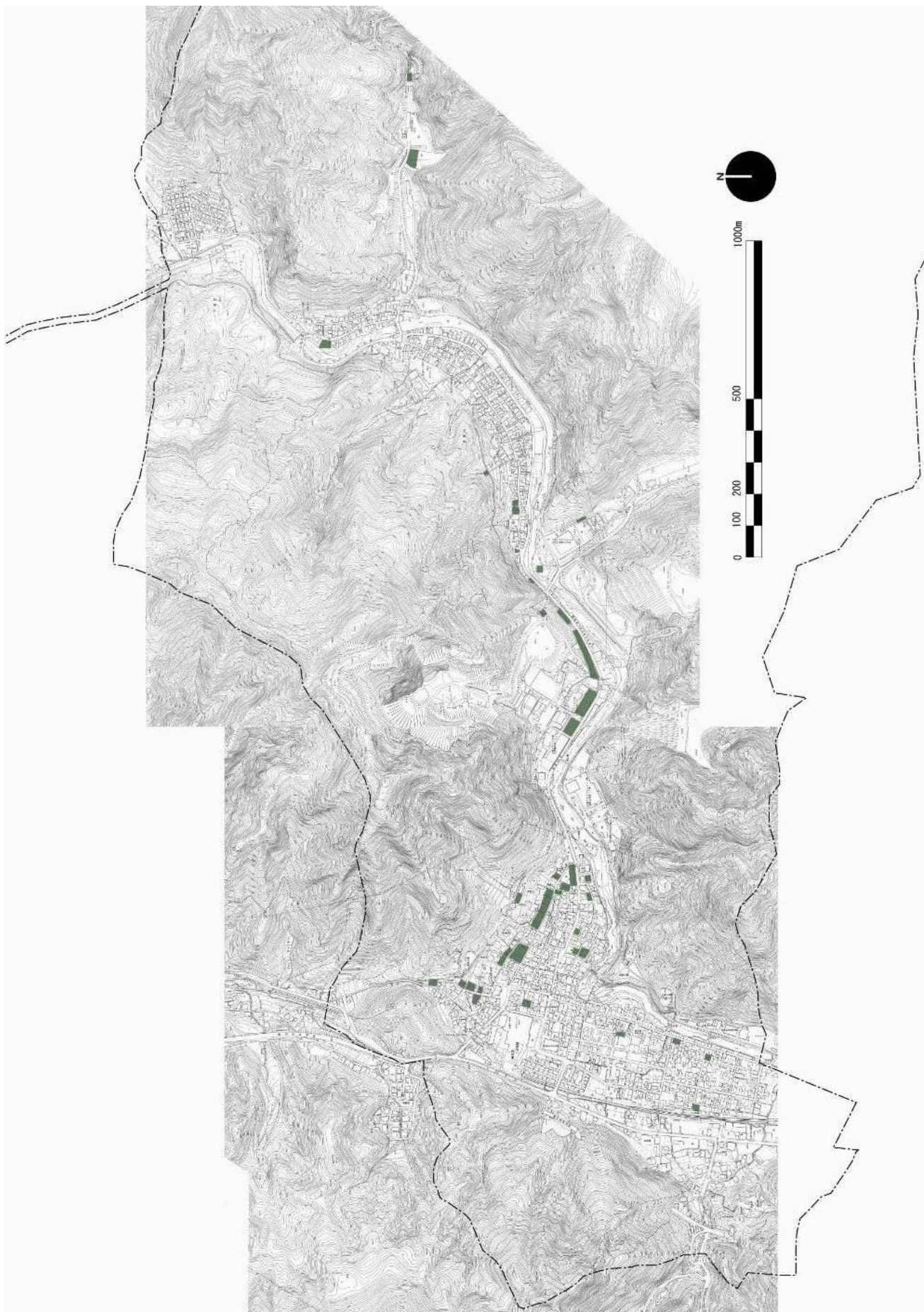
生野鉱山及び鉱山町の文化的景観 一般的な構成要素

B 鉱山町の生活、消費、信仰等に関する景観



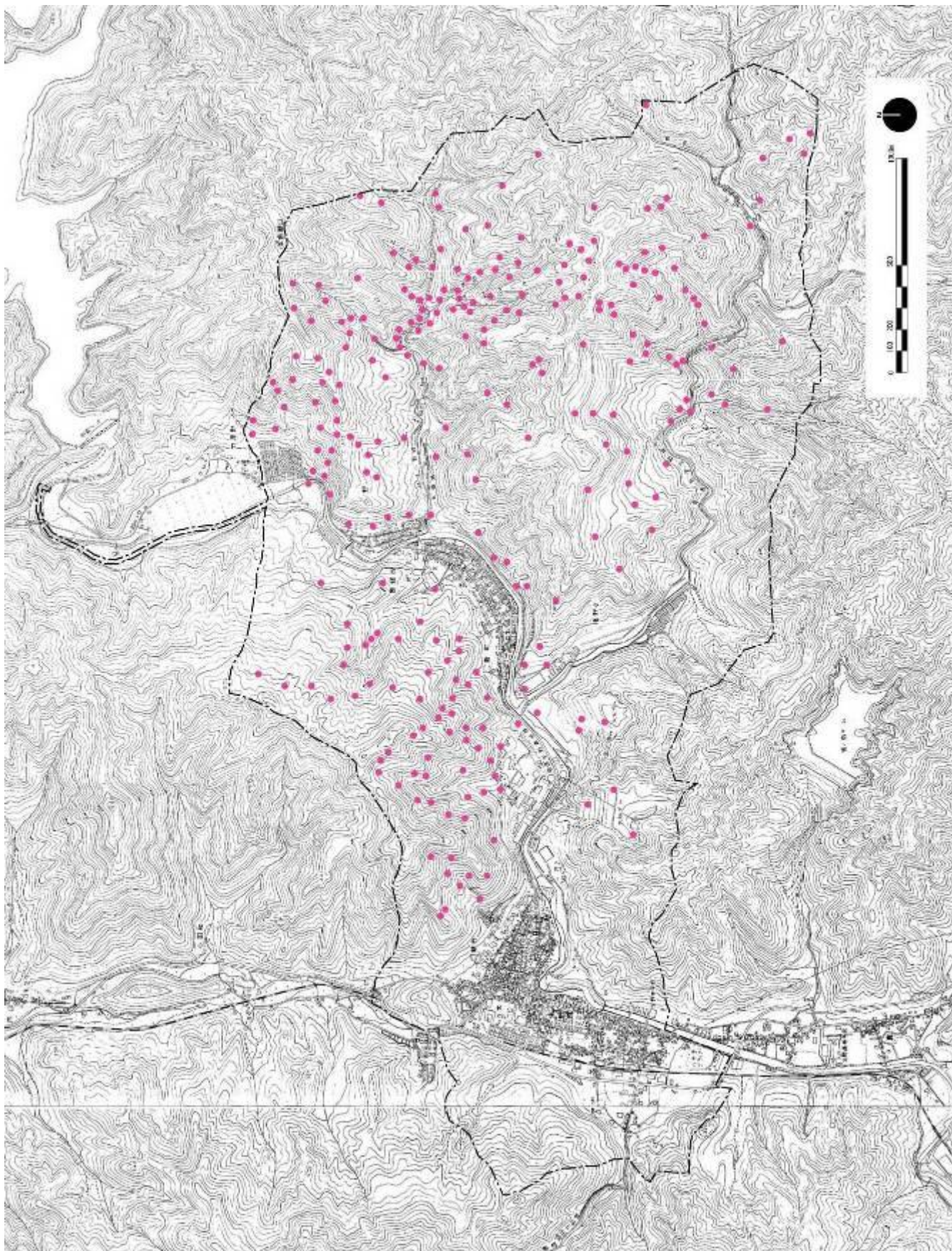
生野鉾山及び鉾山町の文化的景観 一般的な構成要素

B 鉾山町の生活、消費、信仰等に関する景観 (B122 カラミ石の石積み)



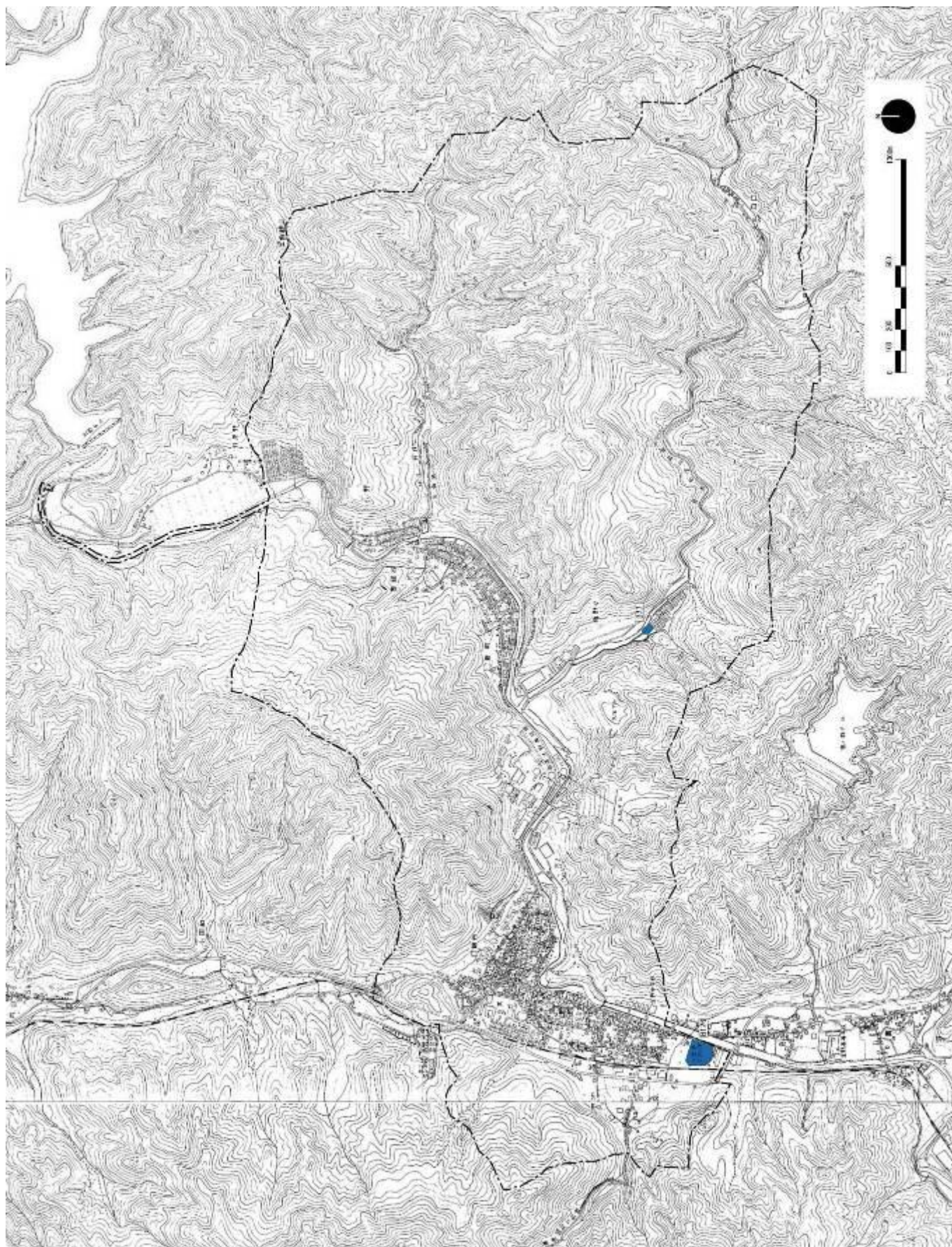
生野鉾山及び鉾山町の文化的景観 一般的な構成要素

B 鉾山町の生活、消費、信仰等に関する景観（A33 間歩）



生野鉾山と鉾山まちの文化的景観 一般的な構成要素（詳細地図外）

B 鉾山町の生活、消費、信仰等に関する景観



第5章 文化的景観の整備活用に関する事項

「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」の本質的価値に配慮し、基本方針のもと整備活用を図るものとする。

整備活用の具体的対策として、文化的景観の保護に資する本来の事業について以下に示す。

今後、これらの各事業を効果的に組み合わせながら、選定申出区域を対象とした総合的な事業展開を図り、文化的景観の特性をより高めていくよう努めるものとする。そのため、文化的景観とそれに関連するものの保存活用の観点から整備内容を検討していく委員会組織を設置し、文化庁と十分な調整を図りながら有形要素の整備のあり方を検討していくこととする。

5-1 建造物等の修復修理及び修景

太盛地区の旧混こう所をはじめとして、生野鉱山及び鉱山町に残る各時代の建造物は歴史の変遷を示す重要な景観要素である。このため、建造物の復旧修理及び修景に対して助成の支援等を行うことにより保存活用を図る。



旧混こう所（現総合事務所）

今後、景観文脈に応じた景観コードを作成していくこととし、住居、社宅等及び商店等については近世から近代にかけて形成された鉱山町固有の町家構造や意匠を持ち、地域の伝統的な生活の様子を伝える家屋の修景等に対して助成の支援等を行うことにより保存活用を図る。さらに、寺社などの信仰施設については、当該施設が持つ信仰及び交流等の機能についてその対象とする。

なお、これらはいずれも所有者の意思、生活生業の場としての利便性を尊重した上で具体的な内容を検討していくこととする。

具体的な施策

期 間	施 策 内 容
短期（1～3年）	<ul style="list-style-type: none">・重要構成要素の生活空間（住居学）調査・整備方針、ガイドラインの作成・所有者の意向把握・社宅の修理活用
中期（3～5年）	<ul style="list-style-type: none">・個人所有・寺社所有施設の修景・SUMCOクラブの修理活用
長期（5～10年）	<ul style="list-style-type: none">・トロッコ道修景整備・鉱山関連施設（総合事務所・電気炉等）の保存修理

5-2 鉱工業技術の発展・継承

測量技術や製錬技術など、近世から実学として発展してきた高度な鉱山技術や、鉱山技術から発展してきた最新テクノロジーなどが確実に私たちに引き継がれ、クラフトマンシップや職人として

の誇りのもとに、現在も国内唯一の錫精錬や精錬システム活かしたリサイクル事業、シリコンウェハー製造などが行われている。

今後も、技術立国日本の源流として鉱工業技術の振興や開発、雇用確保などの支援を行い、鉱工業技術に立脚した産業展開や地域産業の育成に貢献していくこととする。

そして、生野鉱山において展開してきた鉱山技術発展の長い歴史について、明確に記録し後世に伝えていくこととする。

具体的な施策

期 間	施 策 内 容
短期（1～3年）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業と市民・行政の情報交換会の実施 ・工場公開、会社見学等による産業技術の普及啓発 ・鉱工業技術の開発支援 ・鉱工業従業員住宅等の確保支援 ・鉱工業用水の確保・水利権の保全支援
中期（3～5年）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱工業技術史の調査と記録作成事業 ・既存企業の育成、増進支援 ・新規企業の誘致及び鉱工業、観光事業の育成支援
長期（5～10年）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存企業の育成・増進支援 ・新規企業の誘致、育成支援

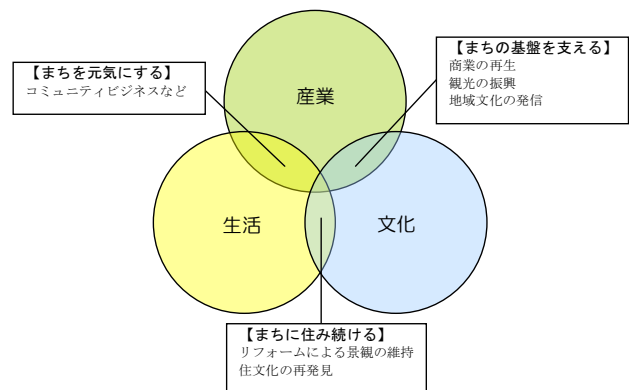
5-3 鉱山文化の継承

生野鉱山が繰り返してきた幾多もの栄枯盛衰の歴史は、住民のアイデンティティの拠りどころともいうべき鉱山町独特の伝統文化を形成し、繁栄や賑わいを誇示する行事や催し物に情熱をかける土壌を形成してきた。また、鉱山気質の系譜を受け継ぐ生野人には、先駆けて取り組んでいく進取の気性が生まれ、全国の様々な鉱山町のと交流によって培われてきたおもてなしの精神などが授けられている。

こうした鉱山としてのDNAともいうべき伝統文化や精神文化を継承していくため、後継者の育成支援を進める。

さらに、小学校や中学校において生野鉱山の歴史を理解する教育活動の充実や、生野銀山塾などにみられるような子供たちに向けた学習機会の提供、高校生や成人などに向けた研修会や公開講座などを積極的に行う。

さらに、鉱山町の文化的景観や歴史文化を理解するため、必要な標識や説明板等の設置を進めていく。



具体的な施策

期 間	施 策 内 容
短期（1～3年）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉾山技術資料の収集、保存、整理及び展示 ・ こどもを対象とした生野鉾山学習塾の開催 ・ 子ども用ブックレットの作成・配布 ・ 生野踊りなど伝統的行事の保存継承支援 ・ 文化的景観普及説明版・啓発パンフレット作成 ・ 文化的景観シンポジウムの開催 ・ 文化的景観研修会や勉強会の開催 ・ 住民・研究者による古文書等の記録保存活動支援
中期（3～5年）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉾山技術資料の収集、保存、整理及び展示 ・ 小中学校における郷土学習教材作成 ・ ボランティアガイド養成講座、研修会による人材育成 ・ こどもを対象とした生野鉾山学習塾の継続支援 ・ 生野踊りなど伝統的行事の保存継承の継続支援 ・ 梅や茶など鉾山独特の食材・食文化の復活支援
長期（5～10年）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉾山技術資料の収集、保存、整理及び展示 ・ こどもを対象とした生野鉾山学習塾の継続支援 ・ 生野踊りなど伝統的行事の保存継承の継続支援

5-4 その他文化的景観の保護活用に資する事業

生野鉾山の文化的景観が400年以上にわたって常に変化し続けてきた歴史的な景観関係文脈を重視し、鉾山のクライマックスなど特定の時代に限定して凍結的に維持することなく、周囲の景観と調和させながら緩やかな発展が継続できるように、地域内の拠点施設の整備やサイン整備などの事業を検討し展開していく。

そして、文化的景観の保護によって、地域の活性化や地域づくり、観光事業への効果が期待されていることから、ソフト・ハードの両面から更なる地域の活性化に向けて事業を展開していく。

さらに、景観を維持向上させるための施策や阻害要因となる屋外広告物の撤去等、朝来市の文化的景観の保護に資する事業を展開する。

具体的な施策

期 間	施 策 内 容
短期（1～3年）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業との調整、検証 ・ 重要な構成要素のサイン整備 ・ 景観阻害要素の調査 ・ 緑の回廊整備（御林・古城山周辺遊歩道） ・ カラミ石の井戸整備 ・ 両国橋整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成協議会育成支援 ・ バスツアーの誘致 ・ 観光需要等に対応した組織活動支援（観光協会の支援） ・ 文化的景観パンフレットや散策マップ等の作成配布
中期（3～5年）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業との調整、検証 ・ 景観阻害要素の撤去及び修景 ・ 景観形成協議会育成支援 ・ 全国鉱山シンポジウムの開催
長期（5～10年）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業との調整、検証 ・ 文化的景観地区連絡協議会大会の開催

第6章 文化的景観を保存活用するために必要な体制に関する事項

保存計画の推進のためには、これまで産業遺産を積極的に保存活用してきた経過を踏まえ、それぞれが保存活用に向けた役割を果たすとともに、従来から続けられてきた市民やまちづくり団体、自治会、自治協議会らの活動を、文化的景観も軸に入れたまちづくりに向けて調整していく必要がある。そのため、行政や民間企業を含め関係する全団体で構成するまちづくりの推進組織を立ち上げ、それぞれの団体が有機的な連携を図る必要がある。

またその実現に向けては、文化的景観の施策に限らず多様な手法を参考とし、特に、登録文化財制度など新しい文化財保護制度の流れ、文化庁による歴史文化基本構想や文化財総合的把握モデル事業、地域伝統文化総合活性化事業、「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律」(愛称：歴史まちづくり法)などの新しい流れを的確に把握しながら保存活用を行うものとする。

6-1 行政

重要文化的景観の選定申出は、文化財保護法第134条によって、景観法による景観計画区域か景観地区内に存在する文化的景観であって、その保存のための措置を講じていることが定められている。文化的景観に含まれる要素は多岐にわたり、その保存にあたっては、地域の歴史や土地利用のあり方や伝統文化の継承、観光交流事業の展開などと密接に関連する。このため、生野鉱山の文化的景観の保存活用にあたっては、朝来市の庁内関係部局との連携体制はもちろんのこと、国土交通省や兵庫県なども交えた横断的な連携、隣接する関係自治体との連携が不可欠である。

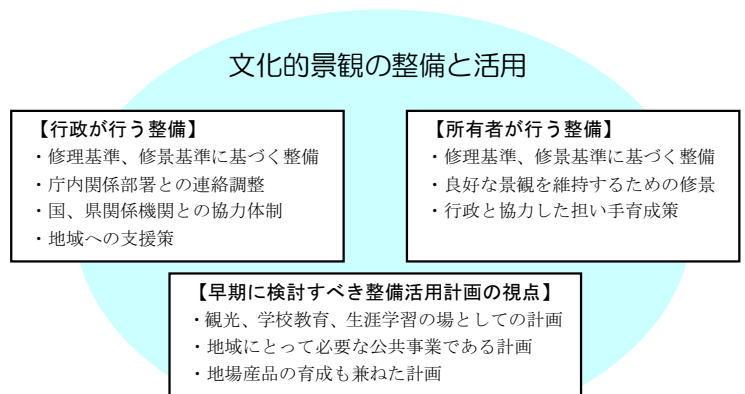
特に、養父市においては、江戸期より同じ生野代官領支配から三菱民営化を経て同じ鉱山として昭和62年まで操業を続けてきた明延鉱山などがあり、養父市教育委員会において文化的景観の基礎的な調査が行われていることから、今後一層密接な連携が必要である。

今後は、文化的景観を活かしたまちづくりを念頭に、歴史的特性、景観文脈に基づく復元整備、鉱山集落の町並みや、鉱山遺産、生野鉱山寮馬車道などの修景事業などを推進するとともに、伝統文化を継承・振興させるために、積極的な支援事業を展開していくこととする。

現在、朝来市では「鉱石の道事業推進プロジェクト」を設置し、定期的に関連部局の横断的な連携を図っており、一層の連携強化を図らなければならない。

今後は、島根県大田市の石見銀山課や新潟県佐渡市の世界遺産推進室、愛媛県新居浜市における別子銅山文化遺産課などに見られるように、生野鉱山の文化的景観や歴史遺産をはじめとする文化財の保護・活用を専門的に担当する部署や担当者の設置も求められていることから、実現に向けて具体的に検討していくこととする。

さらに、文化的景観の整備活用に向けた新しい推進体制の整備も必要になっており、整備検討委員会設置等の体制づくりを進めることとする。



<社会資本総合交付金事業> 国土交通省

国土交通省が所管する補助金を一括化した総合的な交付金で、地方公共団体にとっては自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設された。

地方公共団体は、「活力創出」（道路・公安）、「水の安全・安心」（治水・下水・公安）、「市街地整備」（都市公園・市街地・広域連携）、「地域住宅支援」（住宅・住環境整備）の基幹事業ごとに社会資本総合整備計画を作成し、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に実施することができる制度である。

◎社会資本総合整備計画

地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出する。（計画期間は概ね3～5年）

◎活用内容例

良好なまちなみ景観の維持、まちなみ修景、まちなかの環境整備や歴史的まちなみを形成する建造物についても整備を行うことが可能である。また、基幹事業と一体となって効果を高めるソフト事業についても実施できる。

<民間基金を活用した事業>

民間の基金等の活用により、今後の景観整備において、下記のような事業展開も行うことが可能となる。

◎基金概要

芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を継続的・安定的に行うことを目的とした基金

◎基金を活用した助成事業

芸術文化振興基金を活用した歴史的集落・町並み・文化的景観保存活用活動助成事業（萩市）

◎助成の対象

1. 歴史的集落・町並み、文化的景観の保存・活用に資するセミナーの開催、資料の収集・作成・展示活動等
2. 伝統的建造物群保存対策調査及びこれに準じる調査実施地区において、1の活動を継承発展させるうえで必要最小限の保全・補修重要伝統的建造物保存地区に選定されている場合は、その保存建物の内装の一部
3. 1の活動に関連して行われる必要最小限の景観保存に資する活動

◎補助率、限度額等

助成対象経費の1/2以内、かつ自己負担金の範囲内の定額

<民間による支援の仕組みづくり>

保存計画の推進のためには、一定の費用を要することとなる。その全てを国や県や市の財源のみで行うことは難しい側面がある。そこでその費用の一部については、地域振興型の電子マネーカードの発行や文化的景観の保存計画の推進を目指し、売上金の一部を保存計画の推進のための飛鳥となる自動販売機設置等のしくみづくりを行い、朝来市の内外問わず、一般の方や外部企業による支援が行えるようにする。

<民間企業による地域振興型の電子マネーカード>

I ONグループの実施している「地域WAON」カードは、WAONと地域サービスを受けるカードが一つになったもので、全国どこで利用しても、金額の一部が地域活動に活用されるもの。



<大阪府文化振興基金によるメセナ自販機>

大阪文化を振興するための財源確保のため、売上金の一部を活用して文化を通じた次世代育成事業を行う「次世代育成型メセナ自動販売機設置事業」を実施している。

6-2 自治会及び自治協議会などとの連携

朝来市では、従来の伝統的なコミュニティ活動母体である自治会「区」に加えて、地域自治協議会が設置されており、生野鉦山の文化的景観の対象範囲においては「いくの地域自治協議会」及び「奥銀谷地域自治協議会」が積極的な活動を行っている。地域に根ざした伝統文化の継承は、自治会を核としたものが多かったが、人口減少や高齢化などに伴って伝統文化の保存継承活動の低下がみられ、地域自治協議会などの広域的な組織に役割がシフトしてきている状況にある。

平成22年に策定されたいくの地域自治協議会の「地域まちづくり計画」では、“ロマンあふれ かがやくまち 生野”を、奥銀谷地域自治協議会では、“みんなが主役 いきいき元気 奥銀谷”をキャッチフレーズとして、伝統行事の継承や風情ある町並み、近代化遺産群などの地域資源を活かしたまちづくりが計画・実施されている。

今後の文化的景観の保存・活用にあたっては、こうした新しい地域自治組織や従来からの伝統的なコミュニティ組織などと相互に連携協力していくこととする。



生野踊り

6-3 市民・まちづくり団体

文化的景観の継承は、行政の施策面とともにそこに生活や生業を営んでいる市民や企業などの積極的な参画と自主性が重要となる。

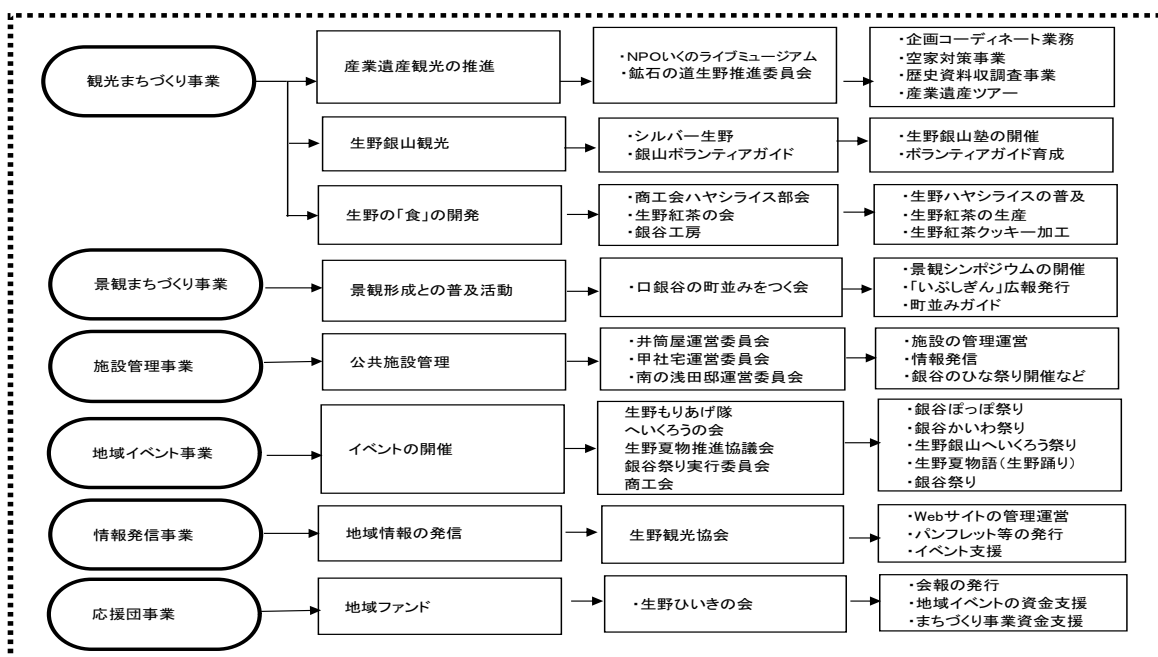
現在、市民及びまちづくり団体、NPO 法人などが、様々なステージにおいて積極的なまちづくり活動を展開しているところである。「口銀谷の町並みをつくる会」や「生野まちづくり工房井筒屋運営委員会」などの活動は全国的にも知られるところであり、生野銀山の歴史を研究するグループや、銀山まち口番所の運営を主軸とするNPO法人いくのライブミュージアム、若者などによる「生野もりあげ隊」などの団体がある。

さらに地域ファンドとしての機能を持ち、地域住民にとどまらずかつて生野鉱山で勤務した者や生野町に暮らしたことがある元町民や出身者などによって構成される地域支援組織として「生野ひいきの会」があり、鉱山町の町並みと生野の地域性豊かな盆踊りをテーマとしたイベント「生野夏物語」などが開催されている。

また、鉱山で賑わっていた昭和 30 年代を再現した「銀谷祭り」や「銀谷のひな祭り」、町並み景観やまちづくりにつ
まちづくり工房「井筒屋」でのおもてなし
いて議論を深める「生野・景観まちづくりシンポジウム」など、地域イベントが積極的に行われているほか、鉱山本部の購買会を活用した「ルートダルジャン芸術祭」など都市部の若者や芸術家とタイアップした試みや、旧生野鉱山職員宿舎や口銀谷銀山町ミュージアムセンターなどでも近代化遺産を活用した歳時イベントが開催され、今後展開していく鉱山遺産や文化的景観の保存活用や地域活性化に向けた取り組みについても、様々な団体が積極的に関わっていくことが求められている。

このほか、朝来市商工会や生野町観光協会、近代化遺産や歴史的建築物の保存活用に向けて成果を挙げてきた兵庫県ヘリテージマネージャーなどにも大きな期待がかかる。

このように、市民や各種団体、関連企業などとの連携と協働によって、文化的景観の保存・活用を推進していくこととする。



生野におけるまちづくり活動と団体

6-4 企業との連携

現在、生野鉱山周辺では、三菱マテリアル(株)生野事業所や(株)SUMCO 関西事業所をはじめとする関連企業や事業者などにおいて、文化的景観や歴史遺産の価値について深い理解のもと、その公開や活用などの事業展開において連携していくことが求められている。特に、企業イメージの向上に向けて、地域社会との共存や地域の歴史を踏まえた産業観光を含む多角的な事業運営は重要な意味を持つものであり、社会的ニーズを満たすものとして注目されている。



三菱マテリアル(株)生野事業所による特別公開

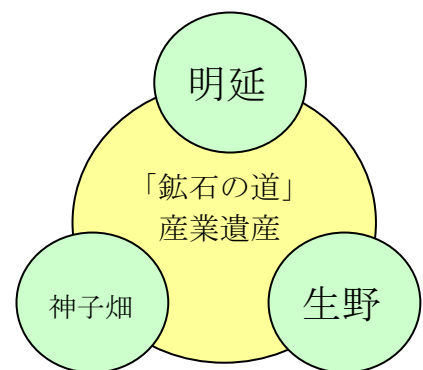
また、(株)シルバー生野をはじめとして、鉱山遺産を活かした観光事業を展開している企業との連携協力も必要となっており、鉱工業をはじめとする企業との連携を進めていくこととする。

6-5 広域的な鉱山町ネットワークの形成

朝来市では鉱山町として、隣接する養父市明延鉱山とともに「鉱石の道推進協議会」を立ち上げ、明延鉱山や朝来市内の神子畑選鉱場跡など鉱山遺産の連携と活用を図りながら、鉱山シンポジウムや住民交流会、バスツアーの誘致など地域活性化を進めており、「鉱石の道」産業遺産オープンエアミュージアムとして産業観光などを中心としたさらなる展開が望まれる。

一方、中播磨地域において、姫路から朝来市生野町までの南北交流のシンボルとして、豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を活用した「銀の馬車道プロジェクト」が展開されており、圏域を超えた交流を推進していく必要がある。

さらに、石見銀山のある島根県大田市や佐渡金山のある新潟県佐渡市、別子銅山のある愛媛県新居浜市や足尾銅山のある栃木県日光市、さらには同じ三菱グループの精錬所がある香川県直島町など、全国の鉱山町と密接な関係にあり、相互ネットワークの形成が必要である。また、全国町並み保存連盟や全国近代化遺産活用連絡協議会、全国文化的景観地区連絡協議会など、鉱山町や文化的景観などに関係する全国の自治体や団体などとの連携や交流を続けていくこととする。

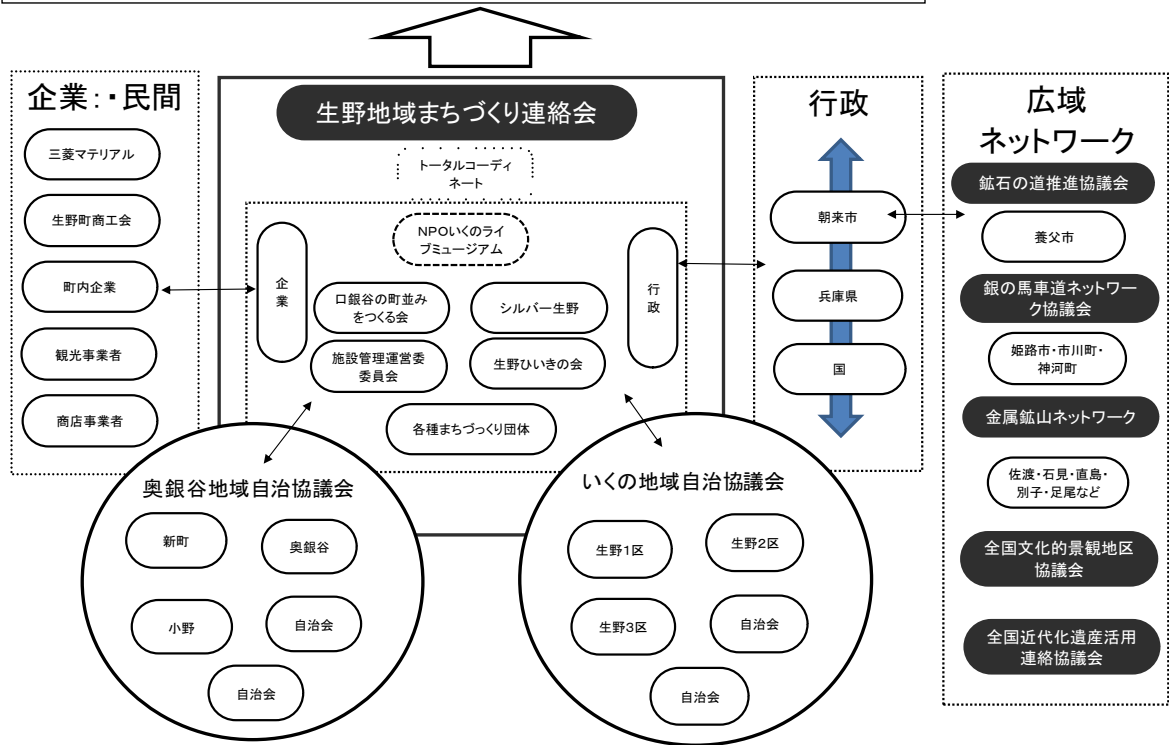


6-6 文化的景観の保存活用に向けた組織の連携

各種まちづくり団体、自治会、自治協議会らの現在行われている活動を活かしながら、文化的景観の保存活用を推進するため、行政や民間企業を含め関係する全団体で構成するまちづくり推進組織を立ち上げていく。

「生野鉱山とともに歩み続け、未来に継ぐ協働のまちづくり」

①歴史的な鉱山町の景観と文化の継承
 ②変化発展し続ける鉱工業や住民生活の継続
 ③鉱山遺産群の総合的な保存活用による地域再生



まちづくり組織のイメージ図

具体的な組織育成計画

期 間	施 策 内 容
短期 (1～3年)	<ul style="list-style-type: none"> ・奥銀谷地域の景観形成まちづくり組織立ち上げ支援 ・文化的景観の勉強会、研修会の開催 ・文化的景観まちづくり懇話会の開催 (組織の立ち上げ検討)
中期 (3～5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化的景観まちづくり連絡会の立ち上げ支援 ・まちづくり連絡会のコーディネート機能と運営資金の具体化
長期 (5～10年)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり連絡会の自主運営とNPO法人化